

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
家わけ八

解題

『種子島家譜』（以下『家譜』）の前半は、平成六年一月に『旧記雑録拾遺 家わけ四』として、全八十九冊中、巻一から巻二十六までの二十六冊分が刊行されている。今回その続編として、巻二十七から巻七十三までの四十七冊が刊行されることになった。『家譜』編集の経過などについては、五味克夫顧問の詳しい解題が前書にあるので、是非一読されるよう希望する。また今回刊行分のうち、巻二十七から巻四十までの十四冊中、十一冊は文書を欠いている。その辺の事情について前書の解題を引用させてもらおうと、

『家譜』は正副二本あり、正本は鹿児島市高麗町の種子島邸において昭和二十年六月十七日の空襲によってその他の同家古文書と共に焼失した。この時、いったん筆を止めていた『家譜』の継続分、すなわち巻九十九り九十三まで、明治二十五―二十六年、二十七―三十年、三十一―三十二年、三十三―三十四年分の四冊も烏有に帰したという。一方戦災を免れた西之表市の種子島家にあった副本八十九冊も、鹿児島県歴史研究会による史料刊行準備のため鹿児島大学文理学部（当時鶴丸城跡本丸内にあり）に前半分四〇冊まで（二十三代久道、文政七年）を帯出中のところ、昭和二十七年四月二十四日、鹿児島市長田町出火の大火災のため、書庫より持ち出し中の九冊を除き書庫炎上に伴い焼失し去った。残存分は巻七、十四、十五、十七、二十、二十一、三十四、三十五、三十七であった。幸にして四十冊中、東京大学史料編纂所には巻一より十四までの明治十八年の謄写本、巻十五より二十六までの昭和三年の謄写本があり、これらは何れも鹿児島市種子島邸の正本を模写していたものであった。このため西之表市の種子島家譜復元委員会では同本により巻二十六までの副本焼失分の再模写復原を果したのである。したがって今回刊行の巻二十六までの『家譜』の内容については正副本そ

それぞれの原本に拠ったといってもよい。

しかし今回刊行しない巻二十七以降の分については問題がないわけではない。すなわち文化八年以後文政七年に至る間の記述のある巻二十七から巻四十までのうち、前述の如く焼失を免れた三十四、三十五、三十七の三冊を除く十一冊は東京大学史料編纂所に謄写本がなかったため、そのままの形での復原は不可能であった。ただし『家譜』副本四十冊の帯出以前、種子島に於て同本による和訳の作業が昭和二十六年春以来、鮫島宗美氏（当時種子島高校教諭）の手により進められており、昭和二十七年には巻四十二まで及んでいたのである。したがって鮫島氏の和訳本から原漢文の体裁に戻し、復原する作業が鮫島氏等を中心に進められ、一応焼失した『家譜』の復原が実現したのである。しかし鮫島氏の和訳本には文書等については省略されており、このため西之表町史編纂資料「御家譜抄本」や一部研究者らの手により書写された分以外のこの間の文書の復原については見込のない状況にある。なお鮫島氏はその後も『家譜』和訳の作業を続け、昭和三十六年、ついに巻八十九まで全て完了し、昭和三十七年九月、熊毛文学会より六巻本として孔版刊行されている。前述の如く文書は載録していないが、全文漢文の記事を和訳しているため意味がとりやすく、『家譜』の普及活用に多大の寄与をしてきた。

以上、五味顧問の前回刊行の解題を引用させてもらった。文中の今回を前回に読みかえていただけたらと思う。この後同解題は家譜編集の経緯へと続き、誠に興味深いのであるがそれは前書に譲って、今回は二三の内容紹介で解題に代えたい。

家譜の性質から、内容は領主の治世を記録したものになるのは止むを得ないことであろう。領主の生活が種子島という孤島でなされた訳ではないから、編さんされた内容も当然領主の治世に関係する凡ゆるものを含むことにな

る。具体的には幕府の法令、藩庁の達示類、領主の指示、それも鹿児島種子島の飯屋からの文書かなどを読み分ける必要がある。幕府と藩の区別には幸い記事で、幕府を県官、藩を官と書き分けているので理解しやすい。

伊能忠敬の測量

幕府の法令で多いのは海防に関するものである。鎖国以来異国船対策は幕府の重要な施策の一つであるから、全時代を通してみられるのであるが、今回刊行分の幕末になると少し様相が変わってくる。全国津々浦々でなされた異国船対策を知ることができる。これとは別に日本全国で行われた事業の一つに伊能忠敬の海岸線の測量がある。種子島での測量については故増村宏氏の研究（鹿児島大学文科報告第二号など）があり、増村氏は『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並解説』（鹿児島県史料集第10集、昭和四十四年、鹿児島県立図書館刊）も校訂刊行されている。伊能忠敬の種子島測量について、幕府が出した法令などは『家譜』にもみられない。藩の記録としては、文化九年の「重豪譜」と「斉興譜」に

是歳伊能勘解由・坂部貞兵衛又為測量屋久島・種子島両島、春二月二十四日分班貞兵衛先入吾封内出水、二十
六日勘解由入大口、三月二十七日自山川乘船至屋久島・種子島、其余測量諸処、而六月五日勘解由自綾出疆、

貞兵衛自加久藤出境而去焉、事詳齊興、
之譜中

右は重豪譜であり、同譜に斉興譜に詳とみえるが、現存の斉興譜では殆んど同文である。『旧記雑録』には右の史料以外に伊能忠敬の測量に関する記事もないので『家譜』の記事は詳細を知るには貴重である。藩内の測量の行程などを知るためには忠敬の「測量日記」（『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並解説』所収）を利用すればよい。伊能・坂部隊とは別に薩摩藩も測量隊として、記録奉行・書役・見聞役・画師など十数人を同行させている。種子島に

先立つて行われた屋久島測量について、「楠川文書」に屋久島での記録がある。屋久島民は測量隊の宿舎設営や荷物の運搬・食料の世話などに動員されるが、測量隊とは伊能隊・坂部隊と藩の一行である。種子島ではこれに加えて種子島家の測量隊も参加している。家老・物奉行・組頭・作事方・船奉行・船奉行寄・郡役・馬役・書役などの大勢である。二手に分かれての測量とはいえ、大人数が移動することになる。荷物の運搬などに徴発された人夫も相当な数になったのであろう。測量が終り一行がひきあげると、測量隊に協力した島民へ米銭を与えたり諸役を免ずる表彰と、協力不十分な者への叱責の記事が続く。記事は島をあげての協力事業であったことを物語っている。なお実際に測量が行われたのは文化九年であるから巻二十八に記録が残るが、当初の予定では本土と同じ同七年の測量であったから、前回刊行分の巻二十六に準備段階の記録をみることができる。

家格「公家」のこと

薩摩藩の家格について『薩藩史談集』では、御一門家として重富・加治木・垂水・今和泉の四家をあげている。よく知られていることで『列代制度』でも変りはない。『鹿児島県史』によると、正徳二年十月、一所持三十家・一所持格十三家を定めとし、その後大身分が設置され、元文三年五月、大身分を一所持より分け、一門の次、一所持の上の家格とし、日置・花岡・都城・宮之城の四家がこれに属している。天明六年には大身分の家格は廃止されたが四家の家格は従前通りとし、私一所の名を付けて呼ぶことにした。これを家名方または四家という。さらに「之に一門四家を加へて八家とし、また八家の内に種子島家を加へる事あり、実は九家である」と述べ、種子島家が単なる一所持でなく特別な家格であるとしている。注記に典故として「旧記雜録追録」や「歴代制度」をあげているが、他の八家は諸書に共通するにしても種子島家を入れた九家のことは出てこない。『薩藩政要録』にもみられないので、種子島家が公家の一員に数えられるようになったのは幕末も押しつまった時期と思われる。『家譜』

卷六十七、二十四代久珍の嘉永四年十月十二日の記事に「官、吾を公族（御一門方）に列す」とあるのでこれ以後のことであろう。久珍は斉興の十三男で『島津氏正統系図』（尚古集成館刊）に

久珍

報七郎 弾正

文政五年壬午二月四日生

（島津撫風久尹養女）
母同上

嗣種子島伊勢久道後

安政元年甲寅正月十二日卒 法名日厚

とあり、天保十三年六月、種子島久道没後の養子を命じられ、十二月江戸から帰り種子島家を嗣いでいる。他の八家はいずれも島津氏の支族であつて、養子家督の久珍とは事情が違ふと思ふが、ともかく一代限りの家門に認められたことになる。ここで島津家と種子島家の姻戚関係を『島津氏正統系図』にみてみよう。

○貴久女子 種子島左近太夫時堯室 離別之後嫁肝付弾正忠兼盛

○義久女子 島津守右衛門彰久室 永禄六年六月十六日誕生 母ハ種子島左近太夫時堯女

○同 女子 太守家久御簾中 幼名亀寿 母同前

○家久女子 種子島左近太夫忠時室

○光久女子 千代松 種子島弾正伊時初室

○同 女子 袈裟千代 種子島弾正伊時後室

○斉宣女子 於隣おちか 於隣おむら 松樹院 松寿院 種子島伊勢久道室

とあり、『家譜』では

○時堯 享祿元年戊子二月十日生 母島津薩摩守忠興女

○時堯女子 母日新公女

○同 女子 母同上 太守義久公夫人 生姫君二人 姉島津守右衛門彰久室 妹太守家久公夫人

○久基女子 母太守光久公第十一翁主

○同 女子 母太守光久公第十一翁主

○憲時 母光久公第十四翁主

○久達 母太守光久公第十四翁主

とあり、右両書の片方にしか見られない記事もあるが、多くは符号するようである。いずれも政略結婚と思われるもので両家の女子が往来しているにすぎない。

これに対して男子の養子成りは島津家から種子島家への養嗣子であるが、前述の斉興男報七郎（久珍）の前に斉興男普之進（久光）がある。島津久光が重富家を継いだことはよく知られているが、その前に種子島家に養子入りしたことは殆んど知られていない。『島津久光公実紀』には、

文化十四年^丁十月二十四日 公鹿兒島二生ル 幼名普之進 世臣種子島伊勢久ノ養子トナル 幼ナルヲ以テノ故ニ猶城中ニ在リ

文政九年^丙 公種子島氏ヲ去リ 一門家島津出雲^忠ノ養子トナリ又次郎ト称ス 出雲ノ女ヲ以テ配トス 出雲世々大隅国重富郷一万四千石ヲ領ス

とあるが、『島津氏正統系図』には

○文化十四年丁丑十月二十四日生 母同智姫

○為島津山城忠公養子

○文久元年辛酉四月辞去重富家復於本氏（以下略）

と書かれているだけで、種子島家への養子入りは省略されている。『斉興公史料』の文政元年に

二七九 久光公種子島藏人養子被仰出達書

去年御出生ノ 御男子様御名普之進様ト被遊、然共思召有之是迄御内々ノ御取扱ニテ候得共、追々御丈夫被為成候付、此節種子島藏人養子被 仰出候、

三月 安房

典膳

とあり、『家譜』では文化十五年（文政元）年正月十三日に、

太守公北条右門守道を召し、側役野村主礼を以て、窃かに去歲十一月府城に生る所の公子をして、吾が女子に贅壻して家を嗣がしめんことを命ず（原漢文、以下同じ）。

が初見である。吾が女子とは、同十四年二月十二日に生まれた巖架婆のことであろうか。この養子入りについて種子島在島の家臣団は動揺し、一同が本源寺で協議し、辞退抗議のため代表を出鹿させることを決議しているが、鹿児島勤務の家老から諫められて出鹿は中止された。次の記事である。

公子入興事種子島に達するを以て、家老・用人・組頭・府下士を本源寺客殿に招き共に相議す、皆曰く、島主は平氏の正統にして廿三代血脈相襲ぐ、公子と雖も他姓也、請う之を辞するに不如、と家老西村源五右衛門時照、物奉行美座平兵衛時息、用人種子島三左衛門時孝、諸奉行羽生嘉右衛門、平土緒方吉左衛門、將に覺府に赴て之れを訴えんとす、時に定府家老知覧才兵衛行寛令を伝えて曰く、官再び命あり、公子入興の事已に決ま

る、出府すと雖も愁訴するに由なし、之を奈何ともする能わず、少焉時を待つて可也と、是に於いて行を止む、三月一日、太守斉興の命を国家老鎌田政興がうけ、普之進は当分本丸で育て、数年後に種子島家に入興することを市田義宜から登城した久徴に伝えられた。五月、前に入興に反対した家老西村源五右衛門以下は鹿兒島に呼び出され、反対は無益であることを諭されている。六月には入興を賀して種子島の諸役人・諸奉行・諸士・寺社から献上金が贈られているので、一件は落着いたらしい。

十月、近歳必ず普之進殿入興あるべし、として諸準備が進められるが、入興は実現せず、その後は初袴・端午・誕生祝・生御霊・歳暮など贈答品交換の記事が続き、文政八年三月十三日の記事に

普之進殿贅婿を罷められ、且つ賢慮あり、久道及び隣殿憂慮すべからざるの命を奉ず、とあるので、島津家の事情によつて普之進の入興は中止されたことになる。歴史に仮定は避けねばならないが、もしも普之進の入興が実現しておれば、幕末の薩藩史は書きかえられることになったのだろう。

種子島家へ島津家からの養子入りは前に述べたように天保十三年報七郎が久道没後の養嗣子となることで実現し、種子島家が公家の一員として認められた。ただし一代限りの措置であり、いずれは一所持の家格に戻るものであつたといえよう。

大園学校

安永二年二月、島津重豪が聖堂を建設すると、ついで加治木・垂水・種子島・都城（以上私領）などの諸郷に郷学が設けられたという。『鹿兒島県史』では「種子島は島地ながら、夙に文運開け、天和三年、領主種子島久時が家来小田宗意をして大学を講せしめてより、謂はゆる御広間講義が行われてゐた。かくて、聖堂創建後、早くも安永七年には西之表大園に学校を建て、之は数年にして廃したが、各所に学塾あり、就中詩文の盛行は異とすべきも

のがあった。」と述べている。県史が扱ったのは熊毛支庁編『熊毛郡沿革志』との注記がある。『鹿児島県教育史』には、学校の建設と同時に記録所が設置され、初代奉行に平山顕友が任命された、と述べている。

大園学校について『家譜』にどのような記録があるのか。前回刊行の安永七年をみると、八月に記録所を大園に建てた記事はあるが学校のことはない。この年の正月島主久芳は聖堂と神農堂の火消奉行となっており、安永二年の聖堂創建時にも文庫と張番所の手伝いを命じられ、造営の費用として銀子七貫目を納めているので、学校創建に関心があってもおかしくはない。また記録所の創建記事はあるが、平山顕友奉行の記録はない。なお天和三年、種子島久時が小田宗意に大学を講義させたことも、残念ながら『家譜』にはみられないのである。

御広間の講義に類するもので、のちに三月三日と九月九日に定着する法章の講義も記録の初見は天明八年である。「毎歳之に倣う」とあるが、翌寛政元年以後は記載がなく、ようやく文化三年三月三日に「式由旧」とある。以後記事を欠く年もあるが、毎年法令を読む行事が行われたようである。しかしこの行事は法令の学習であって儒学の講義とは別のものであろう。

『家譜』に学校を探すと、安政四年四月十三日に「用人美座三十郎時資・平山寛蔵武肅を学校所掛とす」とあり、同十五日に「学校を内城に創建し、講談役をして生徒に教授せしむ」、五月二十六日「用人平山佐次右衛門友直を以て学校所掛と為す」、六月二十八日「鮫島新蔵を以て講談役と為す」、九月二十日「子島猪右衛門・平山藤助を以て講談役と為す」とあるので、安政四年、城内に学校が建てられ、学校所掛が管理し、講談役が教授したらしいことはわかるが、具体的な講義内容や生徒などについては不明である。この学校が安政年間の大園学校の再興になるのか、または安永年間の創建は誤伝であって安政年間の創建が正しいのか、今後の研究課題とすべきであろう。なお講談役について、文政二年七月十七日「西村甚五太夫・平山伝一郎を以て講談役と為し、羽生主右衛門・

下山惣太郎を助役と為す」の記事があるが、前後に関連の記事を欠くので詳細は不明である。

財政改革

幕末になり藩財政が窮乏すると、知行高の少ない私領主の財政も逼迫し借財が増えていた。種子島家も例外ではない。藩政改革に成功した調所広郷はついで私領主の財政改革にも着手している。

広郷ト一夕ノ話ニ、今家門ノ面々皆極テ疲弊ト聞、是ヲ起シテ見タキコト也、何レノ家ヨリ手初ス可キカ、イカ、考フヤト聞、当座ノ考ナカラ、僕ハ花岡然ル可シト申セシカハ、広郷ハイヤ、新城然ル可シト、其夜ハ夫限リニテ両三日過テ、先夜ノ話其方ノ存慮宜シカル可シ、明日ハ公へ申ス可シトノ事ニテ、許可ニナリテ、其頃廐ノ書役ナリシ新納熊五郎掛リニテ着手シ、其年ヨリ能運ヒタルコトナリ、其後今和泉モ同シク願ニテ、是モ新納ヲ用ヒ、夫ヨリ重富・垂水・種子等モ改正スルコトニナリ、皆新納ヲ用ヒテ僕ヲ以テ主任トシ、朝夕新納ト謀リタルニ、新納其時迄ハ草牟田居住ニテ毎朝ニ僕カ宅へ来リ、夜分モ来ルニ不便利ナル故、僕カ近隣ニ移ス可シ迎春日社ノ下ニ宅地ヲ与ヘタリ（海老原清熙君身上ニ関スル件）、

海老原の記録は明治十七年、県令渡辺千秋の要請で當時を回想して口述筆記されたもので、岩永三五郎の招請も一本では天保十一年、別本では同十二年とあるなど確実性に欠けるところはある。一門家など私領家の財政改革は新納熊五郎が中心となって担当したようであるが、花岡家以下の改革を具体的に知る史料はないのに、種子島家の改革だけが「家譜」で裏づけることができる。

嘉永元年正月、官、家政を改むることを命ず、として、

彈正様御所帯向御難渋の段被 聞召上、此度御内沙汰御承知之趣者、御別番を以被仰渡通ニ候、然者御先代より過分御蔵方借財差屯、近来大坂御借入銀も大分之事候付、今通ニ而者年々利拂等ニ被追、御立行之期不相見

得候処、此節御改革 被仰渡候付、差當御當地御借入之向ニ都而一往御返弁御斷之儀、并ニ御家中給地半高三ヶ年差上之趣法相立申上趣有之候処、其通取計候様被 仰渡、依之彈正様御手元御仕祈御取縮之儀を初、御蔵方拂銀等格別之御取縮ニ相成候訳者、別冊帳面相見得候通ニ候、右躰向ニ之御借財之御斷、且者給地半高御引上之儀共、誠ニ不容易之儀ながら御勤事ニ者難被相替訳合ニ付、無余儀御趣法被相立候御事ニ候、於此上而者各屹与致精勤、産物増方之吟味者勿論、勤農等無懈怠教導、近年中御趣方相立候様可被取計儀候、委細者前田十九郎江被仰付越候間、承知可有之候、以上、

御改革方掛

新納熊五郎

申正月

松岡十太夫

丸田泰蔵

種子島

役人中

種子島加次右衛門

右の文書は改革の基本方針と具体策を示したものである。調所の自殺が同年十二月十九日であるから、約一年前に着手されたことになる。命を受けて種子島家では家老の知寛才兵衛行修を改革方掛に、美座源助時員を物奉行格兼改革方掛に任じ、三月二十二日、用人のうち一人を交代で鹿兒島邸に詰めさせ、見聞役として出納の監査に当らせている。同二十八日、調所は別家の種子島加次右衛門に命じて、種子島家の役人を監督させ改革業務を推進させることにした。

種子島家の家政改革がどのように進められたのか、詳しい史料はない。『家譜』の記事によると、五月二十四

日、遠藤莊兵衛を勸農方掛に命じ、農産物の増収を計らせている。次に経費節減の策として同二十六日、諸役人に与えていた禄田や寺領などを三年間だけ半分減じ、九月十九日、鹿兒島邸の勤務者には改めて奉銀を給している。八月岩川十藏以下の禄田を収めて旧債を償う、とあるのは家禄を没収して家士の借財を帳消しにしたのである。改革は藩政改革に範をとったようで、家政改革の成果もみないうちに、十月には軍制改革に着手し、銃陣の操練を実施するほどの性急さをみせている。そのため支出の増加があつたものか、十一月には府庫空耗をもつてふたび久珍の書が出され、改革方掛新納熊五郎など連署の書が種子島家老へ出されている。

翌嘉永二年閏四月、藩主斉興の命で、藩家老島津将曹久徳や改革担当宮之原源之丞・種子島嘉次右衛門らが家政を与り聞くことになり、勸農と特産物の奨励がなされたらしい。この秋の成果は期待した程のものではなかつたらしく、十二月、大坂の旧債を返済するために藩庫に借金を請い、翌三年三月藩庫から三百貫目を借用して返済にあてている。ところが四月二十七日の記事によると、大坂の旧債が利子を含めて三百貫目になつたとし、この返済には種子島の産物を充当することにして一層の節儉を要求している、別の借財もあつたのであろう。七月諸士をして甘蔗の栽培に着手、十月産物をもつて藩庫への借財を返還することを申し出ているので、この年には多少の成果がみられたと考えてよい。

改革にあつて家士の世録の半分を借上げ、役人に俸銀を与えていたことは前に述べたが、三年の期が過ぎて借上げが中止された。しかし役人への俸銀がそのままであつたことから、家老らが連署して俸銀の支給停止を求めたが許可されていない。府庫の空耗はその後も続き、翌四年諸役人へ俸米を返却させたり、一族支流の者へ支給していた蔵米を、同額の知行地に替えて節儉につとめ、諸士の家禄一石毎に二升の賦米を課し、家士の府庫からの借財を家禄の返還によつて帳消しにする動きもある。九月十二日、種子島久珍が公族へ列するようになると改革に關す

る記事は見られなくなるので、このころ改革も一段落を告げたのであろう。逆に改革の成果がみられたので公族扱いになったと考えてよい。十一月、種子島友右衛門・時任丈左衛門・西村次郎兵衛を新たに改革掛に任じているのは、新しい施策を実施するというよりは、これまでの改革方の仕事を続けるための任命と考えてよいのではなからうか。

流人について

各巻に共通した記事として、家士・領民に対する賞罰の記録がある。賞には金銭その他を献上して身分の格上げ（例、足軽が牝馬八疋を献じて代々郷士となる）と、社寺の造改築や土木作業に精勤したり、鹿児島城下へ派遣された飛船の船頭が短時日で往復して米や金銭などが与えられる現物支給とに大別できる。

褒賞とは逆に罰を与えた記事はもつと多い。罰は大きく分けると死刑・流人・囚獄・科銭などになる。ここでは流人をとりあげよう。『家譜』では流人の語は公儀流人に限られている。ほかに流人としては藩命による流人、種子島島民の島外への流人もみられる。このうち藩の流人は禁制の一向宗徒が多い。宗門改めに際して露見した者であろう。この場合は「放たれて来る」と書き流人の語は使用していない。藩内の郷士など士分以上の者の一向宗が発覚した場合、郷によっては流罪とせず、苗字を取り上げ一家をあげて門割農民とすることがある。『家譜』では苗字に旧が付いているので武士身分が剝奪されていることがわかるが、ほとんどが単身であり（妻だけの例もある）、流罪の理由は記事にない。なお藩内の一向宗徒が発覚した場合、拷問にかけられ投獄される話は町村誌類に多いが、流罪の話はあまり伝承に残っていない。天保の法難をひきおこした調所広郷の故家来垣吉小右衛門も一向宗が発覚し、同十五年一月来島したが、弘化三年七月住吉村郷士娘と海に心中している。娘は一向宗徒とも思えるが、島民で一向宗徒発覚の記事はない。

藩命による流人の中で特殊な流人として政治・思想犯がある。文化・嘉永両朋党事件の関係者など重罪者は奄美諸島へ流罪となり、種子島へは比較的軽い者が流されたようである。流人の一人に久保平内左衛門之正がいる。久保家は加治屋町にあり、『薩藩沿革地図』の文政年間の城下図では、東郷吉左衛門家の二軒北隣の屋敷である。平内左衛門は藩政を批判して流罪になったといわれるが、どのような批判であつたかは伝わらない。『斉宣公史料』に文化元年と六年に「郡奉行久保平内左衛門上書」二通が収載されているが、年代も離れているのでこれが原因ではなからう。流罪地が種子島であることから考えると、それほど重い罪ではなかつたことになる。平内左衛門の流罪は文化十一年二月四日、藩家老島津安房久備の書に、「久保平内左衛門事、子細有之、種子島へ居住被仰付候ニ付、屋久島帰帆船へ今日乗付差越、屋久島より小船取仕立送越」とあり、流人の語は使われていない。同月二十六日屋久島から来島、種子島では藩命に従つて上西之表村の花里崎に草庵を設けて居住させることにした。平内左衛門に赦免の使はついに来ないまま、文政六年八月七日に没した。慈遠寺に葬られたが、葬儀費として米六斗と錢二貫文が種子島家から贈られている。父の病を聞き嫡子七兵衛が看病のため来島したのは没後の同月十八日のことである。七兵衛は同八年と天保二年に緋方横目として二度来島しているが、墓参のために派遣されたのであれば藩のいきな計らいというべきであろう。

公儀流人の記事は享保末年ごろから元文にかけてみられ、そのころは長崎・江戸からの数名だけである。次の記録は文化年間以降である。京都・近江・奈良の僧など六人が来島し、以後種子島への公儀流人は大坂からだけに限られるようになる。この流人の罪名はなく「右者共依料流罪被仰付」とあるに過ぎない。同時に出された家老座達書（文化元年七月、卷二十五）は流人の扱いについて、所の者に預ける、衣食は粗末に、きびしく仕事をさせよ、もし気任者があれば搦取り、縄にできない者は打果して子細を届出よ、逃亡者・他の島へ移る者・他国船での拔乗

などを禁ずる細かい規定がみられる。以後も江戸その他からの流人はみられないので、幕府の流人政策の転換があつたのであろう。公儀流人については各村の庄屋へ一人づつ割当てられ、その監督のもとに流人生活を送ることになるが、久保平内左衛門の例からみて、住は簡単な小屋が用意されたようで、衣食については粗末なものが与えられ、代りに庄屋の命で雑用に使われていたらしい。流人があると先ず藩家老から達書が届き、暫くして藩の横目・同心など数名が護送して到着すると、種子島家の家老・横目・物頭らが受取り、各村の庄屋へ引渡される。流人は配所の島はもちろん村を勝手に離れること、結婚も禁じられていた。

流人で禁を犯した者は少なくない。勝手に他村へ出て博奕を打つ、窃盗を働く、土地の女と密通するなど小さな事件は跡を絶たない。禁を破つた流人は投獄される。その度に関係した島民も処分される。流人がおこした大きな事件としては、文化十二年四月、葦永村に放たれていた流人平六が弥八門名頭弥次郎の娘に傷を負わせた。その場に居合せた数名の者が止どめ、平六は逃げたがのち自首したので捕えられ、締方横目や島の横目が検察して投獄した。同年十一月流人嘉四郎が牢死した。十二月に届いた藩の裁きは平六を屋久島に移し、百姓の娘は婢身分に落された。屋久島で平六の取調べが進み余罪が発覚したらしい。役人数名が来島した。平六と大山彦四郎の罪を確かめるためである。彦四郎と市五郎を拷問した結果、先に獄死した嘉四郎は彦四郎と平六が刺殺し、庄五郎を縊殺したことが判明した。平六はその後脱獄したらしく、関係した諸役人が処刑されている。ふたたび投獄が決定すると屋久島で捕えている。同十五年六月二十五日、大山彦四郎・平六と嘉四郎の死体が熊野浜で礁となり、鮫島源之丞妻が梟首、市五郎が釈放されて一件は落着した。

公儀流人の島抜けの記録もある。弘化二年八月十日夜小重太・竹蔵・富三郎・幸吉の四人が西之村岩次郎の舟を盗み逃走した。翌三年十月この四人は長崎で捕えられ審問中にまた逃走する。清国に漂流、助けられて漂流民とし

て長崎へ送り返されてきた。長崎で入牢審問中三たび逃亡、二人は行方不明となったが、小重太・嘉兵衛の二人が捕えられ、小重太は獄死、嘉兵衛は刑死した。逃走者の動きは逐一種子島まで伝えられたようである。

流人の赦免・死亡事務などは藩の仕事である。弘化四年には流人横目の役名も初見される。流人横目西田勝兵衛の役割は流人の調査と赦免にあつたらしく、調査来島後の四月、五郎兵衛以下十四人が赦免されて帰国を認められている。赦免されても帰国を望まず種子島での生活を希望する者が多く、この時も半数の七人が願ひ出て許されている。ただし許可なく居住地から移動することはできない。

種子島島民の流罪についてみると、藩が命じた流人、島主が命じた流人、親族が願ひ出た流人などに分けることができる。流刑地は時代による変遷があり、流刑者は幕末になるほど多くなる。流罪の記録は寛保年間ごろから始まるが、天明ごろまでは徳之島・奄美大島・沖永良部島・喜界島などの島々である。寛政末年になると七島の中の島が加わり、以後天保年間には悪石島・臥蛇島・平島・宝島・口之島など七島全島へ拡がっている。

種子島島民へのそのほかの処分をみると、身分の相違・罪の軽重によつて処置が異なるのは当然であろうが、士分に囚獄・逼塞・寺入などがよくみられ、農民以下に塩戸の僕・百姓の隸（女子は婢）、道路の補修整備作業、科銭・科炭のほか島内で別村への居住もある。処分の理由には窃盜・役人の不正・密売買（手形のない品物）・博奕・殺人などさまざまな行為がみられる。

なお、上級権力者の発した命令を下級の掛役人等が受けて、命令文の後に添書が付されて一般に発せられている命令・通達文書類は、文書題を「申渡」としてとつた。原則として『旧記雑録拾遺 家わけ八』は、前巻『家わけ四』の方式にならつて文書題を付したことをことわつておく。

例言

- 一 本書は、「種子島家譜」（種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託）を底本とし、二十七巻から七十三巻までを収めて、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ八』として刊行するものである。
- 一 文書は、原則として底本に従って掲載し、通し番号と文書題を文首に付した。なお、添書等のあるものは、枝番を付して分けて収めた。
- 一 本文の後に文書目録を掲げた。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。
 - イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
 - ウ 文書・記録・記事には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
 - エ 文書・記事の冒頭部にある「○」「印」「●」「印」は、底本の体裁に従った。
- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については≡で示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「ゝ」を付した。
- 一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁に合わせたが、長い場合は関連箇所文末にまとめた。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

- 一 原文中の送り仮名は、全て省略した。
- 一 原文中の返り点については、原則として底本に従ったが、二十七〜三十三巻、三十六巻、三十八〜四十巻（焼失部分）については省略した。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、而、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亘(事) 躰(体) 陳(陣) 刁(寅)
 甕(鹿兒) 見廻(見舞) 祝義(祝儀) 留主(留守)

旧記雜錄拾遺家わけ八 目次

解題	1
例言	17
目次	19

種子島家譜

卷二七	二十二代久照〔文化八年〕	一
卷二八	二十二代久照〔文化九年〕	一五
卷二九	二十二代久照〔文化十年〕	二九
卷三十	二十二代久照〔文化十一年〕	四七
卷三一	二十三代久道〔文化十二年〕	六三
卷三二	二十三代久道〔文化十三年〕	七二
卷三三	二十三代久道〔文化十四年〕	七九
卷三四	二十三代久道〔文化十五年〕	八八
卷三五	二十三代久道〔文政二年〕	一〇六
卷三六	二十三代久道〔文政三年〕	一二四

卷三七	二十三代久道〔文政四年〕	一三〇
卷三八	二十三代久道〔文政五年〕	一三五
卷三九	二十三代久道〔文政六年〕	一六八
卷四〇	二十三代久道〔文政七年〕	一七六
卷四一	二十三代久道〔文政八年〕	一九六
卷四二	二十三代久道〔文政九年〕	二一七
卷四三	二十三代久道〔文政十年〕	二三三
卷四四	二十三代久道〔文政十一年〕	二四九
卷四五	二十三代久道〔文政十二年〕	二六一
卷四六	二十三代久道〔文政十三年〕	二七八
卷四七	二十三代久道名跡〔天保二年〕	三〇九
卷四八	二十三代久道名跡〔天保三年〕	三三一
卷四九	二十三代久道名跡〔天保四年〕	三四四
卷五〇	二十三代久道名跡〔天保五年〕	三六五
卷五一	二十三代久道名跡〔天保六年〕	三八二
卷五二	二十三代久道名跡〔天保七年〕	三九四
卷五三	二十三代久道名跡〔天保八年〕	四一五
卷五四	二十三代久道名跡〔天保九年〕	四四七

目次

卷五五	二十三代久道名跡〔天保十年〕	四六七
卷五六	二十三代久道名跡〔天保十一年〕	四八一
卷五七	二十三代久道名跡〔天保十二年〕	四九一
卷五八	二十四代久珍〔天保十三年〕	五〇〇
卷五九	二十四代久珍〔天保十四年〕	五二一
卷六〇	二十四代久珍〔天保十五年〕	五三九
卷六一	二十四代久珍〔弘化二年〕	五五四
卷六二	二十四代久珍〔弘化三年〕	五六八
卷六三	二十四代久珍〔弘化四年〕	五八七
卷六四	二十四代久珍〔嘉永元年〕	六〇一
卷六五	二十四代久珍〔嘉永二年〕	六二六
卷六六	二十四代久珍〔嘉永三年〕	六四六
卷六七	二十四代久珍〔嘉永四年〕	六六六
卷六八	二十四代久珍〔嘉永五年〕	六八四
卷六九	二十四代久珍〔嘉永六年〕	六九五
卷七〇	二十四代久珍〔安政元年〕	七一四
卷七一	二十五代久尚〔安政二年〕	七三八
卷七二	二十五代久尚〔安政三年〕	七五八

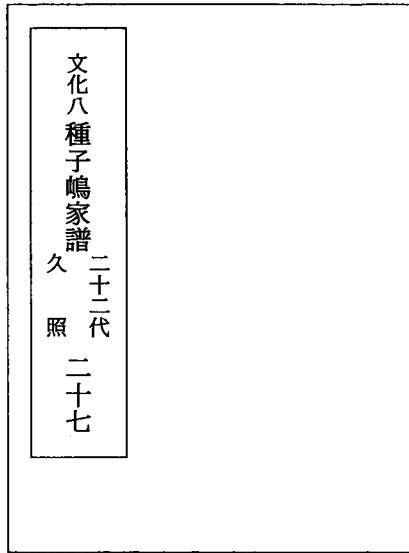
卷七三 二十五代久尚〔安政四年〕

七七二

文書目録

七八九

(表紙)



- 文化八年辛未正月元日、國上村猷野老、
- 二日、國上村猷瀨物員也、現和村庄司浦猷稱勢位、
- 同日、覽馬、名代種子島三左衛門時孝、馬役失姓、
- 同日、八箇寺猷品物于廣間、名代種子島三左衛門時孝、
- 四日、上之郡庄屋及小觸猷品物于廣間、家老知覽才兵衛行寬、

○六日、初狩、組頭西村仲左衛門時中・森十郎右衛門友諒・日高源右衛門為武、山奉行羽生伊兵衛道深・上妻新右衛門・知覽才右衛門、於朝狩場下令、如左、

○ 一 役所条書

條々

- 一 間伏中入致す間敷事、
- 一 矢向を不考狼に致矢損間敷事、
- 一 狩山行儀無作法無之様可相勤事、
- 右條々堅可相守候、尤無作法之振舞於有之可及沙汰候、作法之儀ハ組頭西村仲左衛門・森十郎左衛門・日高源右衛門、山奉行羽生伊兵衛・上妻新右衛門・知覽才右衛門ニ可得差圖者也、
- 文化八年未正月六日
- 御役所中 (マヤ)
- 名代家老上妻七兵衛宗愛、物奉行羽生仙右衛門能

寧、用人種子島三左衛門時孝、西之表村庄官獻上、如例、

○七日、中之郡・下之郡庄官獻上、如例、

○十一日、甲冑賀筵、如例、

○同日、古田村蓮勝寺獻上、如例、

○同日、本源寺軍陣祈禱・溫座祈念、如例、

○同日、村々諸寺獻品物于廣間、名代種子島三左衛門時孝、

○同日黄昏、的始、名代家老種子島五郎左衛門政賢、

射手一番 美座六太郎 川内寛兵衛 二番 鯨島孝右衛門 西村六郎太 三番

日高兵之丞、八坂平八

○官嘗命伊能勘解由等、來測量星斗定里程、今又國

老嶋津安房久備傳令、告延及酉年、開于左、

○ 二 島津久備申渡書

伊能勘解由其外、測量御用と為て屋久島・種子島渡海之筈三候処、來酉之年迄年延被仰付候段、勘解由申越候条、此旨可承向へ可申渡候、以上、

正月

(島津久備) 安房

取次 二階堂左門

○國老穎娃信濃傳令、禁買府庫之油、開于左、

文書久

○郡奉行・横目・家老計校民戸、點檢丁夫・病夫及

有職者、聞于官 俗謂之用夫改、每年做之

○ 三 種子島郡見廻役連署届書

一紙 種子島

用夫千四百七十九人

内

六十八人 小觸

三十人 御用木見廻役

貳百拾六人 用水掛廻役

百四拾五人 名主

拾參人 山見廻下役

拾七人 下川見廻

三十九人 戸立

百十四人 定病夫

八十七人 片輪者

内

三人 年明

現用夫七百五十三人

内

貳拾八人 當十五歲成

外

拾四人 年明

拾人 死人

右、種子島拾八ヶ村、當拾五歳より六拾歳迄の間、用夫相改、如此御座候、以上、

種子島郡見廻役

連判

○二月十三日、以羽生伊兵衛・日高七郎左衛門、假爲古田村高奉行勤農正風俗、以一村陷手懶惰之風不勤農怠貢賦也、

○十五日、褒詞家老渡邊勘右衛門均・時任丈左衛門時子、物奉行種子島平左衛門時甫、渡邊以家老數年役于覺府邸、時任、種子島以輪番役于本府、當府庫空耗家事頻繁之時、能勝其任、故及茲、

○十六日、以島間村足輕柳田善左衛門爲一世郷士、以數年爲山奉行下吏能蕃殖楮及楮也、

○同日、以美座五藤右衛門爲高奉行見習、

○廿三日、以知覽翁左衛門・八板庄右衛門爲高奉行、

○同日、縮方横目西田嘉多治・清水源之進來、

○浦役・郡役・横目・組頭・家老巡檢一島民戸、制禁犯一向宗、以聞于官、開于左毎歲、

(文書欠)

○同日、褒詞羽生岡右衛門、役于覺府邸當府庫空耗家事頻繁之時、能勤勞故也、

○同日、締方横目伊地知直八・大迫喜左衛門歸、

○閏二月八日、住吉村深田次右衛門以納錢四十貫文、為代々郷士、

○同日、以河内十郎為馬役、

○西之表郷士安藤桑右衛門為代々組士、以文化二年乙丑到今年、納己祿地四石一斗四升餘所之米也、

○十五日、莖永村横目岩坪甚左衛門・日高仁左衛門・日高半右衛門・日高六郎左衛門、作見舞馬場五左衛門・日高休右衛門、寺入于淨光寺、各二七日、罪為水所奪設于溝瀆筒、且縱取所藏于假屋之筒板三枚製筒蓋也、

○十八日、與米四石于八板庄右衛門、以去歲到今年、役于大阪與償假貸之事及茲、

○同日、與米各一石于日高七郎左衛門・羽生伊兵衛、以為古田村假高奉行代在古田村、勤勞于勸農等之事也、

○廿日、古田村郷士阿世知喜兵衛出錢三貫文、贖取莖永村之筒材之日私材之罪、

○同日、洲之崎浦休藏者去歲有罪繫于牢、今日免牢放于西之村、

○廿三日、國上村落合四郎太宅火、宗門手札等無恙、

○廿六日、與上下各一領柳田今左衛門・阿世知宅兵衛、賞以惣大工勤勞本源寺本堂營作也、

○廿八日、下西之表道具番鮫島源之進寺入于妙昌寺廿一日、源之進父源七為無双流拳法師、死後以大瀬源兵衛為師、以源之進為後見、源之進不肯、以謂己當為師、於是對兵具奉行數放言無狀、故及茲、

○廿九日、去秋至今春三狩所獲鹿皮一枚納于山奉行座、

○三月三日、使岩川嘉兵衛講法令書於廣間、使士聽之、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、西之表村庄屋、献酒肴賀瀬引、

○十四日夜、油久村阿高磯塩屋火、人馬・宗門手札
無恙、

○十六日、以渡邊源十郎・下村惣太郎為納戸奉行兼

番頭、羽生伊兵衛高奉行、日高七郎左衛門・羽生

嘉右衛門山奉行、羽生平之進重山奉行政府筆、更如故

○國老穎娃信濃久喬・嶋津安房久備傳令、命正容貌
慎言行、當修學文武之道、開于左、

○ 四 穎娃久喬・島津久備連署達書

一御領内風俗並諸士年若之面々、容貌之儀ニ付てハ
毎度御沙汰被為在、追々申渡有之、委曲面々奉承
知通ニ候、無程御下國被為在御事ニ候間、右御趣
意聊も取違無之様、彌以て相守り、容貌ハ勿論、
学文其外諸稽古事致出精、徒の徘徊等不致、風俗
正敷く、礼讓を以相交り、争論がましき儀共、吃
度無之様、親兄弟共へ可有之教示候、

一諸人身分の儀、格別之事ニ候条、平日の行装正し

く、猶又学文等被致出精、不足之儀ども無之様可
被相心得候、

右之通、向々へ支配頭等より不洩様可申渡旨、

可致通達候、

三月

(島津久備)
安房
信濃
(穎娃久喬)

○四月四日、洪水、壤中之村田地太多、

○七日、於本源寺弓場射禮、上妻七兵衛宗愛金之的
束矢、

○八日、野間村郷士鎌田勘十郎・日高惣次郎・日高
平藏・坂井村足輕上妻新十郎・安納村郷士日高友
次郎、各寺入二七日、榎本利平次二七日、現和村
足輕鮫島與平次・國上村足輕笹河善之進・坂井村
足輕牧瀬覺七各二七日、國上村足輕榎本紋次七日、
現和村田之脇金七、庄司浦仲右衛門・吉之丞、國
上村甚九郎、安納村市次郎、科炭自製炭贖罪、
謂之科炭、各納
三苞、田之脇太左衛門五苞、坐犯法窃商莪荒也、

○同日、庄司浦新藏、坐犯法商我荒於大坂、收其價禁旅行二年、

○同日、浦田浦市次郎、坐不得命窃為清六水手赴大坂商我荒、收其價禁旅行五年、

○同日、島間村清六、坐犯禁商我荒、且以無信牌浦田浦市次郎為己船水手、禁旅行四年、

○同日、島間村安右衛門・吉八、各出錢五百文、坐為清六水手載我荒也、

○同日、異國船掛御用人相良此右衛門傳命、禁私商唐貨、示糸荷船漂來之日處置之法每處、倣之

○ 五 相良此右衛門申渡書

一船頭・水主共、於琉球唐物買取候儀、前々より御禁止之事ニ候處、密ニ買取り持し由相聞え、不可然候、糸荷船之儀ニ付てハ、例年ノ段締方被仰渡る事ニ候へ共、右式抜荷の聞えも候故、締方の格被改、諸々津(口)番所其外へ被仰渡趣有之候、天氣依風波種子嶋ニ致漂着の儀も可有之候条、糸荷船

者員を吹き致相圖候様ニと、かねて被仰渡置候間、琉球登の時節ハ心掛被居、糸荷船島近く乗り掛け、港へ志し候様子ニ相見え候は、早々挽船出し、港へ引入れ、浦役・辨指の内一兩人ツ、小船ニ乗り番船附り、主主の外、端船を以て陸通用堅く無用申付、獵船迄も本船へ不近寄様申付け、何程輕品たりといふとも、曾て陸へ不卸様、締方堅く申付候様可申渡候、

一琉球渡り唐船、直ニ種子島へ致漂着候は、猶以て入念船數艘附ケ置き、晝夜無油断致勤番、乗組之琉人共陸卸堅く無用申付け、獵船迄も本船へ不近寄様可申渡候、

一琉球登り□物船致漂着候は、唐物抜荷無之様、是亦締方可申渡候、

右之通り堅固可申渡候、此旨御差圖にて候、以上、

四月八日

相良此右衛門

種子島役人中

○十五日、以異國船來之候、國老穎娃信濃久喬・島津安房久備、傳長崎奉行之命、如例、

(文書欠)

○廿一日、與宅地一區于西村四郎左衛門時現、其祖世所居之地也、放官左衛門時武于大島之日收之、今以時現繼四郎左衛門時尚家系與之、

○廿二日、與青銅百疋于足輕今成五郎兵衛、以本源寺本堂造營之日忍病葺其瓦也、

○廿三日、與高一石于肥後惣左衛門、以為小姓數年勤勞也、

○廿八日、安城村長野勇左衛門自燒炭納之、坐伐助斃之木也、

○五月五日、與粽各二束于十三箇寺、慈遠寺献同品、

○七日、増田村足輕鎌田仲兵衛宅火、燒宗門手札三

枚、聞事于官、

○十四日、以前田七郎兵衛為山奉行、鮫島孫右衛門馬役、

○十五日、佐八郎時則男子生字庄次郎

○大信公及前太守公、命學文講武正行當守忠孝之道事、開于左、

(文書欠)

○十八日、國老嶋津將監久泰・嶋津安房久備・穎娃信濃久喬傳命、免一匁出銀、開事于左、

(文書欠)

○按察一向宗聞于官、如例、

○市來直之進寺入于妙昌寺三七日、吉良六郎・池村五右衛門寺入于滿德寺・妙昌寺各七日、罪市來為覺府普請方吏、吉良・池村為代官其簿不正也、

○廿九日、以天文者來故、御留守居附役野元嘉三次
盛貞贈書吾家老、開于左、

(文書欠)

○六月八日、與米一石于古田村人民、自是嚮風俗懶
惰每歲怠貢稅、故以羽生伊兵衛・日高七郎左衛門
假為高奉行教導之、於是其風漸將改、今歲遇凶歲
人民大飢、故賜之以安民心、

○十三日、安城村周八、坐博奕下獄、

○十四日、御内證御方於覺都逝去、禁普請・漁獵三
十日、

○十五日、以旱魃、命三箇寺誦經乞雨、

○國老嶋津安房久備、命以太守公初就國故、遣使者
于一之驛可候公之安否、開于左、

(文書欠)

○廿五日曉、美座十郎左衛門時息發邸從者若黨一人、
槍・狹箱之僕一
人、令廿六日於苗代川館舍、就御側御用人上村
笑之允候公之安否、其夜歸邸、

○廿七日巳刻、太守公入城、久柄及輔時・時中・時
則登城、迎公駕且賀入城、以御内證御方喪中、無
拜謁及進上等儀、

○以廿人格榎本甚兵衛為組士且船手檢者、嘗文化元
年遇大凶歲、貿易已船而救庶人之飢、故為士謂無
便於商賈、謙遜固辭不受、然以老成船事、今又及
茲、賜扶持米三石、

○晦日、西之表庄官獻西瓜・一豆・焼酎、賀夏越、

○七月三日、與米一石于槌頭稻右衛門、賞數年為製
蠟及油之槌頭勤勞、且自修治其器也、

○六日、以羽生仙右衛門道寧・森十郎右衛門友諒為
文書方掛、

○七日、飾日深公鑑于廣間、當番家老拜之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣大會寺、祭先祖
及戰死者靈、

○十日、相良滿右衛門傳國老町田監物久視命、以島間村河東清左衛門・鮫島休右衛門為島間村浦役、

○十三日、名代種子島大九郎時雍詣慈遠寺、祭先祖及戰死者靈、

○十四日、名代種子島大九郎時雍詣本源寺、祭宗祖、

○十六日、名代種子島大九郎時雍、於本源寺方丈、祭祖先及戰死者靈、

○十八日、前太守大慈公夫人、賀太守公初就國、賜越後柳條布一端久柄、金子三百疋孺人、袴地一端輔時、

○廿日、以廿人荒木太郎次為西之村庄屋僕、為人放蕩無賴、對締方清水源之進失禮放言、清水怒將刃之、幸有人謝罪免死、是以及茲、

○廿一日、與高一石于納官村遠藤戸平、以數年為僕勤勞也、

○以西村七郎・肥後惣左衛門為番頭、肥後以數年勤勞小姓也、

○廿七日、八板平太夫寺入于妙泉寺七日、緒方覺右衛門寺入于滿徳寺七日、莖永村日高休五郎寺入于妙昌寺廿七日、八板・緒方為覺府邸代官、日高為庖人、共坐其簿不正也、

○點檢一島戸口、按祭祀耶穌教者有否呈其簿于官毎歲之、開于左、

○ 六 種子島札改届

一 申年札御改本人數八千七百八人 千八百九十一家内 この内三百二十二人は申年札改後の死人三人は出入 一人は欠落者 この外四百二十人は申年札改後の生子 現人數七千七百八十四人

一 申年札御改本廿七ヶ寺並びに寺門前人數百廿一人 六十三家内 この内十一人は申年札改後の死人 三人は出入 この外四人は申年札改後の生子 四人は入人 現人數百十三人

一 申年札改本塩屋人數五百廿四人 百十五家内 この内百五人は申年札御改後の死人 出入は御座な

候、この外六十二人は申年御札改後の生子 現人数四百八十一人 入人も御座なく候、

一 申年札改本三千四百七十四人 在郷五百五十一家内 この内七百十六人は申年札御改後の死人 一人は出人 この外三百三十四人は申年札改後の生子 現人数三千九十一人

一 申年札改本人数千三百七十九人 町浦二百五十一家内 この内二百廿九人は申年札改後の死人 出人・欠落者御座なく候、この外百二人は申年札改後の生子 一人は入人 現人数千二百五十三人

一 申年札改本流人人數三人 この内一人は出人 二人は死人 この外八人は入人 現人数八人 惣合人数一万四千二百九人 この内二千八百八十七人は死人 八人は出人 一人は欠落者 この外九百四人は生子 十三人は入人 現人数一万二千七百三十人 但し非人・穢多御座なく候、

(本文書ハ較島宗美訳 『種子島家譜』ニヨリ補フ)

○命賀太守公初就國、可献太刀一腰・馬代銀、時久柄有病、請使輔時代献之、開于左、

(文書欠)

○八月一日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺、二箇寺亦献同品、

○十二日、上里村以旱損、田地五賦以五石為一賦 切除不入於賦 謂切廿六區請檢地、隨其損輕重減賦有等、

○十六日、締方横目大山長右衛門・白石仲之進來、

○同日、以羽生郡兵衛為重高奉行、勝手方如故、唯有事之日出坐于高所、其餘役于勝手方、

○廿日、返與榎本甚兵衛所曾辭之高一石、

○同日、與銀一貫目于渡邊勘右衛門均、賞赴大坂能處置假貸之事也、

○同日、以子島伊十次為代々小頭、以種子島大九郎弟而、初樹家故也、

○廿一日、寄付錢三百五十貫文于本源寺、助本堂造

營費用、以菩提所也、

○廿三日、輔時代久柄獻太刀・馬代銀、廷議為輔時獻上、

○同日、以古田村百姓幾右衛門為一世足輕、與古川氏、以知字學算為一村之助也、

○太守公以初就國、賜晒布一匹・源氏多葉粉一匡久柄、越後柳條布二端孺人、精好平二端輔時、即孺人就大奧拜謝之、

○九月九日、使西村甚五太夫講法令書於廣間、如例、

○締方横目清水源之進・西田嘉太治歸、

○十二日、以西村權右衛門・牧太郎右衛門為寄山奉行蕃殖楮楮、與扶持米一石、先祖以來為家老組、今甚窮困故為賑其貧也、

○同日、與高各一石西之村濱田平六及侍女藤尾、同三斗野間村古市甚左衛門、濱田為於隣殿僕、藤尾為輔時老女、古市為納殿、共數年勤勞故也、

○同日、前田平兵衛為於隣殿納殿役人、數年勤勞

故、與所借於府庫之米錢、

○同日、與扶持高一石于大工熊野谷市兵衛、賞就黒木安左衛門得製松火矢等火器及量町間之器之傳也、

○同日、褒詞大會寺僧永順坊、頃年大會寺甚窮困、永順坊事節儉省費用、府庫幾充實、且償返賣于他之祿地、故及茲、

○同日、與美座平兵衛高二石及所假於府庫之財、以近習勤勞十五年、今以多病辭之、不免、老成之故如此、

○同日、以阿世知清之進為世々組士、以大工役于覺府邸、不受賃米錢之故也、

○十八日、以美座十郎太夫為番頭、

○頃年府庫空耗、故一島祿地每一石各納米四升、以助之、

○水梢助太郎・善吉・休次郎・三吉・清次郎・宗助、去年八月漂到于朝鮮國、今年八月歸覺邸、船奉行傳謙田典膳政與命告之、開于左、

○七 鎌田政興申渡書

右者^(七の1)、去年八月朝鮮國へ致澤着、當八月於長崎御引渡相濟、御當地へ罷歸り居候、右者共以後他國出無御構段、長崎奉行被仰渡候条、御用無之ニ付、勝手次第の在所へ罷り歸り候様可申渡候、
右可申渡候、
(鎌田政興 典膳)

右之通被仰渡候へ者、此旨申渡候、以上、
^(七の2)

九月七日

御船手

種子島

役人中

○十九日、以遠藤森右衛門為代々小頭文書方掛、賞多年為普請方檢者且文書方筆吏勤勞也、

○廿六日、與上下各一領知覽才兵衛行寛・上妻七兵衛宗愛・岩河十右衛門時敏・西村甚五太夫時員・岩河作左衛門時兄、銀五枚上妻九郎左衛門宗恒、

銀一枚筆吏森十郎右衛門、銀各三枚筆吏井元次郎左衛門・田上市郎、賞改正家譜多年勤勞、今竟其功以安吾心慮也、

○十月八日、屋久島の善左衛門者、乘小舟漂来于島間、九日、締方横目白石仲右衛門及横目美座半兵衛之彼地按察之、裸身不著禪、言語胡亂、眞狂人也、舟中唯櫓與朽縵之有而已、即與絮服、廿七日、使足輕護送之、

○九日・十一日・十三日、本源寺名代家老姓名不詳、

○十二日、赦廿人荒木太郎次、

○同日、下西小牧野足輕山口庄右衛門宅火、人馬・

宗門手札等無恙、

○十九日、行輔時婚姻式詳在別稿

○廿日、以羽生宗四郎能以為代々小頭、以家老組二男而初樹家也、

○是月、家老上妻七兵衛宗愛上書、請買大坂仕登米千五百石以助費用、乃被許千石、開事于左、

(文書欠)

- 十一月十八日、上西之表村吏長野惣五右衛門・安藤五作寺入各二七日、頃日有上西之表若輩等促俳優之説、使郡奉行及横目制之、猶不奉命竊成之、故坐不敬減罪及此、使為俳優之輩出錢三千贖罪、
- 組士以貧住田舍者往々而有焉、命有祿三石以上者速當移住於府下、
- 與銀一枚八板庄右衛門、單衣一領柳田休五右衛門、共賞役于大坂卑假貸之息之功也、
- 按察一向宗聞于官、如例、
- 十二月一日、與米二石于古田村民、茲年洪水壞溝洫太多、將出府庫米修治之、時村民憂府庫空耗而自修治之、故及茲、
- 十一日、與米二斗于野間村鮫島喜藏夫婦、妻石堂彌三次子也、頃日父彌三次為古田村庄屋、治田地溝洫、聞之、製燒酎携來、飲役夫救寒苦、故賞其

志厚也、

○以天文者伊能氏等來于種子島之故與書、以箴家老・物奉行・用人等、開于左、

○ 八 種子島久照久達書

一兼て箴方不如意之處、此度測量方渡海ニ付ては、公儀人并御當地より彼方海陸船人手當向諸篇不都合有之候ては不相成、平日之仕置沙汰は無何事候へ共、差繰之難渋彼是大事ニて、萬一も不都合有之候てハ恥辱は不及申、上様御外聞不宜事候處、餘分無殘所被申透候儀、迷惑之事候へ共、是迎も公儀よりの事候へハ不及是非次第ニ候、役目且一統、其意味得と致思慮、何れ此上は渡海之儀を皆不厭、首尾よく歸帆有之候様相含、用向相弁候様、役人・物奉行・用人は本より、其外役目中下々迄も其心掛可致候、勿論此元屋敷勤番又ハ繰登米売(マヤ)・田畑手入方旁不繰合有之候ては難渋之事候條、其儀を肝要ニ心掛、精々可相勵候、爰許よ

り掛ての心配、就中余人とは相替數十代無移轉領
域にて、心服之事候へは、決て兩條共不都合不繰
合は無之儀と考入計候、尤此方用掛逆も御上御用
同前候間、公儀人迎恐怖ニは不及事候、仍て餘
人杯此方より頼入差下候儀は不致候間、夫丈精励
不致候てハ難波此事ニ候条、前後共意味厚取受候
様可有之候、

(種子島久照)
佐渡

未十二月廿六日

役人中

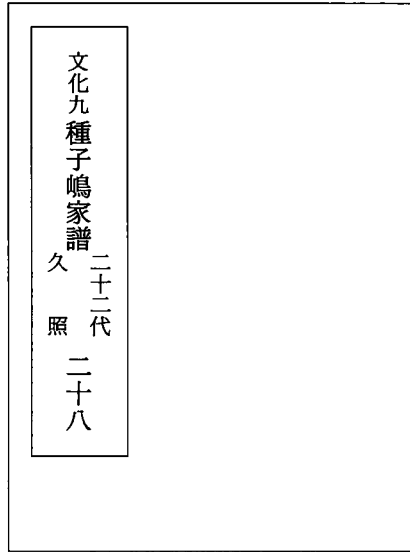
物奉行中

用人中

○廿七日、三箇寺・廿人家・鍛冶賀歳暮献上、如
例、

○歳暮、規式、如例、

(表紙)



- 文化九年壬申正月元日、國上村猷野老、如例、
- 二日、國上村猷瀨物、現和村庄司浦猷鯁、如例、
- 同日、覽馬於廣間庭上如例、名代種子島三左衛門時孝、馬役西村善兵衛、
- 同日、八箇寺獻品物見于廣間如例、名代種子島三左衛門時孝、
- 四日、上之郡庄屋・小觸猷品物于廣間、如例、

- 六日、初狩、組頭上妻才十郎宗義・西村甚五大夫時員・西村次郎兵衛時之、山奉行前田七郎兵衛・上妻新右衛門・日高惣大夫、名代家老知覽才兵衛行寬、物奉行西村源五右衛門時熙、用人^{失姓}
- 西之表庄屋猷上、如例、
- 七日、下之郡庄屋猷品物于廣間、如例、
- 十一日、蓮勝寺献上、如例、
- 同日、在郷諸寺猷品物見于廣間、名代種子島三左衛門時孝、
- 同日、贈佳札于洛陽本能寺・攝陽本興寺、如例、
- 同日、本源寺軍陣祈禱・溫座祈禱、如例、
- 同日、的始、名代家老種子島五郎左衛門政賢、射手一番^{美座六七河内}、二番^{駿島十左衛門西村權平}、三番^{日高孝四郎八板全之進}、
- 十四日、牽繩豫爲測量之試、自丹華橋分南北、北一隊家老上妻七兵衛宗愛、組頭西村甚五大夫時員・岩河嘉兵衛政寅、郡役東森右衛門・美座五藤右衛門、作事方梶原瀨左衛門、寄役平山一右衛門、組筆吏武田休七、南一隊家老時任丈左衛門時子、組

頭美座半兵衛時息・上妻才十郎宗義、郡役美座六兵衛時觀、寄役遠藤壯兵衛、作事方上妻新七・羽生主右衛門、筆吏德永小平次、

○同日、以鮫島庄治為納戶奉行、小姓如故、而定扶持外一期加與米九斗、

○十五日、上妻九郎左衛門宗恒稱以家老兼記錄方、命可隨身測量之輩、

○廿二日、以前田龍右衛門為番頭、

○點檢丁夫・病夫・有職者等聞于官、如例、

○官命祿每百石賦國役金一兩事、記于左、

(文書欠)

○二月五日、被免舟出銀、

○二十日、以下村珠兵衛為納殿役人、

○廿二日、武五郎君逝去、都下禁普請・漁獵三日、旗下士禁剃髻五日、月代廿日、殺生・鳴物・遊興

廿日、

○廿五日、締方横目飯牟禮藤藏・境田強吉來、

○按察一向宗聞于官、如例、

○三月二日、遣家老上妻七兵衛宗愛、組頭西村甚五大夫時員・上妻才十郎宗義、寄郡役遠藤壯兵衛、書役武田休七于屋久島、候測量之事、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺献同品、

○同日、西之表庄屋賀瀨引、献焼酎・肴、如例、

○同日、與高一石于野間村郷土石堂彌三次、去歲為改古田村風俗為庄屋、以自遠方移居故歲與米一石不受、今其風俗漸改、以且察府庫空耗辭所與之米也、命永世宜移居古田村、

○同日、以平瀨孫七為一世組士、父七郎次以製錨為一世組士、賞孫七亦繼父業能勝其任也、

○同日、與高一石于下村源吾、賞學天真流劍法於加藤權兵衛、概得其傳、為輔時學劍之敵手、數役于覺府、且太守公照覽加藤家組討之日、在幕中為門人被甲冑之相、

○七日、以長野孫九郎為一世郷士、以調菜之功也、

- 十二日、下西之表榎本六兵衛寺入于滿德寺七日、
- 同日、緋方横目白石仲之進・大山長右衛門歸、
- 十三日、久柄・輔時・女子字婦浴于市來温泉、
- 十七日、與借於府庫之米錢于亡遠藤六左衛門妻、
- 以六左衛門為納殿役人數年勤勞於覺府邸也、
- 廿一日、安城村庄屋鮫島仲兵衛寺入于淨光寺二年、横目鮫島彌五平・小川兵左衛門寺入于日輪寺各十箇月、坐賦年供用米口稅於諸人有私也、連及作見舞田上左衛門・武田嘉左衛門・榎本仲左衛門寺入于隆興寺二七日、横目小川慶右衛門一七日、功才曾右衛門・清右衛門納科炭各二苞、
- 廿三日、私放下西之表足輕牧瀨彦四郎于大島、以放逸無賴也、
- 納鹿皮一枚山奉行所、三狩所獲也、
- 四月七日、久柄・輔時・婦傳自市來温泉歸、
- 八日、異國方御用人相良此右衛門傳命、禁私商唐貨且示糸荷船漂來之日處置之法、如例、
- 九日、貶中之村僧清順坊、為國上村湊塩戶樵夫、

- 罪盜寺錢貨及彩色三十番神之錢、或欺油久村喜平次・傳七奪錢事博奕也、
- 同日、貶安城村足輕榎本周八為平山村浮免百姓、罪詐為商米者、經過村々求類博奕、欺諸人掠錢、或貿易他人牛馬也、
- 同日、貶野間村鄉士渡邊吉太夫追放于西之村、罪與柳田孫左衛門共詐為商米者、經過村々求黨博奕、且訊鞠中禁行、然犯令微行也、
- 同日、貶坂井村百姓周五郎為國上村湊塩戶樵夫、罪詐為商米者、來往諸處、且盜平山村之万之丞牛也、
- 同日、貶油久村足輕細山傳七移居于安納村為百姓五年、坐嘗犯法博奕數度、今又與清順坊共赴野間村博奕也、
- 同日、增田村百姓浦七為國上村濱脇塩戶樵夫、坐往來諸所博奕也、
- 同日、貶中之村僧壽仙坊為庶人二年、罪背僧道廢寺務事博奕、且勸弟子於博奕、及鞠問與吉太夫謀

設偽言將遁其罪也、

○同日、貶本善寺寺番僧自圓坊追放三年、罪掠彩色三十番神之財博奕、且爲番僧不顧佛神之怒而博奕於本善寺本堂大不敬也、

○同日、貶坂井村僧自正院爲庶人五年、罪以當教訓僧徒之老僧之身、卻誘引奕者於己寺博奕也、

○同日、貶坂井村僧學順坊爲庶人五年、罪往來諸處事博奕、及鞠問之日戒周五郎言勿告實也、

○同日、以阿高磯休七爲淺川塩戸樵夫、罪詐爲商賣、之坂井村博奕且持爲奕之器也、

○同日、野間村足輕柳田孫左衛門移居古田村三年、罪招無賴之徒於己宅共博奕也、

○同日、野間村鄉士石堂彌五郎移居上里村三年、罪使周八者賣己馬、與周八共赴中之村、以其價博奕也、

○同日、野間村鄉士渡邊勘之進移居島間村三年、罪招奕者於己家博奕、及鞠問之日、卻言清順坊所催欺上也、

○同日、貶平山村僧教信坊爲庶人三年、罪引奕者於己寺博奕也、

○同日、使中之村僧壽傳坊爲野間村村吏僕三七日、坐博奕也、

○同日、貶野間村足輕柳田貞助爲庶人移居安城村五年、罪與渡邊吉太夫共詐爲買塩者到他村博奕、且初及鞠問之日、種々設偽言欺上也、

○同日、野間村百姓利十郎納科炭十苞、罪爲奕者之使赴阿高磯、誘引博奕之徒也、

○同日、西之村百姓喜八納科炭廿五苞、德左衛門二十苞、共清順坊叔父也、着錢十貫文於德左衛門馬來于坂井村、爲清順坊博奕之資、清順坊負盡之、於是兄弟相議賣馬於自正院給之、強牽其馬歸、故及之、

○同日、油久村足輕日高賢藏移居莖永村二年、坐博奕也、

○同日、野間村百姓小吉納科炭二苞、坐爲奕者之雇人運送米錢也、

○同日、使坂井村百姓万次郎納科炭廿苞、罪言阿高磯休七來于坂井村也爲商賣非爲博奕、不幸偶臨其席而已欺上也、

○同日、坂井村村吏古市彦右衛門・上浦休右衛門・池山伊三左衛門・古市源左衛門・古市嘉左衛門・中之村村吏鮫島七右衛門・有留十郎左衛門・上妻與三左衛門・遠藤平太寺入各二七日、坐知於其村博奕而不聞于上也、

○十五日、以異國船來之候、國老川上久馬・新納内藏・島津但馬傳長崎奉行命、如例、

○十八日、御作事方見聞役餅原庄右衛門・下目付八代・三右衛門・棟梁杉清之進來、餅原與八代分東西巡行村々、定天文者之旅館、

○廿日、増田村孝八宅火、人馬・宗門手札無恙、

○廿六日、測量者伊能忠敬氏等自屋久島到島間村、
○廿七日曉、急使至赤尾木告之、於是屬之家老及諸有司即日赴島間、廿八日分南北測量、南一隊坂部定兵衛・永井甚左衛門・箱田良助・保木敬藏・大

山甚七・笠原三郎助、僕二人清助友吉、覺府御記録奉

行得能正助、書役隈岡幸助・吉田平右衛門、御留

守居役松元十郎兵衛、見聞役山本十藏・田中仲右

衛門、畫師兒玉龍雲、御兵具方足輕八人、用聞三

人、賄方請負三人、御作事方丁夫十五人、吾家老

上妻七兵衛、物奉行西村四郎左衛門、組頭岩河嘉

兵衛・西村甚五太夫、船奉行森十郎右衛門・平山

友四郎、作事方梶原瀨左衛門・羽生嘉右衛門、郡

役東森右衛門・美座五藤右衛門、馬役知覽次郎太

夫・羽生新十郎、家老書役武田休七、組所書役鮫

島直右衛門、郡方書役落合嘉左衛門、物奉行書役

桑山惣之進、下用聞三人市街者、帳取二人同上、侍童

六人行酒薦膳者、北一隊伊能勘解由・今泉又兵衛・門

谷清次郎・尾形顯次郎・加藤嘉平次・宮野善藏・

久保木佐助・久保木佐左衛門、覺府御留守居役林

與一郎從者、書役小倉幸之允足輕人屬之、御記録奉行橋

口今彦從者二人、御留守居役平田次郎八從者二人、兼同見聞

役兼椎原與三次從者二人、見聞役東郷八右衛門、御記録

方書役大浦清右衛門・種子島休藏、畫師大山勘助、醫師小村順康、御兵具方足輕十五人、用聞三人、賄方請負三人、作事方丁夫十五人、吾家老時一任丈左衛門、物奉行羽生仙右衛門、組頭美座平兵衛・上妻才十郎、作事方上妻新七・羽生主右衛門、船奉行日高源右衛門、船奉行寄西村次郎兵衛、郡役羽生伊兵衛・美座六兵衛、馬役日高孝兵衛・河内覺右衛門、家老書役遠藤甚五左衛門、組頭書役宮浦半右衛門、郡方書役河野宇兵衛、物奉行書役梶原惣右衛門、代官古市奎兵衛、下用聞三人^{市街}、帳取二人^{同上}、侍童廿六人、上妻九郎左衛門及馬役河内十郎、書役八板奎之進三人、屬林與一郎、西村次郎兵衛、橋口今彦、平山友四郎、屬得能正助、且擇丁夫二十人常隨之、日々所用之人馬不可舉數、伊能氏隨西海之濱、測量定里程、坂部氏隨東海之濱、五月八日伊能氏到現和村田之脇、九日坂部氏到現和村田之脇、凡種子島周圍三十七里二十三丁三間、縱十五里二十一丁廿七間、橫自納

官村上尻至増田村郡原汀一里廿六丁四十六間、又自池田至現和村田之脇汀二里十五丁十一間、曲記別楮、

○廿八日、與高五斗于島間村岩坪甚右衛門、以為時中僕數年勤勞也、

○五月五日、與綜各二束于三个寺、慈遠寺獻同品、

○六日、妾^{名惠}死、法諱聞法院妙覺日淨大姉、輔時

・時中等實母也、禁漁獵・商賈・作事三日、禁士

月代・殺生・遊興・絲竹五十日、七日夜葬于正建

寺<sup>以御小姓組
上小番下葬</sup>、安置牌于本源寺西之坊、行五十日

喪、種子島三左衛門時孝代輔時為葬主、使森十郎

右衛門監靈膳、

○十一日、鮫島兵右衛門・檜原周兵衛寺入各七日、

坐為種子島代官簿書不正也、

○同日、下村源吾寺入七日、坐為船手下吏修治熊野

丸之簿書不正也、

○十七日、以羽生武兵衛為組頭、長野良太郎番頭、

西村喜右衛門高奉行兼納殿役人、

○家老・物奉行・用人、以妙覺大師卒去、使羽生伊

兵衛赴覺府候輔時・時中等安否、

○十九日、每歲與米一石于石堂彌三次、以移居古田
村為庄屋也、

○廿二日、天文者伊能氏・坂部氏等歸、

○同日、坂井村百姓戸兵衛、為己所畜之牛所傷、其
夜遂死、聞事于官、

○是月、國老島津安房久備傳令、禁猥商藥種、開于
左、

○ 九 島津久備申渡書

御領國中、琉球國へ出産の藥種類、於大阪賣捌方
御申立有之候處、別紙之通り被仰付ニ付、彼地御
仕送り品者勿論、證文共仕登之品之内、別紙品立
ニ相見エ候分、右仰渡之御趣意通り相守、猥ニ賣
捌方無之様、夫々支配頭より申渡シ、猶又諸品、
津口番所其外於手形所、時々氣を付け、混雜ニ及
ハさる様可取計候、此旨可承向可申渡候、

五月

(島津久備)
安房

○ 一〇 平賀信濃守口達控写

平賀信濃守殿御口達打寫

松平豊後守留守居

田中藤右衛門

名代

岡本金太夫

○按察一向宗聞于官、如例、

○六月一日、御側役坂元平左衛門召用頼橋口彦助、

命種子島船至商船與他私領異趣、不奉官命而得往

來于他邦、何歲月得許耶、筆之以聞、即家老高崎

孫兵衛呈書、記于左、

○ 一一 高崎孫兵衛覚

覚

種子島より他國又者御領内へ積出船之儀ニ付、御
糺の趣承知仕り、左ニ申上候、

一 種子島之儀、此以前より諸品他國へ積出の儀御免

被仰付置、其上佐渡曾祖父彈正の代、依勤功手形銀をも御免被仰付置候、是まで於種子島船頭より積荷等書記、何方へ差越度く願出で、役人願書見届候上、御締方衆・船方役人立會見分の上にて、山手形所より往来申受け、積出す儀ニ御坐候、一御領國中諸所往来之節ハ、船頭より何方へ差越度く願出で見届候上、御取締方衆・船方役人より直ニ所々船御改所へ相宛、裏書手形を以て出帆申渡候仕向ニ御坐候、

右之通、此旨前よりの仕向ニ御坐候、以上、

丙六月

種子島家敷役人

高崎孫兵衛

○六日、締方横目境田強吉歸、

○與米二斗于林甚右衛門、以隨天文者而勤勞且以調菜送長田嘉納治於覺府也、

○水梢三右衛門・助左衛門為山川港金助船水主、去歲至沖永良部島、及歸無順風留滯于大島、今年三月廿九日發大島、途遇逆風漂到朝鮮國、六月廿二

日山川年寄役日高仲右衛門傳長崎奉行命、告之於吾家老、

○上妻九郎左衛門逼塞七日、菅坂井村戸右衛門者為牛所傷、雖加療養不治、其夜遂死、固非可怪者村吏不告之、九郎左衛門對林與一郎偶語之、締方横目境田強吉恚不已告語之、故聞事于官、九郎左衛門坐不敬而不慎言及此、

○廿八日、締方横目柳田小次郎來、

○廿九日、西之表庄屋賀夏越獻上、如例、

○七月七日、飾日深公鑑于廣間、當番家老拜之、

○八日、名代種子島三左衛門詣大會寺、祭先祖・宗祖及戰死者靈、

○十一日、大風、平山村・安納村・現和村・國上村・島間村・古田村・増田村・住吉村・上里村・安城村・西之村・油久村・坂井村傷禾、且蝗、

○十三日、上書請二男時中・三男時則官暇、開事于左、

(文書)

- 同日、種子島三左衛門時孝詣慈遠寺、祭祖先・宗祖及戰死者靈、十四日詣本源寺、祭宗祖、十六日於本源寺方丈、祭祖先及戰死者靈、
- 十九日、修治築島、
- 與米二斗于現和村貞右衛門、以於島間村為製蠟之槌頭而勤勞也、
- 廿七日、鍛冶八板權五左衛門一世被免役、其母及女子随天文者製豆腐、自請以息備侍童數日勤勞、又借蚊帳於市街中而供測量者之用、以己無之新製出之、賞其心正直也、
- 褒詞大山五右衛門娘、以為天文者之官仕數日巡行、不辭其勞也、
- 安城村彌平太、住吉村權右衛門、現和村源之進・仁七、安納村四郎太、國上村十四郎、納官村勘六、増田村永吉・三吉、野間村孝之進、坂井村兵左衛門、島間村市十郎、平山村孫左衛門・六左衛

- 門、油久村勘六、華永村喜左衛門・長吉、中之村孫右衛門・清十郎、西之村源五郎三年免大山野賦稅、賞為定丁夫從天文者巡行勤勞也、
- 與米一石于西之表村吏、賞自天文者至島間村之日、不一日已、終始不厭風雨、而勝他村勤勞也、
- 與米一石于島間村村吏、免浦受銀三年、賞天文者不意到島間村之日、一村人民不厭勞能勤勞、給水陸之用也、又賜米四斗、以天文者俄始測量、急召坂井村之夫不到、命野間村以事急速無炊飯之暇、島間村村吏測之炊百餘人飯、贈之於大町田而喫野間村之夫、其志慮至矣、故賞之也、
- 與米二斗于柳田善五、賞為測量中之手傳、以舊數年為代官所手傳而老成能辨事、以老年勤勞也、
- 笹川半兵衛免手形銀三年、賞借蒲團於市街中而備天文者用之日、以己無之新製出之也、
- 阿世知半左衛門・武田市郎兵衛・德永惣吉・牧瀬新之允・柳田今左衛門・阿世知春右衛門・柳田休五郎・濱田平吉等、餅原氏・八代氏來巡行一島、

定天文者旅館之日、或修理家、或造廁・浴室等、一村不過一日勵精勤勞、故以言褒賞之、

○現和村嘉右衛門・出右衛門・喜與八・新四郎・市太・三左衛門・三之丞・市藏、增田村平十郎、中西彦四郎、下西休太郎免役一年、賞以能葺茅屋、從餅原氏巡行、修葺天文方旅館且勤勞於測量丁夫也、

○中西之表百姓清七免役一年、當測量之時為假屋番、自至普請方而受其日之用、不一日怠、事無留滯、於是賞之及此、

○島間村百姓笹次郎免役一年、天文者在島間之日、笹次郎為作事方定丁夫司運送行李之事、俄為兩隊分東西之日、居紛亂混雜中而不一事過差、能勝其任、故賞之也、

○廿八日、松下次郎右衛門・樋口權六・山縣平四郎賜米各二斗、天文方發港之朝、船長盡會論風之順逆、他皆為逆、松下・樋口・山縣為順、果得順風、賞能協船長器也、

○與米四斗于野間村村吏、賞俄命測量之夫百餘人、村吏能務忽募百餘人而具其用也、

○東街市中者命天文者使令之事、概構虛言有拒命者、且平素船奉行以船事命役夫亦如是、故使主取者箴居市街者、令盡守船奉行令宜奉事、

○叱武田市藏親戚、使市藏娘為天文者給仕、巧言不奉命及再三猶爾、雖時市藏不在家、平日教誨不厚、親戚亦教論薄故也、以是及茲、

○叱中之村河野權之進、時河野為奉測量之事在島間村、及歸齋命夫於中之村之書且命速達之、稱中途病發不達之、事大遲滯、若病發則宜使其從者達之、今不及其事、罪最深、今減一等及茲、

○叱坂井村村吏、命測量之夫之日、村吏懈怠缺其用、今減罪一等及茲、

○莖永村村吏古市十兵衛寺入十四日、命測量之夫於莖永村之日、中途得其書而不達之於村、且以自己見請免夫、其罪重、今減一等及茲、

○叱林甚右衛門・小田原孫左衛門・柳田善右衛門・

松下滿右衛門、各使其娘為天文者給仕、然及再三辭之、國家受大賚之日、不辨時宜甚不敬也、故及茲、

○按察切支丹宗聞于官、如例、

○八月一日、與中紙二束于慈遠寺・大會寺、兩寺亦獻同品、

○二日、柳田休五右衛門獻米一石、以助修築島之費用、言欲躬自役之固無板築之功、故獻之以表其志、

○三日、馬追方、名代時任丈左衛門時子、物奉行・用人及馬役遺姓名、

○同日、河野孝左衛門寺入于淨光寺五七日、河東茂兵衛寺入于本蓮寺二七日、宮浦半右衛門寺入于隆興寺二七日、河野坐為覺府邸普請方下吏、簿中以大工一人役兩方、或脫記材之數、河東・宮浦為代官簿中脫記米價也、

○五日、行日淨大姉百箇日法事於本源寺西之坊、種子島平左衛門時甫代輔時、美座十郎太夫代時中、

下村惣太郎代婦傳、行香、

○八日、以一世足輕吉留市之丞・牧瀨傳四郎為一世西之表郷士、共屬天文者巡行、收其被囚・衣裳等日夕運送、無一過差能辨其用、故賞之及茲、

○以住吉村次郎右衛門為野町人格、家老知覽才兵衛役覺府邸之日、有故不得乘交代之船、借次郎右衛門船赴覺府、與船床銀次郎右衛門曰、吾幸有船得報公家、豈敢受之乎、固辭不受、故賞之及茲、

○十五日、蓮勝寺獻神酒・棗盛、

○十六日、締方横目竹下勇九郎來、

○西上之表村・納官村・平山村・莖永村・中之村・西之村以風損請檢地、故隨其損之輕重減賦、有差、

○締方横目飯牟禮藤藏・柳田小次郎歸、

○九月九日、使岩河嘉兵衛講法令書於廣間、如例、

○十二日、寄付米十石于本源寺、以助造影堂之費、以菩提所也、

○十三日、改名久照、以官祭柄字也、

○與米二斗于水手善太郎、以飛船告急於覺府、善太郎為船頭七日内往來之故也、

○二十日、久照・時中・婦傳・時則夫婦其子庄次郎發覺府港、廿三日朝辰時入赤尾木港、家老高崎孫兵衛・用人羽生武兵衛從之、

○以美座十郎太夫為納戶奉行兼番頭、東市郎右衛門兵具奉行兼番頭、

○廿四日、久照・時中等拜持佛堂、詣三箇寺、

○廿五日、見家老組及諸奉行・諸士於廣間、

○命雖於獵山初得獲者招射者於己家催賀筵、以年凶歲止之、以目錄獻銀三匁、唯親戚者會筵、設一羹酢酬可以賀之、

○國老嶋津安房久備、告世子邦丸君往午三月廿八日降誕、今年及三歲、開于左、

(文書久)

○十月五日、孺人之宮之城祭先考・先妣、遂浴入來

温泉、家老渡邊勘右衛門均從之、十月十二日歸、

○十月十一日・十三日、詣本源寺、名代家老姓名不詳、

○九日、與米二斗于普請方庄屋代上浦孝兵衛、賞勤勞於測量之事也、

○十日、每歲寄付米五斗于本源寺塔中西之坊、具祭日淨大姉之用、且當回忌則益加五斗、

○同日、以上西之表山野武左衛門・安藤六左衛門為代々鄉士、以有所思也、

○同日、以羽生岡右衛門為一世小頭、以勤勞於勝手方也、

○十一日、以前田十郎兵衛・河内十五左衛門為番頭、

○十四日、平山村濱田个浦愁漁釣無幸催野樂、近村之徒往觀者衆、歸路坂井村・油久村之徒五十人、乘熊野浦之漁舟、黃昏至黒川尻、風浪惡舟沈沒、助命者二十九人、溺死者坂井村古市周五左衛門・古市嘉左衛門・德永乙次郎・安尾犬之子・牧瀬權

藏・古市源之丞妻・百姓今兵衛・彌助・休藏・乙五郎・彼岸次郎・長五郎・佐次郎・犬之子・宇藤次娘・甚藏妻・甚藏娘・十八娘・平山村濱田浦次平太娘、油久村榎本金次郎・喜十郎男子、凡廿一人、即締方横目柳田小次郎・竹下勇九郎・吾横目岩河嘉兵衛・上妻才十郎赴彼地檢察、聞事于官、

○廿六日、輔時浴市來温泉、

○十一月八日至九日、久照・時中・時則夫婦詣本源寺、修晴雲院殿妙詠日涼大姉三十三回忌法事、初日八講眞讀、翌日頓寫說道、西村權右衛門代孺人、美座十郎太夫代輔時、西村次郎兵衛代於隣殿、河内覚右衛門代良照院・穗野・多美・佐登、行香、

○十日、勝岡郷士立山節右衛門有罪被放來、

○十一日、硫黄島市右衛門舟二枚破於納官村内牧

川、聞事于官、

○十七日、以是信院為妙泰寺住職、

○按察一向宗告官、如例、

○十二月八日至九日、久照・時中・時則夫婦詣本源寺、修大歡院殿日喜大居士三十三回忌、初日八講眞讀、結日頓寫說道、西村四郎左衛門代孺人、美座十郎太夫代輔時、河内九市代於隣殿、西村仲太夫代良照院・多美・穗野・佐登、行香、

○十三日、官命請使家臣越山休右衛門遠流于徳之島其子平助繫于官舎、開事于左、

○ 一一 北条守道申渡書

種子島佐渡家頼
越山休右衛門

右、不聞得之趣有之三付、遠島之頼申出テ、便船有之迄の間、揚屋之願申出遣シ置候様可申渡候、

休右衛門子
越山平助

右、不聞得之趣有之三付、借揚屋又ハ借牢之頼申出(マ)、召入より届可申渡候、

北条守道
右門
十二月

○北條織部守道代久照上書、請以凶歲緩納重出米、

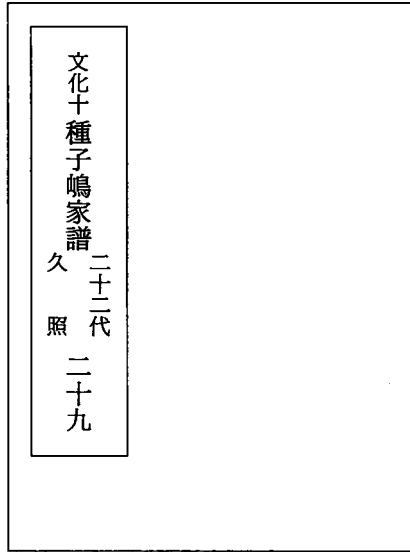
開事于左、

(文書)

○廿七日、三箇寺・廿人家・鍛冶賀歳暮献上、如例、

○歳暮、規式、如例、

(表紙)



○文化十年癸酉正月元日、於奥座喫蒼蒲茶、畢而見家老・物奉行・用人、

○同日、國上村獻野老、

○同日、拜持佛堂、詣本源寺番神堂、下村惣太郎時憲持太刀、既而於廣間與杯酒家老・物奉行・用人

・諸奉行、流盞諸士諸奉行番二人、諸士番四人

○二日、國上村獻瀨物、現和村庄司浦獻饌、

○同日巳刻、覽馬、名代八郎次時中、馬役宮浦喜右衛門、

○同日、八箇寺獻品物、見廣間、名代種子島三左衛門時孝、

○同日、詣三箇寺、旗下士盡從之、

○同日、上之郡庄屋・小觸献上、如例、

○五日、大會寺歌會、佐八郎時則名代、時任丈左衛門時子・知覽才兵衛行寬・西村源五右衛門時照・

羽生仙右衛門能寧・岩河嘉兵衛政明・美座半兵衛時息・講師宗匠美座六兵衛時觀・讀師兼奉行梶原瀨左衛門景甫・沙門日耀侍席、各詠浦霞、

○六日、初狩、組頭羽生武兵衛・岩河作左衛門時兄

・西村四郎左衛門時現、山奉行前田七郎兵衛・日高七郎左衛門・上妻新右衛門、夕狩場、名代高崎孫兵衛道博、物奉行西村甚五兵衛時行、用人西村甚四郎時宴、西之表庄屋献上如例、牧瀨伊三太獲猪、

○七日、中之郡・下之郡庄屋献上、如例、

○八日、慈遠寺歌會、時則名代、高崎孫兵衛道博・

知覽才兵衛行寬・西村甚五兵衛時行・種子島平左衛門時甫・西村七左衛門時寅・種子島三左衛門時

孝、講師美座六兵衛時觀、講師梶原瀨左衛門景甫

・沙門日珠侍席、詠軒梅、

○十一日、蓮勝寺獻神酒・齋盛、
〔古田村〕

○同日、甲冑賀筵節日深公
及自己鑑、如例、名代八郎次時中、

○同日、在郷諸寺献上、如例、

○同日、本源寺祈禱、如例、

○同日、的始、名代佐八郎時則、射手一番美座笹右衛門、
西村六郎太

二番鮫島十左衛門、
下村用二、三番羽生惣四郎、
八坂安次郎、

○同日、北條織部守道代久照、奉興國寺火消之命、

○十三日、上里村百姓彌六宅火、燒宗門手札三枚、

即聞于官、

○廿日、本源寺歌會、佐八郎時則代久照、侍席高崎

孫兵衛道博・種子島五郎左衛門政賢・平山藤左衛

門親好・岩河作左衛門時兄・美座半兵衛時息、講

師美座六兵衛時觀、講師梶原瀨左衛門景甫・沙門

日詮、各詠聞驚、

○廿二日、現和村休之進納炭二俵、坐休之進守護鴨
女川渡船、有斷渡船之索者、故推鞫索之不得、休

之進平常息守護而為往來之妨、且推鞫中禁行犯命

來往諸所也、連及其子休之丞納炭三俵、現和村足

輕今鞍權次郎・百姓德右衛門・休五郎各納科炭一

俵、

○同日、使笹川彌五右衛門納罰錢五貫文、坐犯法竊

買我荒也、

○同日、現和村休右衛門納科炭三俵、茂平太・傳七

各二俵、幾七一俵、各坐犯法竊買我荒也、

○同日、現和村庄司浦新藏罰錢五貫文、嘗坐商制禁

之貨、禁旅行二年、今又犯法竊行長崎及大坂、商

所禁之牛皮、故及此、

○同日、現和村近政藤右衛門納科炭二俵、坐犯法賣

牛皮於庄司浦新藏也、

○同日、叱現和村庄屋・橫目、罪傳禁商買牛皮之令

於村中不嚴也、

○同日、庄司浦町頭善五右衛門・彦左衛門納科炭各一俵、坐令禁商牛皮之事於浦中不嚴也、

○同日、池田浦萬吉納罰錢五貫文、罪以之肥前之信牌到大坂、又以禁旅行之庄司浦新藏為水手也、

○同日、上西之表村安藤桑右衛門被許買高三石、雖以組士住田舍者、不免買田地、桑右衛門察府庫空耗納已祿地所納之米五年、又役納殿不以遠路怠當直、且拜伊勢宮之日、以桑右衛門宅為休息所、故及茲、

○同日、下西之表名越與右衛門為代々組士^{納錢者乎}

○廿四日、吉平新五郎・柳田彌右衛門・日高甚左衛門・渡邊仙太夫・桑山周左衛門・有留權次郎・牧

瀬藤之助・松下伊間右衛門・松下孝之進・松島孝治・高島万兵衛・今成五郎兵衛・久木原金作、各客歲欠納本出米、故隨所欠多少收祿地、有差^{高一}石價^{定十五貫、以所欠米價定買之數}

○廿五日、城內歌會、左八郎時則代久照、侍席清淨寺日可^{代本}源寺・知覽才兵衛行寬・種子島五郎左衛門

政賢・西村源五右衛門時熙・羽生仙右衛門能寧・

西村四郎左衛門時現・西村甚四郎時宴・講師美座六兵衛時觀・講師梶原瀨左衛門景甫、各詠門柳、

○廿八日、榎本喜兵衛船、自島間運漕米於赤尾木、於長濱風浪俄起覆舟、盡米沈沒^{百三十五俵}

○同日、本源寺一老幸行院被與青銅五百疋、賞寺役人蓮性院寂後、以老年代之、勤勞於祖師堂等當作也、

○同日、本源寺役人宜寶院被與銀三枚、先年三堂燒失之後、苦心於造營、躬自負材擔石孜孜不怠、殊以同僚蓮性院寂、為一己之任、日夜勤勞、終三堂落成焉、且平常勤學苦行而教導衆徒至矣、世人盡稱譽之、故及茲、

○同日、與米二石于本源寺僧本事院・本了坊・啓了坊・竟了坊、當三堂造營、入山採材、入水選礎石、運瓦負土、或取槌作釘、不厭勞辛勤、故賞之也、

○同日、與青銅百疋于誠守院、以勤勞於祖師堂造營

也、

○廿九日、賀前中將殿四十壽、久照獻金子二百疋、

孺人二百疋、輔時二百疋、於隣殿三百疋、

○點檢丁夫・病夫及有職者告官、如例、

○二月四日、以住吉村足輕深田善五左衛門為代々郷

土蓋納
金也

○十三日、請贈我荒于大坂而賣之、免之、

○廿日、以官暇迫期、又上書請之、開于左、

(文書欠)

○同日、締方横目二階堂十郎兵衛・西田嘉多治來、

○同日、水手三右衛門・助右衛門、去年四月漂到于

朝鮮國而今年歸國、國老島津安房久備傳令示之、

如左、

(文書欠)

○同日、以日隆上人三百五十年忌、贈香奠于本能寺

・本興寺、僧吏贈書謝之、開于左、

(文書欠)

○按察一向宗告官、如例、

○三月三日、八郎次時中代久照出于廣間、使西村甚

四郎時宴讀法令書、如例、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、西之表庄屋獻酒肴賀瀨引、

○四日、於奥座種子島三左衛門時孝弟時任勝治元

服、久照加冠、種子島五郎左衛門政賢理髮、改字

三十郎、與盃及青銅百疋、三十郎亦獻青銅百疋、

酒肴、以時孝請、輔時後到彼家、以家格也、

○十四日、木原甚左衛門寺入于本善寺三年、甚左衛

門爲人凶惡無賴、為憲之親作兵衛請而放于大島、

頃日以親戚請得赦而販、而與弟長左衛門交情甚

薄、數爭論、或毀器材、或燒穀種、或以刀背擊長

左衛門、舉動不異禽獸、今有怨及茲、

○同日、木原甚七寺入于妙泰寺三箇月、木原半次郎

寺入于本蓮寺二箇月、坐兩人相談上書使無賴甚左

衛門歸島也、

○同日、木原長左衛門寺入于日輪寺六箇月、以事兄

甚左衛門而不能弟道、益觸犯凶惡之性、數爭論而

驚隣里也、

○十五日、觀武藝、時中・時則侍席、一番鏡智流

槍師範平山藤左衛門其子次郎・種子島五郎左衛門大

郎代次天真流劍術師範下村源吾・日高孝兵衛・

遠藤壯兵衛、次伊集院家示現流師範吉良六郎三浦

衛門清左、東郷家示現流師範宮浦半右衛門、次性一流

師範羽生主右衛門、次水野流師範岩河作左衛門・

前田良右衛門・梶原惣右衛門・鮫島宗左衛門・上

妻周左衛門、次金子流拳法鮫島貞伯、次竹之内流

師範日高孝兵衛・遠藤壯兵衛、次無雙流師範足輕

鮫島源七、畢而與杯酒師範之輩、流盞門弟、

○廿二日、締方横目竹下勇九郎・柳田小次郎歸、

○廿三日、納鹿皮一枚于山奉行所三獵

○廿七日、觀射禮於本源寺弓場、八郎次時中・佐八

郎時則侍席、射手六十人、日高仙大夫・美座十郎

大夫、三中太腑當束矢、日高源右衛門・松下孝之

進軍勢書入束矢、大牟禮良七・日高惣四郎金の束

矢、各與弓一張、時中・時則與弦、

○廿八日、前太守公以四十賀贈各金子三百疋于久照

夫婦及輔時、

○同日、嚮請緩納重出米、今被許之、

○同日、以大歡院殿・晴雲院殿年回、許坂井村百姓

彌平太遠流、而為阿高磯塩戸樵夫、赦西之村足輕

日高仁平太・洲之崎休藏、

○同赦舊木原名字半藏追放、而為庶民如故、

○四月朔日、以西之表足輕榎本六郎左衛門為代々郷

士、為行司獵曳之長數年勤勞於狩獵之故也、

○同日、上里村中宿士有留勸兵衛免高三石買之、

組士居田舍者不許買高、於勸兵衛有所思也、

○四日、於須賀殿卒於隣殿母也、於隣殿中禁鳴物遊興、近侍藝藝月代五十日、禁刺殺二十日

國老島津安房久備傳訃、開事于左、

(文書欠)

○八日、異國方御用人伊東仙太夫傳命、禁私商唐貨、示糸荷船漂來之日處置法、如例、

○十二日、國老島津將監、命禱爾于神社而禳前太守公四十一歲之厄災、開事于左、

(文書欠)

○十五日、以異國船來之候、國老顯娃信濃・島津安房久備・島津將監傳長崎奉行令、如例、

○十七日、輔時浴指宿温泉、

○廿一日、以能野權藏為一世足輕、與小濱氏、以製陶器之功也、

○廿二日、觀習禮于本源寺客殿、終而賜盃酒於師羽生伊兵衛道潔、

○廿七日、與銀一貫目於渡邊勘右衛門均、以家老役

覺邸、今以辭定府免之、賞當府庫空耗之際多歲勤勞、及茲、

○同日、以稻木喜左衛門為輔時侍女藤尾養子、與氏

藤尾藤尾就內
譜之故也

○五月五日、與粽各二束于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○七日、以正覺院為本源寺鑑司、

○同日、寄付高一石于伊勢宮、

(文書欠)

○十一日、使日高七郎太夫剛槍・鏃等不受質米、賞之以所與之扶持高為永代扶持、

○十四日、以官暇迫期、又上書請之、開事于左、

(文書欠)

○十八日、住吉村深川上妻喜三次・能上妻勘之進、使

納罰錢五百文、坐犯繫牛於路傍也、

○同日、叱住吉村村吏、坐令繫牛路傍之禁於一村人民不嚴也、

○同日、以安藤桑右衛門・上成傳左衛門為伊勢宮社人、司祭祀及宮殿修治・所附田地之米・賽錢等之事、

○按察一向宗告官、如例、

○六月八日、納官村一世足輕平田藤之允、以納錢二十五貫文為代々足輕、

○十日、赦中之村僧清順坊、安城村周八、野間村吉太夫、坂井村周五郎、油久村傳七、增田村浦七、

中之村僧壽仙坊・壽圓坊、增田村僧自正坊・學順坊、阿高磯休七、野間村足輕柳田孫左衛門、鄉土

石堂彌五郎・渡邊勘之進、平山村僧教信坊、野間村貞助、油久村日高賢藏、野間村柳田休六・渡邊

源八左衛門娘美座矢太右衛門母也、慈遠寺小僧惠光、現和村

山之丞、國上村浦田浦善藏・市次郎、洲之崎浦吉藏、島間浦清六、以修大歡院殿・晴雲院殿年回法

事也、

○廿日、鐵匠阿世知新五右衛門其子新次郎以扶持高為永代扶持、使父子製鐵砲、甚上巧而畢功速也、

且製貧人之器省價與之、故賞之及茲、

○廿五日、與米六斗安城村庶民、二斗古田村庶民、去歲以年不登一統辭定賦、安城村・古田村雖亦不全熟受定賦、故賞之也、

○廿九日、賀夏越、西之表庄屋獻上、如例、

○七月三日、唐船一隻船主廈門劉景均水梢等凡九十二人漂到于住吉村洋上、碇宿而贈一書、

○一三 廈門船主劉景均書狀

本船唐六月廿二日開駕、欲往長崎而貿易、因欠風順漂收貴地、刻因柴水米已缺、請通事老爺速即至船而相商勿遲為感、

西七月初三日廈門船主劉景均印

○村吏以急使告之、家老知覽才兵衛行寬、橫目西村

甚五大夫時員、船奉行羽生武兵衛・日高源右衛門
爲武、通事日高五郎右衛門・長野良右衛門速到彼
地、取做頭の贈米柴等、四日、使小舟牽送於赤尾
木港、警衛不怠、以飛船告大泊郷士年寄、

○七日、飾鑑于廣間、當番家老上妻七兵衛宗愛拜
之、

○同日、久照出于政府而聽政治、

○同日、國老嶋津將監傳重出米・竈出銀之命、記
左、

(文書欠)

○八日、以八郎次時中為名代詣大會寺、祭先祖・宗
祖及戰死者靈、

○十二日、島津縫殿傳護送唐船於地方之命、記左、

(文書欠)

○十三日、與米二石于武田休七、賞以天文者之事、
往來覺府及屋久島且測量中從之勤勞也、

○同日、詣慈遠寺、祭祖先・宗祖及戰死者靈、

○十四日、久照・時中詣本源寺、祭先公墳墓、入方
丈祭先祖及戰死者靈、

○十五日、詣慈遠寺御坊、祭先公墳墓、

○同日、使船奉行西村仲左衛門・高奉行知覽翁左衛
門・通事長野良右衛門・足輕三人護送唐船於山
川、

○十六日、以羽生武兵衛為用人兼横目・組頭、渡邊
源十郎・西村十郎(次脱九)用人見習、

○十七日、以羽生武兵衛為慈遠寺寺奉行、

○十八日、以河内源四郎為納戸奉行、日高孝兵衛兵
具奉行、上妻惣右衛門船奉行、八板藤角・羽生庄
次・美座源大夫馬役、上妻甚五郎・時任滿治・種
子島藤太郎番頭、

○十九日、以日高惣大夫為普請奉行、日高杉右衛門
高奉行、羽生新十郎山奉行、西村七郎・長野良太

郎以番頭出座於廐、

○廿日、村尾次兵衛以唐船之事贈一書、

（文書欠）

○廿一日、馬追或高奉行定賦稅之日、催酒宴其費多矣、令自今後事節儉省費用、使庶民務貨殖而無怠賈稅、且商賈魚塩之徒、廉價而無商不用之物、一島宜歸質素、

○一四 申渡覺

覺

一夏賦之儀ハ外の筋と相違ひ、御高題究め、大節成譯なるを以て、例年村々にて色々取企て、過分の費有之由にて、其費人躰の出来相掛け、難澁之御時節柄遺憾の至ニ候、此涯屹と被差止候事ニ候へ共、格別なる御高題究の事ニ候故、下りの役々へハ苦勞致す儀ニ候間、祝儀迄にして、有り来る向

を以て、焼酎・肴等切角取縮め、村より差出シ候、尤村ニ依りてハ、御膳進上などと名付け、色々取企て相寄り、飲酒等の費ハ段々有之、遺憾之至ニ候、先達より御取縮め方段々御吟味有之事ニ候へとも、都ての儀未だ治定ニ不及候間、已後御吟味相決し次第、分て可被申渡候へ共、此節夏賦差越候故、先此節の取締迄ニ、右之通被仰渡候故、何分此涯より相改め、賦出米割付け格別減少致シ候様無之候てハ不叶事之故、専ら下り高奉行へ其意示置、村々役者中へも稠敷申渡、緩慢之儀無之様可申渡候、

○一五 役所覺

覺

一毎年村不納・不足・未進立有之、御難澁之御蔵方甚遺憾の至ニ候、右ニ付てハ當秋より屹と御吟味被召替、初秋村受込、役々村々差入れ、猶又初秋より下代被差下、稠敷催促爲致、一切不納・未進

等無之様 仰渡、其上なから萬一不足いたし候者有之候は、高持ハ一石所拾五貫文替御差引にて御取揚げ、年符持ハ年符御取揚にて御賣拂ひ差引被成、百姓人・家来以下年賦等も持合セ無之者ハ、其身家内御拂者ニ被仰付、屹と譯立ち候様御取計ひ有之筈ニ候

一秋口より村々へ商人並ニ紺屋・染屋其外掛り衆の者差入れ候儀ハ、前方より御法度被仰付置候事ニ候處、此頃猥リニ相成候向も有之候半、甚以て遺憾の至ニ候、初秋よりも下代をも被差下事ニ候へ共、専役者引受け罷居り、右様之者差入れ候は、屹と可追拂候、年貢皆済之上格別の事ニ候、右之段、此節御賦方高奉行へ其意置、村々役者並ニ村中へ前廣細々申渡候様可申渡候、以上、

七月

御役所印

○ 一六 役所馬役覚

覺

御馬追ニ付御名代御下りの節、住吉村にて御盃差上る事ニ候へ共、向後ハ御盃不及差上、御茶迄にて相済まさる可く候、且又納官村の儀も御出迎として罷出候節、何も持参に及はず、役目出迎迄にて可相済候、御假屋にてかねてハ御膳進上有之事ニ候へ共、此涯より御膳進上ニ不及候、輕キ進上物・輕き御取肴迄にて一通りの御盃にて可相済、御棧敷にて村横目よりの進上、是等も御格式にて、輕き干魚類進上にて村役目へ御盃一通り被下候迄にて可相済マス、依て馬役へも右の心得にて、係りの村々へ堅く申渡し有之向、馬役へ申渡候、

七月

御役所
馬役

○ 一七 役所用人覚

覺

一御用焼耐屋、町中へ式軒被立置候、其外の焼耐商買相成らず候間、年行司・主取へ右の趣申渡シ、

取締り致候様堅く申渡す可く候、萬一密に商買いたす者これ有るに於てハ、御沙汰の上屹と御取計ひの様可有之候間、町奉行所より不時に取締り致すべく候、尤横目方へ取締り申渡置候、

一浦人共肴商買致し、高直に為相成段相聞え候、獵稼ぎを以て渡世いたす事乍ら、我儘の仕方、吟味の上相當可相計、去年申渡ニ相成候、乍此上、船手へも可申渡候、

一町・浦店物、御當地不相應の品有之、然る可らざる事ニ候、年行司・町主取を以て取締り申渡す可く候、尤横目方へも取締り申渡置き候、

西七月

御役所

御用人

○ 一八 役所覚

覺

一我^光元^光の儀、格別なる産物にて、前々より植方被仰渡るゝ事に候、此上御島中竈毎ニ畑彗枚ツ、植付申渡候、已後見分の上帳面付にて取締り可有之候、

一已来未進米並ニ出銀・出来目御作人分地不納、豫借地等の人、此涯相糺し、上納相済ニ候様問付へ御催促可有之候、

右者、御所帯御差迫ニ付て、万事取締り致し、御蔵方立直の節、計り方可有之様可被申渡候、以上、

西七月

御役所

御勝手方 御物奉行所

○廿四日、國老島津將監傳三位公命、令百歳以上者則記姓名、而聞于官、

○按察切支丹宗聞于官、如例、

○八月一日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺、二箇寺亦献同品、

○二日、與米四斗于阿世知半左衛門、去年以来使製鐵砲臺及諸器物、不辭勞而勤勞、故及茲、

○六日、締方横目大久保長右衛門・大山長右衛門來、

○七日、輔時數年學大追物、今年以前太守公厄年、

成流鑄馬射手、故川上十郎左衛門久(マ)許色籠手・

鷲羽・小袴久々裏・白革鞆、記左、

○一九 川上十郎左衛門免状目錄

目錄

一色籠手之事

一鷲之羽之事

一小袴くくり之事

一白革鞆之事

但赤革次さし緒也、

右者、犬追物射手並馬乘方御出精之程、令感入

候、此節 御厄年鑄流馬被仰出ニ付、右条々免シ

申ス所也、

於御當國不依誰人御不審有る間敷候、依て状如

件、

文化十年酉八月

種子島藏人殿(久道)

川上十郎左衛門

實名判

○十五日、蓮勝寺獻神酒・奏盛、

○同日、輔時於大乘院稻荷神前射鑄流馬列、為禳前

太守公四十一厄災也、

○同日、使西町之喜兵衛納錢三貫文、五月十八日載

材木於己船而帰赤尾木港、稱風不順、到甌島而商

賣、故罪之也、

○同日、定馬價以三貫五百文為限、記事于左、

○二〇 役所物奉行覺

覺

一馬の直段、高直三貫五百文限り被仰渡置候へ共、

仰渡の通り無之、此段ニ至りて高料ニ商買いたし

候、兎角百姓馬持合せ無之候てハ一日も難成儀ニ

御座候へ共、已後御定め直し(原文「御定直之通カ」)の通りを高直として

商買致候様、仰せ渡下され度き旨、中の村役者御

締方へ付き申出之趣ニ付、毎度仰渡さるゝ事に候

へ共、間にハ祝儀と名付け高料に商買致候聞え有

之、向後は高直三貫五百文限り商買致候やう、御嶋中村々へ堅く馬役より申渡し、猶又御牧拂ひ馬の儀者、右の心得を以て不相當の御拂無之様、旁との儀、馬役へ仰渡さる可く候、
右之通、可被申渡候、

八月十九日

御役所
御物奉行

○十九日、有所思以上西之表村郷士長野惣五右衛門為代々組士、以扶持高為表高一世為調菜人、

○同日、與鮫島貞伯永代高一石、就平島友伯門學鍼、克通其術舉人稱之、今試之果然、故及茲、且命至子孫宜傳其術、

○同日、以官暇迫期、又上書請之、記于左、

(文書欠)

○廿三日、以西村與三兵衛為組頭、

○廿七日、上西之表村秋山金左衛門、以納錢三十貫為代々郷士、

○廿九日、日高七郎左衛門使罷古田村假高奉行、以其風俗漸化也、

○野間村郷士石堂休兵衛者石堂彌三次子也、嘗使彌三次為古田村庄屋移居于古田村、彌三次以老辭庄屋、即以休兵衛代之、今聞設牧於味噌野而畜馬、納牝馬十八匹、其志至厚、故命又掃野間村為味噌野牧司宜蕃息馬、

○與永代扶持高一石柳田伊右衛門、八斗阿世知春右衛門、賞入川崎家門受製木筒及一切火器之傳、且能製鐵砲臺辨一島用也、

○締方横目二階堂十郎兵衛・西田嘉多治歸、

○九月、使用人見習西村甚四郎・西村十郎次・渡邊源十郎免聽公事、舊見習者不聽公家之事、今以事頻繁故也、

○九日、使羽生武兵衛講法令書、如例、

○十日、上西之表村百姓喜藤太、以能製桶為代々足輕、與長野氏、

○同日、増田村百姓喜藤太、以納牝馬被為一世足輕、與増野氏、

○同日、下西之表村足輕鮫島仲之丞、使收罰錢三貫文、美座十郎太夫下人五平太・大會寺知善坊・慈遠寺僧本鏡坊・自性坊各二貫文、郷士小川甚藏・長野平次・鮫島善之丞・遠藤茂左衛門・住吉村郷士西村平之進・上妻勇藏・上妻善九郎・日高伴次各一貫五百文、足輕上妻次平太・百姓周左衛門・大會寺門前小平太・西村甚五太夫下人仁三太・仁平太・上妻七兵衛下人茂三太・足輕牧瀬休之進・中宿士長野孝之進・八板木工太夫下人近之進・百姓友八・小平太・住吉村權四郎各一貫文、郷士野間嘉左衛門九百文、中宿士松下喜太郎・遠藤茂平太各八百文、足輕大瀬三之進・牧瀬喜三太各七百文、百姓喜右衛門・六次郎各五百文、各坐博奕也、高尾野新六寺入于本因寺二年、川口順左衛門

・國上平次・知覽小右衛門寺入于善福寺・本妙寺〔平山〕・淨光寺一年、罪失士正道與下民交博奕也、

○十五日、久照及時中・時則・婦傳到安城村、十七日觀芦野馬追、十八日大峯牧馬追、十九日婦傳掃赤尾木、廿日至廿二日獵于安城村、即移于増田村、廿三日獵増田山、廿四日獵于坂井山而移于平山村、廿五日獵于長谷山・立本山而移于島間村、廿六日獵于牛木山、廿七日移于莖永村、婦傳到野間村、廿八日自莖永村詣熊野權現宿野間村、廿九日觀本増野馬追宿油久村、晦日觀大町野馬追、十月一日歸府城、此行上妻七兵衛宗愛隨之、

○中之村・西之村・島間村馬追、名代左八郎時則、
○安城村足輕田上七之丞以獻牝馬八匹、為代々郷士、

○是月、三位公歸國、於隣殿奉命赴向田迎公駕、公入覺府居處、於隣殿常奉侍公、公甚鍾愛而賜菓子・小刀及画軸等、

○久照獻瑠璃紺花瓶・瑠璃大鉢一箇・鮮魚一臺于三

位公、孺人硯蓋二面・十錦茶椀十・鮮魚一臺、輔時唐紙一束・硯屏一箇・鮮魚一臺、於隣殿鮮魚一臺・紺色花瓶一箇・沈金料紙箱一箇・鶴氈二枚、又獻十錦太椀十・十分盆一箇前太守公、十錦筭羹椀十前太守公夫人、十錦太椀十太守公、十錦筭羹椀太守公夫人、茶家一箇・猪口一箇少將公、茶家一箇・猪口一箇隨姫君、

○九日、賜米二斗于船頭吉次郎、以飛船告急於麿邸、以七日往來之故也、

○國老島津安房久備禁諸有司奉役行歷郡縣之日、受饗應贈遺、開事于左、

○ 二一 島津久備申渡書寫

寫

諸郷一統相勞し候旨相聞え候、御奉公人入込ニ付てハ、彼是雜費等多く、且其所に於て馳走向き、又ハ贈物等一切停止され候、万一受入の輩も候は、双方其御科目仰付らるゝ旨仰出られ候条、

已来右怠緩の儀無之様可申渡候、

九月

(島津久備) 安房

○三位公出法章令國中、開于左、

(文書)

○晦日、坂井村足輕橋口吉次郎使納罰錢三百文、託所納府庫之我朮於東町濱田庄右衛門家久、遂將朽廢、濱田私取之而商大坂、故坐忽財及茲、

○濱田納罰錢五百文、坐取橋口吉次郎所託之我朮而、私商大坂也、

○洲之崎浦利右衛門納罰錢五百文、坐犯法齋庄右衛門我朮之大坂賣之也、

○十月二日、安城村足輕榎本惣之進・榎本幾七共為代々郷士、以有所思也、

○九日、以榎本甚兵衛為甘家格、嘗以當凶歲救庶民之功為土與祿地、以害生業辭之、暫免其請而及

茲

○十一日、以安城村足輕徳永市左衛門為代々郷士、以納錢二十五貫文也、

○同日、島間村周次郎納贖錢五百文、庄九郎三百文、覺次郎・甚太郎・利七各二百文、坐詐設為信牌、商木材於長崎也、

○同日、與米二石于安城村吏、馬追至狩山數日留滯、故與之助費、

○十二日、現和村足輕田上庄太・田上友右衛門・田上仁右衛門為代々郷士、且以舊犀川氏復犀川氏、

○廿日、與米二斗于飛船夕頭西町善六、賞促飛船告急於覺府邸、以六日往來也、

○廿三日、以官暇迫期、又上書請之、開于左、

(文書欠)

○廿三日至廿五日、修日隆大上人三百五十年忌于本源寺、名代(ママ)

○廿四日、以鍛冶中西之表吉留仁左衛門為一世郷士、役鍛冶之事而不受賃米錢、且請而納米一石、賞其志也、

○賜永代高五斗于坂井村郷士日高安治、使牽所畜之犬役於狩山數年、故及茲、

○與槍一柄于種子島五郎左衛門政賢、學槍術於梅田家、盡得其傳、至老年益不怠、梅田感之遂聞于官、故賞之也、

○國老川上右近久芳傳令命可猷守大信公所賜之法章、而至于孫不可違背之盟書、記于左、

(文書欠)

○與上下一領于岩河嘉兵衛、賞察府庫空耗、割祿地納之也今歲返賜之

○官禁於鄉里猥催會筵、且請浴溫泉之暇而為狩獵、以弓・楊弓等為賭、或扶持力者而促角力、開事于左、

○ 二二 川上久芳申渡書

一諸郷無益の集會等相催候儀、急度相成らざる趣、
先年以來申渡有之通ニ候處、此頃ニ至リ緩かせの
向相聞え、然る可らざる事ニ候條、向後申渡候通
り、猶又堅く右守り候やう向々へ可申渡候、(以
上會筵の分のみ

十月

(川上久芳
右近)

○十一月三日、與米各一石・織木綿各一匹于角觚者
小市・太助、以與暇使帰故里也、

○六日、下西之表足輕鮫島政四郎・郷土上妻周兵衛
被沒收家及宅地、而移居于西之村、小平太移西之
村上瀨田、古田村金右衛門移坂井村、郷土阿世知
喜兵衛收祿半、而寺入于浄光寺三年、名越木工之
進收祿半及扶持高、而寺入于本因寺五年、西之表
足輕榎本次平太寺入于善福寺三年、各罪盜鹿也、

○同日、遠妙寺僧常顯坊寺入于本成寺、坐中途而對

我失禮也、

○同日、收住吉村長野半平・上妻新五右衛門所畜之
牛、坐繫之於路傍也、

○十九日、自出所藏之錢五百貫文、而使購返所私賣
之串良河東村祿地、

○同日、去歲伊能氏等測量天文、定里塚立丁木、至
今歲既有廢者、命速立之於道衢、標題自是處通某
處之事而立之、

○同日、與米一石五斗于羽生宗四郎、使彼赴覺府學
製紙、故與之助其費用、

○與高一石于下村市平、以為輔時僕數年勤勞也、

○以安城村足輕日高伊平太為代々郷士、以有所思
也、

○將軍世子生、國老島津安房久備傳之、開事于左、

(文書欠)

○按察一向宗告官、如例、

○十一月十三日、以言褒賞吉良六郎・足輕古市七平、嘗水草手與船長爭論、押船長將殺之、無敢觸之者、六郎・七平見之捕之、屬無事故也、

○十八日、牧瀬藤之丞・松下孝之進・松下孝治・久木原金作・有馬伴之進・柳田彌右衛門、各當年缺本出米、由所欠之米多少而收祿地有差高一石價定十高五貫文、以所欠之米價收買之數

○廿四日、家老高崎孫兵衛道博請而致仕、

○與上下各一領于岩河十右衛門時敏・平山藤左衛門親好、時敏割祿地十石、親好辭俸不受、以助府庫之費故也自今年返與之

○官使島間浦市郎右衛門船長周次郎納罰錢三貫文、坐為商賈赴瀬戸内之日、船中載所禁之苾苾・海人草及不記信牌之山歸來也、連及水手矢平次・甚次郎・源九郎・嘉吉・覺次郎・寛藏・利七各二百五十文、坐法令不嚴而家老時任丈左衛門・種子島五郎左衛門納銀各四匁、横目上妻才十郎・岩河嘉兵衛・船方役人西村仲左衛門・西村與三兵衛各錢百

文、

○十二月六日、締方横目榎本初右衛門・白石三兵衛來、

○十八日、以西村源五右衛門為家老、種子島平左衛門物奉行、家格代々家老組、上妻才十郎物奉行見習、西村十郎次用人、種子島大五郎用人見習、時任民之丞納戸奉行、鮫島甚之丞馬役、遠藤壯兵衛重馬役・納殿役、

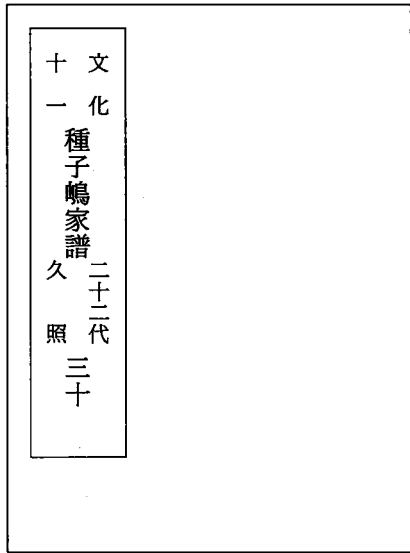
○廿一日、中之村眞所坊火、

○廿三日、仙洞先月十三日崩御、御訃音達覺府、禁樂五日、

○丹羽加賀守先月朔日薨、訃至、停樂二日、

○歲暮、規式、如例、

〔表紙〕



- 文化十一年甲戌正月元日、於奥座喫菖蒲茶、畢而見家老・物奉行・用人、
- 同日、久照以病使八郎次時中代拜持佛堂、詣本源寺番神堂、太刀役下村源四郎、歸而諸奉行・諸士目見、
- 同日、國上村獻野老、
- 二日、國上村獻瀨物、現和村庄司浦獻鯪、

- 同日、八箇寺献上、如例、
- 同日巳刻、覽馬、名代八郎次時中、馬役鮫島甚之丞、
- 同日、使時中代詣三箇寺、
- 四日、上之郡庄屋・小觸献上、如例、
- 同日、與米六斗于中之村、賞不受府庫之力而築堤備於用水也、
- 六日、初狩、組頭西村十郎次時興・西村甚四郎時宴・岩河嘉兵衛政明、山奉行日高七郎左衛門・羽生新十郎・羽生半治、夕狩場、名代西村源五右衛門時照物奉行・用門時照人遺姓名、西之表庄屋進上、如例、
- 同日、臥病之故、使三箇寺僧禱平癒、
- 七日、中之郡・下之郡庄屋献上、如例、
- 八日、覺府金兵衛船船長石垣浦四郎左衛門水主三人、破於野間村下田、即聞于官、
- 九日、使僧徒誦陀羅尼品千卷、而禳吾疾病、
- 十日、促飛船、使用人西村十郎次・醫井元玄仙告吾疾病於覺邸、

○十一日、甲冑賀筵、軍陣・溫座祈念、如例、

○同日、贈佳札于本能寺・本興寺、如例、

○同日、的始、名代八郎次時中、家老西村源五右衛門・用人種子島大五郎侍席、射手一番美座笹右衛門河内六七

二番數島半五岩河市之丞古田村、三番日高半十郎八坂安次郎

○同日、蓮勝寺獻神酒・稗盛、

○同日、在郷諸寺献上、如例、

○以吾疾病、使撞十二時鐘、為護病者便於輪番也、

○同日、住吉村長野善右衛門以納牝馬七匹、為代々

郷士、

○同日、北條織部守道代久照奉興國寺火消奉行之命、

○十四日、以納官村足輕日高善五兵衛為代々郷士、以有所思也、

○十五日、於廣間使種子島大五郎講三位公去歲所賜之法案、使土拜聞之、

○十八日、晝四半時、輔時自覺府至而省病、

○廿三日、以早魃使僧徒誦經乞雨、廿五日得雨、

○與米二斗于二番飛船船頭・水手、告疾病於覺邸、四日而往來、故賞之也、

○廿八日、牧瀬半平為庶人而追放於西之村、嘗為飛船船頭告疾病於覺邸、中途損壞告急之書、且於山川言水手曰、吾有事、欲之摺之濱、汝曹寄船於彼地、水手等不肯曰、彼地波浪浪惡不可著船、欲強行授封簡于吾等、速發船、半平大怒曰、汝曹隨意計之、吾陸行當速達覺邸、何授之、即下船、於是無奈何而發船、其夜寅刻到本府而不告邸、半平至翌日七時而達府邸、奉告急之命而以私事遲滯、緊急之事其罪重矣、今宥怒如此、連及叱水手等五人、以不速告其到也、

○以於隣殿與輔時行婚姻式、使北條織部守道代吾上書、請問献上之事、開于左、

(文書欠)

○以增田村增野喜藤次為代々足輕、以納牝馬三匹

也、

○増田村水手甚助者、先考釣漁之日、以樽子役于甕府九年、公賞之一世賜田地三俵所、今以納牝馬代々與之、

○以納官村阿世知宇兵衛為代々郷士、以有所思也、

○按察丁夫・病夫・有職者聞于官、如例、

○二月一日、於隣殿献金子百疋於長姫君、使者長田

嘉納次、又就御廣敷御用人而献金子百疋於於八百

御方、

○四日、國老嶋津安房久備、命使久保平内左衛門之

正居住于此地之事、開于左、

○ 二三 島津久備申渡書

久保平内左衛門事、子細有之、種子島へ居住仰付られ候ニ付、屋久嶋帰帆船へ今日乗せ付け差越し、屋久嶋より小船取仕立て送り越、着船之上役人へ引渡候やう申渡候条、其通被申渡、島元佐渡屋敷邊土へ差置かる可く候、

右、可申渡候、

二月四日

(島津久備
安房)

○九日、以渡邊源十郎為用人、西村權右衛門・種子

島權左衛門番頭・上妻甚五郎兵具奉行、

○以吾疾病、北條織部守道上書、請使表醫師宅間瑞

庵診其脈、開事于左、

(文書欠)

○十三日、醫宅間瑞庵來而診久照脈、

○十七日、與米三石于造所賣於渡邊新左衛門之船之

大工、速竣其功之故也、

○十八日、與米各二斗于八板木工太夫及野間村庄

屋、於野間村製焰硝、木工太夫及村吏勤勞之故

也、

○同日、三位公賜柳條縮緬二端・繪裁紙一箱久照、

柳條織八丈布二端孺人、唐琥珀上下地一卷・繪裁

紙一箱輔時、且長崎甚七傳公言曰、嘗獻佳品、堪歡喜矣、今贈之以謝之、北條織部代吾拜謝恩賜之辱、

○廿六日、久保平内左衛門之正自屋久島至焉、設草庵於上西之表花里崎而居之、

○以能野七郎次為代々組士、以製陶器而不受價也、

○官禁寄合以上之嫡子之外字木工之允、

○廿七日、締方横目西田嘉多治來、

○按察一向宗告官、如例、

○三月三日、使西村十郎次講法合書於廣間、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺献同品、

○同日、西之表庄屋賀瀨引献上、如例、

○四日、住吉丸船頭中村與兵衛納贖錢五百文、水手

浦田浦市五郎、庄司浦太次郎、濱田浦嘉次郎、西

之濱三四郎、田之脇浦造右衛門、海士泊浦平太郎

・長兵衛・喜次郎各贖錢二貫文、載諸貨而運送于

覺府邸、途中紛失貨物甚多矣、即鞫問、其罪無所

遁、故及茲、

○十日、以羽生岡右衛門為馬役、使聽勝手方之事、

○西之村砂坂塩屋與助宅火、人馬・手札等無恙、

○十五日、下西之表小牧野土民權右衛門宅火、人馬等無恙、

○十七日、與高一斗于稻木仲右衛門、以有所思也、

○二十日、締方横目齒田覺右衛門來、

○同日、以官暇迫期、又上書請之、

(文書欠)

○廿三日、輔時官暇以迫期、北條織部守道上書又請之、開于左、

(文書欠)

○廿四日、油久村細山作兵衛宅火、人馬・手札等無

恙、

○廿九日、納三狩所獲鹿皮一枚于山奉行所、

○國老川上右近久芳・島津安房久備傳命、禁猥商唐貨、開事于左、

○二四 島津久備・川上久芳連署申渡書

唐物抜荷取締之儀ニ付てハ、先年以來分て稠敷く公儀より仰せ渡され、時々申渡有之通にて、聊緩みし儀者無之筈ニ候へ共、追々琉球登船着岸の砌にも相成候ニ付、萬一末々の者共取違へ、抜荷取企て候てハ然る可らざる事ニ候条、彌忘却無く、其旨を守り、屹と御制法相背き申間敷き旨、支配頭主人より、猶又夫々手堅く申聞け候様申渡し、諸郷・私領へも不洩様可申渡候、

三月

川上久芳
右近
島津久備
安房

○締方横目大山長右衛門・大久保長右衛門歸、

○以船總大工宇多津嘉右衛門為代々組士、使造釣舟甚上巧、且不受賃米錢、故賞之也、

○四月一日、詣慈遠寺而為赴覺府之首途古例也、以病輔時代之

○五日、與米三斛于河東專左衛門、以納出来之事、

屬於平山藤左衛門急使赴于大坂、故及茲、

○八日、以住吉村深川平田林右衛門為代々郷士、以有所思也、

○同日、異國方御用人相良此右衛門傳命、禁私商唐貨、示糸荷船漂來之日處置之法、如例、

○十五日、以異國船來之候、國老新納内藏久邦・嶋津安房久備・嶋津將監・川上右近久芳傳長崎奉行令、如例、

○同日、以惣紺屋牧瀬番五郎為代々組士、以數世為紺屋也、

○以納本出来于大坂之期既過、北條織部守道代吾上書又請之、開事于左、

文書

○十七日、以渡邊源十郎為組頭、西村四郎左衛門本

源寺寺奉行、

○同日、久照・輔時・時中・時則夫婦・其子庄次郎發赤尾木港赴覺府、其夜亥刻至山川、十八日、發山川、酉刻至覺府、

○同日、與米二石及織木綿二端于緒方仙左衛門、以貧窮在島中役于納殿之故也、

○廿四日、以濱津脇常左衛門・新藏為代々野町人、嘉吉一世野町人・安七代々野町人格、各納米或錢而助造船之費故也、

○同日、與高五石于前田太兵衛宗周、近侍輔時勸學文講武多年、今請暇皈島、故賞之也、

○廿五日、以能野次郎左衛門為代々組士、製陶器數十而納之、不受其價故也、

○廿六日、與永代扶持高二石于莖永村郷士日高休治、以四年役于小番及調菜人也、

○於八百御方賀於隣殿妊娠着帶、而贈鮮魚一折・樽酒一荷、於隣殿亦贈同品、以國老川上右近傳令也、開事于左、

〔文書八〕

○五月五日、與粽各二束于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○十五日、官赦平田肇家來江口市右衛門、以竹千代君出生也、

○十七日、與米二斗廿人家・野町者、十六日夜、南風大起波浪惡、在港内之船幾破、時三箇浦水手釣于馬毛島而在家者無焉、廿人家・野町者盡力護持、竟得全矣、故賞之也、

○廿七日、與米四斗于吉良孝左衛門、以長為下邸番人也、

○以縣官之命、放罪人十人于此地、國老傳其法令、記于左、

○二五 藩家老座達書

今度大阪（坂）より差越され候流人の内、菰淵加右衛門・千吉・平六・法住・柳見安次郎・松之助・八兵

衛・由兵衛・惣次郎、

右の者共、科ニ依り流罪仰付候条、先年御預け仰付られ候流人同前、衣食等粗相成を相與へ、何篇敵敷可召仕候、氣狂ひ致すに於てハ、即ち之を擲取り、披露を遂く可く、時宜に依り繩掛候儀難成候は、討果し、死骸横目へ為見届取置方致し、寺証文を取り討果し候子細可申出候、万一欠落候は、早速可申出事、

一 差置き候鳴より外の所へ罷越す儀、堅く停止せしめ候条、自ら他國共出船之節、流人抜け乗り致さざる様、随分入念相改め申す可き事、

一 流人へ一類共より書通、堅く停止せしめ候、種子島之儀、他國船出入多く候ニ付、自然他國船等にたより書通致候儀、又ハ稼きの為海上ニ乗出し候儀、堅く停止せしめ候、

一 流人帯刀の儀者勿論、刀所持致し候儀、又ハ妻帯停止せざる可き事、

一 流人共へ取譯心易く相交らざる様致すへき事、

一 流人変死又ハ病死致候ハ、横目へ死骸為見届たる上葬式取置き、寺証文取り、変死・病死之譯、所持道具有無之譯、書付を以て披露遂く可き事、

一 流人より金子等貰ひ候儀ハ勿論、及び金高候買物等致度き段承り候は、早速詰合の横目へ申出て、差圖次第可取計事、

右條々、堅固ニ相守り、聊大形無之様、家來共へ可被申付者也、

文化十一年戊五月 御家老座中

○ 二六 流人へ可申聞覚

流人へ可申聞覚

一 菰洲嘉右衛門・千吉・平六・法住・柳見安次郎・松之助・八兵衛・由兵衛・惣次郎儀、種子島へ被遣置候条、可得其意事、

一 差置候鳴より外之處へ罷越の儀者勿論、港内にても船ニ乗り候儀、堅く令停止候事、

右條々、預主へも委細申渡置候条、聊違背仕間

敷者也、

文化十一年戊五月

種子嶋佐渡

屋久島奉行へ

○按察一向宗告官、如例、

○六月四日、宮浦半右衛門寺入于本法寺、國上村遠藤六兵衛寺入于本蓮寺各三七日、和氣新左衛門寺入于隆

安納興寺三七日、山崎嘉林寺入于本成寺三七日、牧瀬

安城權右衛門寺入于妙泰寺三七日、宮浦・遠藤為代

官、和氣船手下吏、山崎現和村租吏、牧瀬増田村

租吏、各脱落米錢之數而誤簿、故及茲、

○七日、野間村足輕柳田武兵衛宅火、延及弟文四郎

宅、武兵衛燒宗門手札三枚、聞事于官、

○十九日、東街市人柳右衛門納贖錢十五貫文、禁旅

行三年、坐犯禁竊載櫓材及塩等於己船而商之也、

其水手島間浦彌吉・周助各贖錢一貫文、取材者下

西牧瀬孫十郎贖錢二貫文、牧瀬才藏・大山善内・

大山彦四郎各二百文、坐賣塩也、

○廿七日、與米一石五斗于緒方權右衛門、以在島中近侍也、

○以種子島村々都隣于海濱少居流人之地、且困窮之故、家老上書請減流人、被許八兵衛・由兵衛・惣次郎三人、

○與米一石于櫻井春章、以長役于覺府也、

○七月一日、使三箇寺僧於本源寺神前誦陀羅尼千卷而祈於隣殿安座、

○七日、節日深公鎧于廣間、家老知覽才兵衛行寬拜之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣大會寺、而祭祖先・宗祖及戰死者靈、

○十日、大風、倒家四十一、斃馬一匹、傷禾許多、

○同日、熊野丸於覺府前之濱破船、二枚水手七人於内之浦垂

水破焉、政矢・太次・次三太・長吉四人溺死、彼地諸吏相議葬之、與右衛門・茂吉・長四郎三人助

命、十四日、内之浦郷士年寄以急使告覺邸、即遣鯨島有右衛門・石堂平六・夫一人於彼地謝之、携歸水手三人、

○十三日、名代種子島三左衛門時孝詣慈遠寺、而祭先祖・宗祖及戰死者靈、十四日、詣本源寺而祭宗祖、十六日、於本源寺方丈祭祖先及戰死者靈、

○廿日、河野孝左衛門寺入于妙泉寺、下村源五寺入于滿徳寺、各坐為覺邸代官而簿書不正也、

○廿一日、熊野丸船付水手洲之崎浦周吉納贖錢三百文、往十日、大風波濤大起、熊野丸幾破、以諸人盡力救之纔得免焉、而自前日天象地氣示大風、坐周吉不察而怠繫船之術也、連及叱船頭中船手手傳、

○廿三日、中之村百姓十助與足輕鯨島七郎太女子情死女刺咽男縊、締方横目西田三太夫・横目渡邊源十郎・種子島大五郎赴彼地監察之、聞事于官、

○廿四日、以羽生岡右衛門・河内覺右衛門為山奉行、

○廿五日、官命於夏自琉球・道之島歸船、不及使士上乘、

○同日、上書請讓家統於輔時、

(文書欠)

○廿七日、馬追、名代渡邊勘右衛門均、甚餘姓名不詳、

○國老新納内蔵久邦以書告流人改宗及病死者、開事于左、

(文書欠)

○官命自種子島運送于覺邸之載貨可盡記於信牌、故家老西村源五右衛門時照上書辭之、記于左、

(文書欠)

○以請屋久島之材之事上書、開于左、

(文書欠)

○按察耶蘇教告官、如例、

○八月一日、大會寺・慈遠寺獻中紙各二束、又與同品于二箇寺、

○十三日、横目中馬惣之進、與力久留嘉左衛門・橋

口萬兵衛・川畑猪之助・吉田清次郎・西金次郎、

護送罪人千吉・平六・柳見・法住・安次郎・松之

助來、家老種子島五郎左衛門政賢・時任丈左衛門

時子、横目西村四郎左衛門時現・渡邊源十郎直及

締方横目園田覚右衛門、兵具奉行、船奉行、内横

目迎之、使兵具奉行足輕受罪人、

○十五日、蓮勝寺献上、如例、

○廿八日、官禁狼商藥種、開事于左、

(文書欠)

○坂井村・中之村・古田村・莖永村田地不熟、減賦

有差、

○九月三日、池野順悅寺入于本因寺^{西之村}二七日、嘗弟與

次郎發狂、到於宅間瑞庵旅館放言亂行、故使幽於

私室、今窃出之、稱製刀劍室而來往近村、故及

茲、

○九日、使渡邊源十郎講法令書、

○十五日、輔時孺人平產生女子、産弓佐八郎時則、

○廿日、上妻惣右衛門代家老・物奉行・用人、河内

源四郎代諸奉行・諸士、到覺府而賀女子出生、

○廿三日、與米二斗于本源寺、以祈輔時孺人産而有

驗也、

○廿四日、與上下各一領于笹川彌五右衛門・榎本新

四郎、以修築築島也、

○廿七日、以前田龍右衛門為普請奉行、

○廿八日、以昇完院為大會寺兼隆興寺住職、

○十月朔日、以羽生岡右衛門為納殿役人^{山奉行如故}

○同日、竹千代君八月廿六日薨之訃至、禁樂十日、
普請五日、開于左、

(文書欠)

○六日、與米二斗于西町勇吉、以為飛船々頭、告急
于覺邸、六日而往來也、

○九日・十一日・十三日、詣本源寺、名代家老姓名
不詳、

○十八日、國老川上右近久芳傳令、示他國人來往此
國之時處置法、開于左、

(文書欠)

○廿一日、與上下一領于西村源五右衛門時熙、以役
于覺府當婚禮又產等頻繁之時能勤勞也、

○廿三日、古田村中宿渡邊仙次郎寺入于淨光寺一
年、罪弔野間村石堂休兵衛喪、大酒醉狂入於柳野

平九郎者家、以刃断布且傷平九郎也、

○同日、褒詞久木原善衛・柳野長兵衛、聞仙次郎醉
狂將殺平九郎、速馳到奪仙次郎刃而救之、故及
茲、

○同日、渡邊仙太夫寺入于本成寺七日、坐措弟仙次
郎縱使醉狂背骨肉之情也、

○同日、柳野平九郎子平兵衛寺入于妙泰寺二七日、
見七十餘歲老父為人將殺不能速救之、乃得他人之
救而免難、故罪之也、

○同日、叱石堂休兵衛、修喪無禮、事驕奢至牽人醉
狂、故及此、

○叱野間村村吏、疎當喪祭宜本哀敬用質素之嚴令、
使庶人盡華美之故也、

○廿七日、以是信院為慈遠寺住職、

○廿八日、締方横目畠山右源太・有川新藏來、

○同日、以納官村平田藤之丞為代々郷士、以有所思
也、

○廿九日、行女子髮立之儀、字歌袈裟、

○晦日、住吉村横目上妻勇右衛門寺入于妙昌寺七日、百姓與次郎使納炭三俵、以宿次贈告急於島間村之倉吏之書、勇右衛門得之、使與次郎齎之、與次郎託之於行路之人、竟及遲滯、故如此、連及叱庄屋・横目、

○十一月十四、以日高休兵衛為組士、以有所思也、

○以巧匠徳永次五右衛門為一世組士、山下太右衛門西之表代々郷士、賞修治覺府邸不受實米錢也、

○以現和村足輕羽生淺之進為代々郷士、古田村一世足輕古川吉右衛門代々足輕、羽生平生志正、古川納牝馬五匹故也、

○締方横目西田嘉多治・園田覺右衛門版、

○按察一向宗告官、如例、

○十二月朔日、奉命而北條織部守道代吾、與輔時共登城、於敷舞臺之間三疊目拜伏、於中段二疊目上、國老町田監物久視許讓家統於輔時、奏者島津條馬、開事于左、

〔文書六〕

○三日、上書請賜久字、開于左、

〔文書六〕

○同日、久照老、輔時受家統、贈書於兩本山及伊勢御炊大夫、開于左、

〔文書六〕

○十日、病大漸、夜丑刻卒于覺府邸、法諱本光院殿日瑞大居士、

○十二日、殯于本長山正建寺、

○文化十二年乙亥二月一日、遺髮至種子島、

○二月八日、葬于本源寺、

—女子

○寶曆十一年辛巳十二月六日生字櫻野、母同前、

○安永七年戊戌四月廿五日、嫁新納五郎太夫、同年六月廿八日、離別、

○天明元年辛丑十二月十三日、嫁西恰之助純以、

○天保十三年壬寅十一月十日卒、法號清樹院殿即道妙身大姉、

男子

○明和元年甲申四月七日生、字二次袈裟、

○明和三年丙戌六月十七日夭、法諱法玉蓮幼、

女子

○寶曆十二年壬午十二月十七日生藤、母同久照、

○安永六年乙酉十二月十一日、嫁種子島太郎右衛門時(トキ)、生一男一女、

○寛政二年庚戌三月晦日卒、法諱知月院殿妙靜日了大姉、

時美

尚袈裟 太郎左衛門 右門

○明和二年乙酉七月十七日生、母同前、

○安永四年乙未十二月九日元服、加冠家君日喜公、理髮時庸、稱太郎左衛門時美、

○安永五年丙申、猷太刀一腰・馬代銀一枚、奉謁太守公、

○天明四年甲辰十二月、為鎌田衛守養子、改右門、猷太刀馬代謝之、

○天明八年戊申七月十一日、以多病辭鎌田家歸、

○文化二年乙丑三月十日、卒于種子島下之邸、法號誠心院殿日昭居士、安置神位於本源寺台運院、

女子

○安永二年癸巳二月十一日生、字初袈裟、母同前、

○同年六月三日、為種子島雲治時(トキ)養女、

○文政十一年戊子八月廿日卒、法號清良院妙義日靜大姉、

男子

○安永三年甲午十一月十六日生、母同前、字要次郎

○安永七年正月十三日患痘卒、法號春月幻孝、

時則

初政識 左多郎 佐八郎 後改稱可遊

○天明五年九月二十三日生、母家女房、字左太郎、

○享和二年壬戌五月十五日、獻太刀一腰・馬代銀、

初見太守公在島北條十次代之

○享和三年癸亥八月廿三日、赴廳府、

○文政元年戊寅十月十五日、被許別樹家、且命代々

小番、國老島津安房久備傳之、

○嘉永四年辛亥十月三日卒、六十七歲、法號平等院

時則日遊居士、

○文化八年辛未五月十五日男生、字庄次郎、母土

持權之允女、

女子

○安永九年庚子七月廿三日生生邑、母嶋津圖書久濃女

文政十年丁亥七月九日、卒于種子島、法号清孝院殿妙瑞日光大姉、

○寛政七年乙卯八月廿七日、嫁伊勢隼之助、生男二

人、長伊勢矢九郎、次伊勢巖次郎、

○寛政十一年己未七月一日、辭伊勢家歸、

○文化二年乙丑七月十八日、嫁市田壬生義宜、生一

男、号市田俊千代、

○文化五年戊辰正月廿二日卒、法号花月院殿玉室妙

光大姉、

女子

○天明元年辛丑十一月五日生字佐登、母同前、

○寛政九年丁巳四月朔日、嫁宮之原甚五兵衛、

○寛政十年戊午正月廿六日、辭宮之原家歸、

○寛政十二年庚申九月廿七日、嫁北條十次時昭、

○嘉永三年庚戌四月十日逝去、法号梅香院殿妙林日

樹大姉、

○久道

初輔時 久徵 鶴架婆 藏人 美濃 伊勢

○寛政五年癸丑十月廿三日午時生、母島津圖書久濃

女実家女房 新納木工右衛門姉 文化九年壬申
五月六日死 法号蘭法院妙覺日淨大姉

○寛政六年正月廿三日、行髮立之賀、字鶴架婆、

○寛政九年丁巳六月六日、太守公第二女於隣殿入與

于覺府邸、為配偶於鶴架婆也、

○寛政十二年庚申正月十一日、太守公徵鶴架婆及母

孺人而見於燕室、献肴又入母夫人宦而見母夫人、

公亦來賜慰勸之言、且酒羹及盛膳二供一供公、一母夫人、

及退恩賜品物数封、

○文化二年乙丑六月廿七日、奉命詣中村別館而拜公

騎射、公賜越後柳條布一匹、

○廿八日、被召於公座、賜硯、賜膳、侍食於公、

○同年十二月十五日、登城元服、加冠太守公、理髮

赤松正則決、改名藏人、公賜腰刀薩州住奥元寛作、長一尺三寸九分、

献太刀一腰・馬代銀一枚・天井折九合・樽酒三荷

太守公、同品三位公、同品少将公、

○文化三年丙寅八月十八日、被召於公座、賜盃酒、

輔時献肴、

○文化四年丁卯十一月廿八日、從太守公而獵於吉

野、初獲鹿、

○文化八年辛未以太守公初就國、賜精好平二端、

○十月十九日、行婚姻式、

○文化十年癸酉正月廿九日、賀前太守公四十壽、献

金子二百疋、

○同年八月七日、以多年就川上十郎左衛門而學犬追

物、是日被許色籠手・鷲羽・小袴久々裏・白革

鞆、

○同年八月、以前太守公四十一歲厄、於大乘院射流

箭馬、

○同年九月、三位公歸國、献唐紙一束・硯屏、

○文化十一年甲戌二月十八日、三位公賜琥珀上下地

一端・繪裁紙一匡、

○文化十一年十二月一日、登城、奉命襲家統、

○十日、住吉村庄屋内田半左衛門納料錢二百文、百姓有助料炭三俵、坐留滯宿次急書也、

○家君病大漸、促飛船而告急於種子島、十日夜丑刻竟卒、以十一日為忌日、法諱本光院殿日瑞大居士、十六日訃達種子島、修喪於本源寺、中陰奉行西村十郎次・西村甚四郎、靈膳奉行子島次郎右衛門・西村權右衛門、使種子島三左衛門假代輔時行香、禁鳴物・遊興・月代等五十日、殺生百日、作事三十日、漁釣・有音之職七日、

○十二日、殯骸於本長山正建寺、

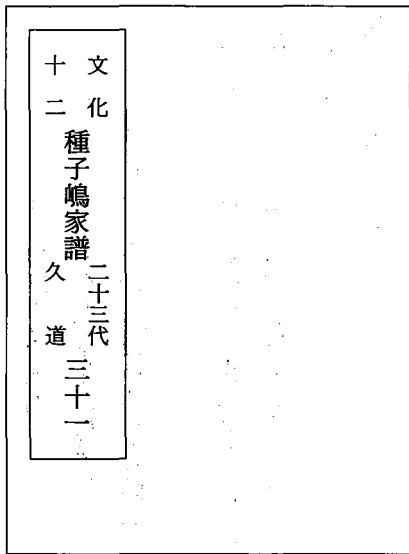
○十六日、渡邊源十郎直代家老・物奉行・用人、上妻新右衛門代諸奉行・諸士、到覺府而哭本光院殿且候安否、

○廿三日、母孺人斷髮號清孝院、

○以前田十九郎為前田十郎兵衛養子、家格為家老組、

○以本光院殿喪中、止歲暮賀儀、

表紙



- 文化十二年乙亥正月、以本光院殿喪中止賀儀、
- 十七日、妹天婦患痘而卒、十八日葬于正建寺、法諱春醒院殿妙悦日解大童女、禁殺生・遊興十日、安置牌於本源寺西之坊、
- 廿一日、國老命改宗門手札、開于左、

(文書欠)

- 點檢丁夫・病夫及有職者而告于官、如例、
- 二月朔日申刻、本光院殿遺髮到焉、八郎次時中・種子島善藏・妙建寺日悟・家老種子島五郎左衛門政賢・物奉行羽生仙右衛門能寧・側用人上妻惣右衛門等從來、即入本源寺方丈、
- 二日、以昇完院為本源寺住職、
- 八日、修本光院殿葬禮於御坊、卯刻出棺本源寺、八郎次時中代久道而捧神主、開棺宜寶院、燒香遠妙寺、茶湯大會寺代善福寺、歎德妙顯寺代慈遠寺、引導本源寺、畢而慈遠寺僧東乘院捧遺髮、散華僧十人隨之、由閑道到本源寺墓所、而安瘞於墓中記
- 十二日、修歲暮賀儀、三箇寺・廿人家・鍛冶獻上如例、以本光院殿喪緩也、
- 十三日、修年頭賀儀、國上村獻野老・瀬物、現和村獻鯉、
- 同日、覽馬、名代八郎次時中、馬役鮫嶋甚之丞、

○同日、八箇寺献上、如例、

○同日、八郎次時中拜持佛堂、詣三箇寺、

○同日、贈佳札于兩本山、如例、

○十四日、上之郡下之郡庄屋・小觸献上、如例、

○同日、古田村蓮勝寺献上、如例、

○同日、甲冑賀儀、如例、

○同日、在郷諸寺献上、如例、

○同日、的始、射手一番美座六七
河内六七、二番鮫島孝右衛門、
西村六郎太、

三番日高周左衛門、
八板三平、

○同日、本源寺軍陣・温座折念、如例、

○廿五日、八郎次時中赴覺府、種子島善藏從之、

○同日、叱現和村村吏、坐不得命而以瓦葺隆興寺

也、

○廿七日、使舟七艘自島間運送米於赤尾木、遇風浪

起一艘破舟而米盡没海、六艘雖帰島間浦、所載之

米爲濡米、

○廿八日、賜久字、開事于左、

〔文書欠〕

○日等公嘗貸金子五百兩於官庫、至今不受其償、今倉廩窮困之故、請以砂糖價返賜之、開于左、

〔文書欠〕

○二月、以繼家統出法令書、記事于左、

〔文書欠〕

○按察一向宗而告于官、如例、

○三月三日、随祖先法令、使美座半兵衛時息講其書於廣間、使士聞之、

○同日、與高一石于上妻小左衛門姉惠、爲於隣殿祐筆而多年勤勞、故賞之也、

○同日、賜艾餅于三箇寺、慈遠寺献同品、

○西之表庄屋賀瀬引、献酒肴、

- 五日、締方横目西田三太夫・山口次左衛門來、
○同日、納三狩所獲鹿皮一枚于官、
○八日、兵具奉行西村次郎兵衛・平山二郎太夫寺入于本因寺五十日、坐論無双流拳法師範之事而數有不敬之言也、
○同日、與高一石及所借於府庫之錢百二十三貫四百七十三文・米八石四斗西村甚五郎、高二石長野才之丞、以數年近侍本光院殿也、
○同日、與高五斗春田十平、貳斗榎本七平、以為本光院殿僕而勤勞也、
○十四日、以本光院殿卒去且家督、赦古田村阿世知喜兵衛、現和村近右衛門、西之表小平太・名越木工之進・上妻周兵衛・榎本次平太・鮫島四郎・牧瀬半平・本木原名字半六・木原甚左衛門・高尾野新六・桑山五左衛門姉岩野・本長野名字專之助、
○廿日、修本光院殿百箇日于本源寺、名代種子島三左衛門時孝、
○廿二日、孺人及女子歌袈受法、

- 廿三日、初狩、組頭種子島三左衛門時孝・西村與三兵衛時(14)・渡邊源十郎直、夕狩場、名代家老種子島五郎左衛門政賢・物奉行前田太兵衛宗周・用人西村七左衛門時寅、西之表庄屋献上如例、以本光院殿喪緩也、
○廿五日、羽生勇甫寺入于妙昌寺五七日、最上與兵衛寺入于淨光寺五七日、徳永雲右衛門寺入于妙泉寺一七日、林次右衛門寺入于滿徳寺一七日、羽生為茶湯、最上為普請方下吏、徳永為代官、林為調菜人而其簿各不正、故及茲、
○廿六日、喜兵衛船自島間載米將運送于覺府、遇逆風而破船於島間濱、
○廿七日、松下仲兵衛船載官買糸之銀、本月十五日開山川港、以風不順、十七日碇泊于秋目、翌十八日開秋目港、十九日遇大風浪、廿日於洋中破船、船長新藏・支配人水間辰次郎・銀幸琉人板良數親雲上・從者四人・水手廿三人、乘端舟而今日到于坂井村熊野浦、村吏告之、即締方横目西田嘉多治

・吾橫目西村十郎次至彼地而按察之、即日以飛船告官、藏銀於慈遠寺、使士卒衛之、板良敷親雲上曰、我在焉、何及茲、故止之、

○廿八日、以中田源次為普請奉行、

○同日、以牧瀬長次為代々組士、以調菜多年勤勞故也、

○同日、與米三石于桑山惣之進、本光院殿病中至卒去役于覺邸、當府庫空乏之時、盡心借錢財而助資用、故賞之也、

○同日、與高二石于美座小平次、以多年近侍本光院殿也、

○締方橫目島山右源太・有川新藏版、

○四月四日、使北條織部守道參畫家政、開于左、

(文書欠)

○同日、以用人鮫島五郎兵衛定府於覺邸、續先考遺意也、

○五日、與米二斗于飛船船頭才七及水手、以六日而往來于覺府也、

○六日、贈唐鉢十箇于妙顯寺、隨先考遺髮而來會葬故也、

○八日、異國方御用人田畑武右衛門蔡商唐貨、示糸荷船漂來之日處置法、如例、

○九日、與羽織一領中田圓清、單衣各一領鮫島貞伯・河東三折、先考遺物也、

○十一日夜、所放于葦永村之公儀流人平六、於日高嘉次郎宅、以淫亂傷彌八門百姓彌次郎娘傷八、箇所、日

高嘉次郎・同貞右衛門・柳田伴次等在席救之、傷伴次手甲、於是平六逃去、到柳田勇右衛門宅自請受縛、村吏告之、即締方橫目西田三太夫・吾橫目

西村甚四郎・種子島大五郎至彼地而推鞠、告之于官、囚平六於獄、

○十三日、本源寺弓場射禮、子島伊十次時休中金的束矢、松下孝之進軍勢書入束矢、家老・物奉行與白銀各三匁、組頭の矢各一手、

○十五日、以異國船來之候、國老新納内藏久邦・島

津安房久備・町田監物久視傳長崎奉行令、如例、

○廿七日、於本源寺西之坊春暉院殿百日祭執行、出

家七人内一人本
源寺方丈

○廿八日、莖永村中宿土柳田伴次創破而死、締方橫

目西田三太夫・吾横目西村甚四郎檢察之告于官、

○五月五日、與粽子三箇寺、慈遠寺猷同品、

○九日、貶濱田庄右衛門為庶人、繫于牢百日、坐盜

現和村弥五六布也、

○同日、野間村百姓市五郎入牢百日、坐於所々窃盜

也、連及現和村次平太納科炭五俵、

○十一日、官命莖永村流人平六等事、開于左、

（文書欠）

○廿一日、罪人庄右衛門縊死于牢中、告事于官、

○廿三日、以林甚右衛門為代々組士、以多年為孺人

調菜人而勤勞也、

○廿四日、按察一向宗告官、如例、

○六月三日、林治右衛門寺入于本隆寺三七日、羽生

平十郎寺入于日輪寺三七日、岩川惣右衛門寺入于

清淨寺三七日、河野嘉之次寺入于妙昌寺三七日、

林調菜人、羽生普請方下吏、岩川島間蠟澄所下

吏、河野為住吉村稅吏、而各坐其簿不正也、

○七日夜、盜、毀市人樋口嘉吉土藏而偷刀一柄・腰

刀二柄・帶五條・衣裳四領・柳條布二端及錢、

○同日、盜、偷鐵匠平瀬平兵衛千斤秤・金切鋏・古

鑊鑿、

○十八日、油久村仲市宅火、延及幾七宅、告事于

官、

○十九日、盜、毀笹川彌五右衛門土藏而偷刀二柄・

腰刀一柄・衣裳三領・綿二貫目、

○同日、與永代扶持高三石・米一石于吉良見龍、以

醫多年勤勞且先考病中至卒去、日夜近侍不怠、今

又以自己有病命在府、故及茲、

○改輔時名久徵、

○二七 種子島久徵道久名字書出

御實名

久徵

文化十二年乙亥六月吉日 町田慎謹撰

○廿九日、賀夏越、西之表庄屋献上、如例、

○七月四日、大風・洪水、田園大損、

○七日、飾日深公鑑于廣間、而家老拜之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣大會寺、十三日

詣慈遠寺而祭先祖・宗祖及戰死者靈、十四日詣本

源寺而祭宗祖、十六日於本源寺方丈祭祖先及戰死

者靈、

○廿日、馬追、名代西村源五右衛門時照、物奉行種

子島平左衛門時甫、用人渡邊源十郎直、馬役羽生

直一郎・鮫島甚之丞・美座善兵衛・河内十郎、

○廿二日、牢屋番人古市善八寺入于坂井村淨光寺五

七日、鮫島三右衛門寺入于平山村善福寺五七日、

一夜盜徘徊于牢屋辺、三右衛門見之呼善八、善八熟睡不覺、坐三右衛門不能捕之也、

○廿五日、前太守公夫人薨、六月廿六日訃至、禁殺生・音樂十日、作事一日、

○以府庫空耗、祿每一石定賦外稅三升、開事于左、

〔文書欠〕

○按察耶穌教告官、如例、

○八月一日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺、二箇寺亦獻同品、

○八日、以平瀬孫七爲代々組士、以親七郎次以來製錨大有益于府庫、孫七亦能承父業也、

○同日、以安城村・國上村・莖永村・西之村・現和村・西之表村・古田村・平山村有蝗異于常蝗甚大也、使僧

徒誦經於本源寺禳之、且使郡奉行諸士放鐵砲追之、

○九日、以古田村古川幾右衛門爲代々足輕、以知字

學算、有益於村之故也、

○十日、與高二石于森十郎右衛門、嘗納先祖森與市兵衛所買之高十石於府庫、故今以五石爲作人分地、納價之日命宜返與之、

○十五日、蓮勝寺獻神酒・棗盛、如例、

○二十日、赴櫻島黑髮浴温泉、

○與高二石于美座平兵衛、以近侍先考六十年勤勞也、

○官命高每一石定賦外賦米一升五合、記事于左、

(文書欠)

○去七月四日、爲大風洪水及蝗、傷禾及田地、如左、莖永村番入百四十五賦以五石爲一賦・切除不入於賦者謂切除百

廿七區、平山村百十六賦・切除三百七十八區、國

上村六賦・切除五區、現和村五賦・切除三區、下

西之表十一區、上里村七賦・切除二十區、住吉村

五賦・切除三區、納官村九賦・切除廿二區、西之

村切除廿五區、安城村五賦・切除十五區、坂井村切除十九區、古田村三賦、中之村切除三十區、增田村切除三十區、各隨損之輕重而減賦有差、

○九月二日、納官村庄屋寺入于清淨寺七日、留滯定馬價之傳帖於納官村、故其法不達、犯法得罪者多矣、故及茲、

○五日、官命點檢一島人數限來四月而呈之於官、記事于左、

(文書欠)

○九月九日、使種子島三左衛門時孝講法令書、

○十一日、與米六斗于洲之崎浦水手喜右衛門、爲日典丸船付而能保護之故也、

○廿七日、締方横目伊集院善兵衛・芝與三次來、

○十月朔日、以西村六郎太爲代々小頭、兄西村仲左衛門請初樹家、以家老組二男也、

○同日、以河東專左衛門爲代々小頭、以多年勤仕於

勝手方也、

○四日、與系圖於種子島五郎左衛門政賢、

○十日、每歲寄付米四斗于本源寺西之坊、而具於祭
春醒院殿之用、當年忌則加一倍、

○官禁改宗門手札之日、催酒宴事飲食、為庶民之
煩、開事于左、

(文書欠)

○締方横目山田次左衛門・西田三太夫婦、

○十一月朔日、每歲與米一石于八板木工太夫、以多
年勤仕於勘定方故也、監校諸吏簿
謂之勘定

○三日、以知覽次郎太夫為普請奉行、

○四日、莖永村日高嘉左衛門免横目寺入于清淨寺三
箇月、田地不熟、請檢地而定賦之日、有邪曲之
行、今歲以家督、宥恕而罪之如此、連及庄屋日高
休左衛門、横目日高仁左衛門・岩坪甚左衛門・古
市十兵衛、作見舞梶原儀兵衛・馬場五左衛門寺入

各二七日、

○叱落合嘉左衛門、莖永村請檢地之日、託嘉左衛門
書、訴狀文言胡亂之故也、

○十一日、流人嘉四郎死於牢中、締方横目伊集院善
兵衛・芝與三次、吾横目若河嘉兵衛・美座半兵衛
檢察其骸、開事于左、

(文書欠)

○十二日、與米一石中之村庄屋・横目・作見舞、二
石百姓、今歲有風・蝗之災田地不熟、諸村請檢地
而減賦、賞中之村雖亦不全熟納定賦也、

○同日、安城村庄屋長野太左衛門・故横目田上木工
左衛門・小川兵左衛門・日高紋左衛門・作見舞田
上六郎太・鯨島孝四郎・長野才之進寺入各三箇
月、嘗以田地不熟、請檢地、隨例大概定賦而聞之
大卑下也、故罪之也、

○十六日、免城下掃除、以歲凶且大風・洪水、破田

園甚衆、修築之夫及數千萬人之故也、

○廿六日、每歲與米一石于古田村庄屋、爲其所受而耕之田、地力薄不堪賦稅也、

○同日、奉太守公命而獻牛馬一匹驢馬

○廿九日、納官村本蓮寺火、宗門手札等無恙、

○按察一向宗告官、如例、

○十二月九日、國老新納內藏久邦命徒流人平六於屋久島、莖永村百姓矢次郎女爲百姓婢、

(文書欠之)

○九日、加賀國本石村三次郎船二枚帆、水手一人、船頭共二人漂來于

島間村、初七日至山川貿易、本月一日開山川港赴歸路、以風不順碇泊于川尻洋、五日於鹿籠洋上西風大起、巨濤沒舟潮滿舟、六日・七日唯隨潮漂流、八日申刻得見此島、至島間村牛野洋上而挽碇、風浪益起不知所爲、牛野塩戸者出小舟、而牽入於汀、作粥與之、於是得扶命矣、即締方横目芝

與三次・浦役河東貞兵衛・船方役人前田平兵衛・

横目西村十郎次監察之、然載貨盡流唯有錢十八貫文而已、舟損而不可乘、故定價賣之、

○十一日、於本源寺修本光院殿一周忌、初日八講眞讀・頓寫說道、名代種子島三左衛門時孝、孺人名

代西村七左衛門時寅・清孝院殿名代西村與三兵衛

・八郎次時中名代西村仲左衛門・法事奉行種子島大五郎・羽生武兵衛、靈曆奉行西村權右衛門・日高孝兵衛、

○廿一日、八郎次時中爲種子島雲治時(アヤ)養子、

○廿二日、以本光院殿一周忌、赦莖永村日高嘉左衛門、安城村足輕長野太左衛門・長野才之進、

○歲暮、規式、如例、

文化 種子嶋家譜 二十三代
 十三 久道 三十二

- 文化十三年丙子正月元日、諸式、依舊、
- 同日、國上村獻野老、
- 二日、現和村庄司浦獻饗、國上村獻瀨物、
- 同日、覽馬於廣間庭上、名代種子島三左衛門時孝、馬役知覽次郎大夫、
- 同日、八箇寺献上、如例、
- 四日、上之郡庄官・小觸献上、如例、

- 六日、初狩、名代家老渡邊勘右衛門均、物奉行失姓 用人西村十郎次時興、三組頭美座半兵衛時息
- ・西村七左衛門時寅・西村四郎左衛門時貫、山奉行日高七郎左衛門・上妻新右衛門・羽生嘉右衛門
- ・羽生新十郎、西之表庄屋献上、如例、
- 七日、中之郡・下之郡庄屋献上、如例、
- 十一日、蓮勝寺獻神酒・棗盛、
- 同日、本源寺軍陣・溫座祈念、如例、
- 同日、在郷諸寺献上如例、名代種子島三左衛門時孝、
- 同日、的始、名代種子島五郎左衛門政賢・用人西村七左衛門時寅、射手一番美座六太郎河内熊右衛門、二番喜右衛門西、三番羽生宗十郎八板奎太夫村三矢、
- 十三日、納國役銀百八十七貫二百十三文於官、
- 十七日、興高一石及所借於府庫之錢八貫文于八板仙次郎、賞數年仕時中而勤勞也、
- 二十日、官命興國寺火消、
- 同日、中山王使湧川親方贈太平布三匹・中山酒一

董、謝去歲板良敷親雲上破船之日接待之厚、開事于左、

〔文書欠〕

○廿五日、以知覽次郎太夫爲普請奉行、

○廿六日、住吉村保正內田半左衛門・横目上妻勇右衛門・上妻善左衛門寺入、罪犯法使若輩之徒爲戲場也、爲戲場之輩納錢五十貫文而贖其罪、使八板三平納錢二百文、罪教戲場也、

○同日、高尾野道圓寺入于本妙寺一七日、以至島間村、會締方横目芝與三次、猥語治莖永村彌二郎女之金創等之事也、

○廿九日、莖永村彌八門名頭彌二郎女、爲國上村稻庭門名頭金平婢、

○點檢丁夫・病夫・有職者等而告于官、如例、

○晦日、與高一斛于上里村足輕羽生木工之進、以多年爲母孺人僕而勤仕也、

○二月六日、締方横目久永良助・有川伊左衛門來、
○同日、札改、檢使鮫島勘兵衛・前田市左衛門來、
○十二日、大山五右衛門寺入于妙泰寺二七日、以不教戒其子彦四郎使竟爲暴賊也、

○同日、有留甚兵衛寺入于善福寺五七日、搜索盜之日每鄉以五人爲伍、連署而證無不正之事、惡甚兵衛平日其行不正怠官稅等、不容於伍之故也、

○同日、使現和村新四郎・休右衛門各納炭二十俵、足輕羽生安左衛門寺入于清淨寺三七日、搜索盜之日人皆疑是輩之行、不容於伍之故也、

○同日、使本成寺僧本泉坊納科錢十貫文、坐嘗於本成寺事博奕也、連及住吉村百姓長市納科炭二十俵、東市街牧瀨庄右衛門寺入于本善寺一年、牧瀨伊兵衛寺入于日輪寺三個月、野間村日輪寺僧速成院寺入于本因寺一年、

○十五日、住吉村足輕長野三次郎釣而不歸、聞事于官、

○十九日、官命以編要用集、細書藏入高・家中高・

寺社高・足輕高・諸村丁夫・浦用夫・至于本藩之行程・寺院及家中足輕等以呈之、開事于左、

(文書欠)

○廿七日、西之村足輕岩坪甚兵衛殺其子甚太郎、斯自殺、締方横目久永良助・有川伊左衛門、吾横目渡邊源十郎・種子島大五郎鑑察之、聞事于官開于左、

(文書欠)

○晦日、本源寺作影堂、出米二十五苞以助其費、
○締方横目伊集院善兵衛・柴與三次歸、
○按察一向宗告官、如例、
○三月朔日、與米一斛于慈遠寺、而助妙法寺作事、
○三日、講法令書、如例失讀者姓名、
○同日、賀瀬引、西之表庄官獻酒肴、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、免榎本新四郎・阿世知新之丞之宅地稅二十年、賞嚮西風強船太危、新四郎・新之丞不厭勞擢於衆夫而保護也、連及與米一苞洲之崎浦彌左衛門・仙吉、米二苞住吉浦甚吉・甚太・與三次、庄司浦利三次・三吉・孫市、田之脇浦孫藏・作次郎・周吉、浦田浦甚次郎・三太郎、洲之崎浦市藏・孫吉、米二苞其餘水夫二十人、

○四日、喪詞二十人野町人、賞能使水手保護船也、

○同日、與米二苞于八幡丸水手・鯉舟水手、賞客歲十二月運送米於覺府逢風浪甚危矣、船中盡力保護船無恙到于覺府也、

○八日、與米一石西村甚五兵衛・錢五貫文桑山惣之進、以二人役于大坂而謀借債之事、故與之助路費、

○十三日、與木綿布二端・錢三貫文于西村七左衛門時寅、護送流人平六于屋久島、故與之助路費、

○同日、以種子島大五郎爲組頭、西村權大夫馬役、

○同日、以莖永村足輕日高伴五郎爲一世郷士、以多年爲八郎次時中僕而勤勞也、

○廿八日、以羽生宗十郎・美座十左衛門・上妻郷之丞爲番頭、

○同日、浴于櫻島温泉、

○同日、猷三狩所獲鹿皮於山奉行所、

○四月二日、牧小野右衛門寺入于納官村妙昌寺三七日、坐客歲爲鹿兒島普請方下吏、而簿書不正也、

○七日、赦牧瀬伊兵衛、以修大歡院殿十七回忌也、

○八日、異國方御用人、禁私商唐貨、示絲荷船漂流之日處置法、如例、

○八日・九日、修大歡院殿日喜大居士十七回忌于本源寺、初日八講眞讀、結日頓寫說道、名代西村四郎左衛門時實、孺人名代河内九郎右衛門時英、母孺人名代西村次郎兵衛、歌架婆名代西村仲左衛門、八郎次・佐登名代種子島藤太郎、良照院・穗野・多美名代河内熊右衛門、左八郎・庄次郎・利也字名代西村與三兵衛、法事奉行遺姓、靈膳奉行

西村權右衛門・西村仲太夫、

○十一日、官命曝岩坪甚兵衛骸、開于左、

(文書欠)

○十五日、以異國船來之候、國老鎌田典膳政興・島津安房久備・町田監物久視傳長崎奉行令、如例、

○廿日、與米三石于桑山惣之進、以助至浪華之路費、

○官命以屬諸家之郷士、可稱某郷郷士、開事于左、

(文書欠)

○廿九日、上疏請猷太刀・馬代・三種二荷於太守公及三位公・前太守公・少將公、以謝賜久字、開事于左、

(文書欠)

○五月一日、奉命登城、獻太刀・馬代三種二荷、而謝家督及賜久字、

○五日、與艾餅各二束于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○八日、上村笑之允傳國老町田監物久視命、而使登城、如左、

(文書欠)

○九日、奉命登城、以采地萬斛以上被許獨禮且字國名、國老町田監物久視傳命、開事于左、

(文書欠)

○廿九日、與弓一張于羽生平之進、賞從東鄉長左衛門受盛矢於箠之儀也、

○同日、與宅地一區於前田良右衛門妹森田、以多年爲侍女而仕母孺人也、

○按察一向宗告官、如例、

○六月三十日、山崎筑右衛門寺入于妙昌寺三七日、和氣新左衛門寺入于清淨寺三七日、共坐修理島間蟻澄屋之簿書不正也、

○同日、梶原惣右衛門寺入于滿德寺一七日、坐為船手下吏而簿書不正也、

○同日、夏越規式、如例、

○七月五日、横目西村四郎左衛門・西村十郎次・渡邊源十郎、物頭上妻甚五郎、下横目德永小平次搜索下西之表足輕鮫島源之進家、得嘉四郎等偷以所與源之進妻之衣裳等、緘其匣而附村吏桑山五左衛門使卒護其妻、

○六日、捕鮫島源之進妻而繫于獄、

○七日、飾日深公鑑于廣間、家老種子島五郎左衛門政賢拜之、

○八日、種子島三左衛門時孝詣大會寺、而祭先祖・宗祖及戰死者靈、十三日慈遠寺祭祀亦如例、

○十三日、女子^{宇多}患驚風而卒、法諱秋玉院殿妙幼日

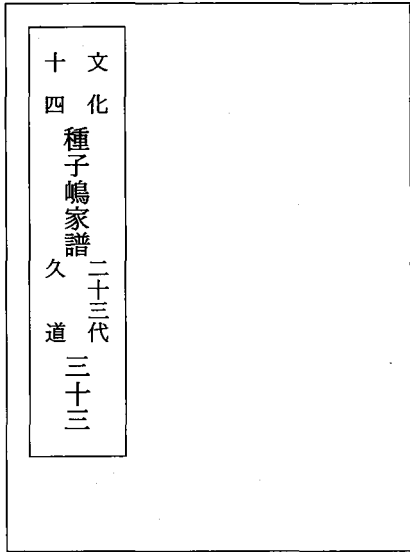
- 厚大重女、禁殺生遊興七日・作事三日、
- 十四日、葬秋玉院殿于本長精舎、
- 同日、名代種子島三左衛門時孝詣本源寺、而祭宗祖、
- 十六日、名代種子島三左衛門時孝於本源寺方丈、祭祖先及戰死靈、
- 同日、秋玉院殿訃音到、
- 按察幾利支丹宗而聞于官、如例、
- 八月朔日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺、二箇寺亦獻同品、
- 三日、大風雨、
- 六日、締方横目橋口仲左衛門・伊集院善兵衛來、
- 七日、國上村・坂井村告風害、
- 十五日、蓮勝寺献上、如例、
- 廿日、馬追、名代家老上妻七兵衛宗愛、物奉行西村甚五兵衛時行、用人種子島大五郎時義、馬役羽生藤太郎・羽生半左衛門・宮浦喜右衛門・田上市郎、

- 閏八月二日、締方横目久永良助・有川伊左衛門、札改檢使前田市左衛門・鯨島勘兵衛歸、
- 四日、島間村村吏以大風傷禾請檢地、
- 七日、平山村訴潮大湧傷田地、
- 十七日、鯨島甚右衛門寺入于清淨寺、八板庄右衛門寺入于淨光寺、各六個月、客歲安城村有蝗、議而減定賦之日、使庄右衛門量其損豫定稅、及檢見之其所言大齟齬、故及茲、
- 廿九日、以中西之表槌右衛門爲代々足輕與原野氏、賞爲製蠟之槌頭而有功勞也、
- 九月朔日、安置秋玉院殿神主於本源寺塔中南之坊、
- 九日、使種子島大五郎講法令書於廣間、
- 十三日、浴于櫻島温泉、
- 頃日、鞞問鯨島源之進妻而、盡得平六・嘉四郎・彦四郎所竊盜之實、
- 十九日、聞乙及彦四郎口狀于官、開事于左、

- 廿一日、官命給地高每一石定賦外稅米一升五合、
- 十月三日、自櫻島溫泉歸、
- 四日、中山王臣板良敷親雲上贈芭蕉布各三反家老西村源五右衛門・渡邊勘右衛門・種子島五郎左衛門・時任丈左衛門、同品各二反横目西村七左衛門・西村十郎次、船奉行西村與三兵衛、下布二反辨指、青銅百足館主庄左衛門母、以謝去歲破船之日禮過之厚、
- 六日、與米一苞于飛船船頭榮次郎、以四日而往來于覺府也、
- 廿九日至十一月朔日、祭始祖至二十代日啓公過四十九年之先考・先妣於本源寺、名代家老西村源五右衛門時弘、定自今後以五十年為期而祭之、
- 十一月廿四日、命諸有司無故則不許請致仕、開事于左、

- 廿六日、以武田七郎右衛門為一世小頭格、以多年為物奉行筆吏而勤勞也、
- 廿七日、以平山藤左衛門為家老、上妻九郎左衛門物奉行、美座半兵衛物奉行見習、
- 按察一向宗告官、如例、
- 十二月十日・十一日、修本光院殿日瑞大居士十三回忌于本源寺、初日八講真讀、結日頓寫說道、名代家老時任丈左衛門時子、孺人名代西村四郎左衛門時貫、母孺人名代河内九郎右衛門時英、八郎次時中名代西村與三兵衛、左登名代種子島權左衛門、良照院・穗野・多美名代種子島藤太郎、法事奉行西村七左衛門・渡邊源十郎、靈膳奉行肥後惣左衛門・東市郎右衛門、
- 廿七日、使僧徒祈孺人安産、
- 同日、三箇寺・廿人家・鍛冶献上、如例、
- 歲暮、規式、如例、

(表紙)



- 文化十四年丁丑正月元日、規式、如例、
- 同日、國上村猷野老、
- 同日、以西村七郎時民爲納戸奉行、
- 二日、國上村猷瀨物、現和村庄司浦猷鯨、
- 同日、覽馬、名代家老西村源五右衛門時熙、馬役
 鮫島孫右衛門、
- 同日、本源寺・慈遠寺・大會寺・妙久寺・妙法寺

- ・妙泉寺・滿徳寺・大聖寺献上、如例、
- 四日、上之郡庄屋・小觸献上、如例、
- 六日、初獵、組頭種子島大五郎・西村甚五大夫・
 西村次郎兵衛、山奉行日高七郎左衛門・上妻新右
 衛門・羽生嘉右衛門・河内覺右衛門、夕狩場、名
 代家老平山藤左衛門親好・物奉行美座半兵衛時息
 ・用人羽生武兵衛、西之表庄官献上、如例、
- 同日、與米一斛于安城村鮫島仲兵衛爲古田村庄
 屋、以古田村庶民困窮・風俗懶惰・怠農缺稅、使
 仲兵衛爲庄屋正其風勸農、故與之助徙家之費、
- 七日、中之郡・下之郡庄屋献上、如例、
- 十日、與米二斗于三箇寺僧徒、使禱孺人平産之賞
 也、
- 十一日、蓮勝寺献上、如例、
- 同日、甲冑賀筵、如例、
- 同日、本源寺軍陣・温座祈念、如例、
- 同日、在郷諸寺献上、如例、
- 同日、的始、名代家老上妻七兵衛宗愛・用人西村

十郎次時興、射手一番美座六七河内熊右衛門、二番鯨島半五西村善次郎、
三番日高三五郎八坂安次郎、

○同日、贈佳札于兩本山、

○同日、官命興國寺火消、

○廿五日、土橋孝右衛門・兒玉主藏、携足輕川畑平

藏・篠崎萬次郎、自屋久島至島間村、廿七日達赤

尾木、爲推鞠平六・彦四郎等也、

○點檢丁夫・病夫・有職者告官、如例、

○土橋氏・兒玉氏拷問彦四郎・市五郎、於是彦四郎

與平六相謀而刺殺嘉四郎、偽而為病死者、又以帶

縊殺庄五郎之事盡白狀、

○二月十二日、女子生字藏、産弓種子島十郎太夫
時(44)

○同日、土橋氏・兒玉氏歸屋久島、

○按察一向宗告官、如例、

○三月三日、使西村四郎左衛門讀法令書、如例、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、西之表庄屋賀瀬引獻酒肴、如例、

○五日、與米二斗于送土橋等之船頭牧瀬仁右衛門及
水手八人、賞艤船速而彼輩不久留滯也、

○同日、納三狩所獲鹿皮于官、

○八日、締方横目市來善兵衛・有川伊左衛門來、

○廿日、土橋孝右衛門・兒玉主藏贈書於吾家老等、

而令罪人平六・彦四郎之事於吾家老・横目、開于

左、

(文書欠)

○廿一日、本源寺弓場射禮、家老西村源五右衛門時

照・種子島五郎左衛門政賢・上妻七兵衛宗愛、射

手六十人餘、羽生藤太郎・木原長次太冑腑斗中束

矢、

○廿八日、每歲與米一石八斗于古田村庄屋鯨島仲兵

衛、彼地無可為庄屋之人材、常使他村人爲庄屋、

以有移居之煩所受而耕之田減賦五分、而今益人氣

陷懶惰不務農、每歲忘貢稅、故使仲兵衛爲庄屋、

而與米所耕之田復定賦、以勸庶民農、

○締方横目伊集院善兵衛・橋口仲左衛門歸、

○四月三日、以西村甚四郎爲大會寺社奉行、

○四日、以平山二郎太夫爲用人見習、西村次郎兵衛船奉行、

○六日、與青銅百疋于島間村横目柳田甚之進、運送

島間倉米于覺府邸之日、甚之進以横目出而使載之、已而將發港、監船官使他村人而未來、甚之進代之速發船到本府、故賞之也、

○八日、異國方御用人傳命、禁私商唐貨、且示絲荷船漂來日處置法、如例、

○十二日、與單衣各一領于山奉行日高七郎左衛門・上妻新右衛門・知覽才衛門・羽生嘉右衛門・河内覺右衛門・羽生新十郎、賞蕃殖櫨之功也、

○十四日、莖永村百姓彌吉・爲八・彌平太・源七、

平山村僧鏡心坊、野間村百姓孝之進・金之進、油久村百姓權次郎・兵太郎、坂井村百姓半次・紋左衛門息・與兵衛息、増田村百姓孝之進・彌五、各

納科炭三俵、罪三月四日犯法於坂井村濱崎爲競馬也、

○十五日、以異國船來之候、國老鎌田典膳政興^(マ)・町田監物久視傳長崎奉行命、如例、

○十七日、與米六斗于桑原六次郎、急以命仕登船船頭也、

○廿七日、洪水、下西之表・安城村・現和村・安納村・納官村破田地甚衆、

○廿九日、改造廣間新立、

○浴于櫻島黒髮温泉、

○五月五日、與粽各二束于三箇寺、慈達寺献同品、

○廿八日、國老鎌田典膳政興^(マ)・三位公命赦莖永村彌二郎娘、宥流人古市良之助・越山休右衛門罪一等、開事于左、

(文書欠)

○與腰刀一柄于日高原七郎、學天真流劍法於加藤權

兵衛、多年練習概得其傳、故賞之也、

○井元出右衛門寺入于妙昌寺三七日、坐嘗為船手筆吏而簿書不正也、

○按察一向宗告官、如例、

○六月四日、以上妻惣右衛門為組頭、上妻藤十郎番頭、美座十左衛門・美座善兵衛・羽生惣十郎兵具奉行、

○六日、以旱魃使僧徒祈雨、十三日、得雨、

○十六日、一橋刑部卿將軍中實母五月八日薨、是日訃到、禁樂十四日・作事七日、

○以府庫空乏、北條右門守道上書、請買官砂糖以商之、開事于左、

(文書)

○晦日、賀夏越、西之表庄屋獻酒肴、

○七月七日、節日深公鑑于廣間、家老平山藤左衛門親好拜之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣大會寺、拜祖先・宗祖及戰死靈、

○十日、西街市人半之丞禁錮二七日、其兄半平患狂、請而置於室牢、四月廿七日曉其宅火發、近隣驚駭、諸人馳至救火屬無事、時有半平破牢而放火之說、使遊邏搜聞之、果然欲加其罪、家無親戚、唯有老耄母而已、故宥恕命禁錮、固修牢嚴使警衛、且命町奉行使年行司及巧匠月監察牢、

○十三日、名代種子島三左衛門時孝詣慈遠寺、祭先祖・宗祖及戰死者靈、十四日、詣本源寺祭宗祖、十六日、於本源寺方丈祭祖先及戰死者靈、

○廿二日、締方横目市來善兵衛歸、

○廿八日、締方横目伊集院善兵衛來、

○廿九日、中之村足輕川野嘉吉釣于西海大川、為取貝没海中而溺死常患癩癩蓋其病發也、為潮不得骸、締方横目有

川伊左衛門、吾横目平山二郎大夫・西村甚四郎鞠問親戚及同行者、而聞于官、

○按察耶蘇宗而告官、如例、

○八月一日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺二箇寺、二箇寺亦獻同品、

○十五日、蓮勝寺獻神酒・棗盛、

○安城村足輕上妻休五郎密通川脇塩戶三四郎妻共縊死、締方横目伊集院善兵衛・有川伊左衛門、吾横

目西村甚四郎・西村七左衛門監察之、聞事于官、

○十九日、増田村・平山村・西之村・中之村・島間村・上里村有蝗不登、故隨損之輕重而減賦有差、

○廿九日、廣間持佛堂落成、

○同日、締方横目吉見直次郎來、

○同日、菱刈木工之助家來杉野林右衛門以一向宗見放來、開事于左、

(文書欠)

○晦日、遷神主於持拂堂造營中安置於本源寺位牌前

○九月九日、使平山二郎大夫讀法令書、如例、

○同日、西街市人嘉助二男患痘、以醫請促飛船買藥

種子覺府、

○締方橋横之目有川伊左衛門歸、

○官命高每一石定賦外賦米三升五合、開事于左、

(文書欠)

○十月八日、與米一石造廣間之巧匠、四斗修補熊野丸之巧匠、共賞數月勞役也、

○廿七日、現和村友八宅火、延及仲之進宅、人馬及宗門手札等無恙、

○與鐵砲一挺于西村七郎、以先考收七郎所藏之善長製鐵砲之故謝與之、

○官傳命、告種子島水手惣助・甚之丞・太次郎・休左衛門・庄藏漂流于清國、而歸到于長崎、今至本府、開事于左、

(文書欠)

○十一月八日、増田村久木原源五郎宅火、人馬・宗

門手札無恙、

○十六日、以昇學院為大會寺住持、

○按察一向宗告官、如例、

○十二月十八日、被命漂流于清國水手之事、

(文書欠)

○廿一日、使家老知覽才兵衛行寛上書請以日等公所

藏于官庫之金五百兩贖諸出銀、於不足者以所有於

大崎横瀬村之高三十石之賦米納之、開事于左、

(文書欠)

○國老町田監物久視傳命、定罪人平六等刑、開事于

左、

○二八 町田久視申渡書

於種子島

公儀流人
無宿新家平六

磔

右者、種子島へ配所申付ラレ、其後無所行の儀有之牢込めと相成居候処、去年四月頃、同牢の嘉四郎と相會ひ牢屋錠前を明け、又牢屋番ヲ致居者の妻より戸前を明け呉れ候ニ付、折々抜出で、所家来大山彦四郎へも申談し諸所に忍入り、土蔵を破り品々盗取り、且博奕致し、剩へ同牢ニ召込有之候足輕濱田庄五郎より、右悪行の次第出牢の上申出つ可しと話致し候を憤り、前文彦四郎に遠見致させ置き、同牢の市五郎にも押て手傳申付、嘉四郎相會ひ牢中に於て庄五郎を締殺し、自縊の筋に取繕ひ、彦四郎儀も牢込相成るの處、相合蔵破等致し候、相頭ハレ候は、嘉四郎へ可當付申談し、小刀を以て兩人にて嘉四郎を突殺し、急死の筋ニ取繕ひ押隠し候旨、役々糺方の上白状致し、重疊極悪の仕形不届に付、右之通磔ニ行はれ候、

於同所

死躰磔

公儀流人

嘉四郎

右ハ、同島へ配所申付けられ、其後氣俣の儀之あり牢込メニ相成り居候処、前条の通平六相合ひ度々牢を抜出、諸所土蔵を破り品々盗取り、又博奕致し、其上牢屋番致居候者の妻へ密通し、剩へ憤を以て同牢の庄五郎を非道に締殺し、終には其身も平六・彦四郎より殺害に逢ひ候次第、逐一引合の者共より申出候、其身糺方に及ばず候へ共、同類白状の趣を以て右次第別状なく、重疊極悪の仕形不届に付、死躰右の通磔に行ハれ候、

右之通、種子島ニ於て手つから仕置の沙汰申付けられ候、尤平六には科の一件讀聞かせ、右通り不届ニ付テハ國法通り取行ひ候様、公儀より仰渡され候段申聞かせ候上仕置行ハれ候様、私領役々へ申越さる可き旨種子島藏人へ申渡す可く候、

但平六儀ハ當分屋久島へ島替申付置候ニ付、種子

島役役より船取仕立、屋久嶋へ差越し相受取り、

船中圍ひ丈夫ニ取持らへ召入れ警固いたし連帰り

牢込め申付候条、番人等堅固ニ附置き、時々役々

差廻り不締の儀共一切無の様取計ひ、別紙日取の

内見合せ仕置申付らるへく、さ候て取扱相済ミ候

は、其届延引無く申出で、所持品道具片付け方

の儀ハ差圖を得らる可き旨をも申渡さるへく候、

十二月

(町田久徳
監物)

○ 二九 町田久視申渡書

監物殿より相渡され候御書付の写

於種子島

磔

家来大山五右衛門嫡子
大山彦四郎

大山彦四郎

右之者、公儀流人平六・嘉四郎儀牢込申付け有之候処、度々牢を破り脱出候節ハ、相合所々へ忍入り、土蔵を破り品々盗取り、又博奕を致し、剩へ右兩人より同牢に召込め有之候足輕濱田庄五郎

を締殺す可く申候ニ付同意致し、牢屋敷内へ罷在り遠見居り候処、右者共より締殺し、其後其身ニ毛牢込め相成候ニ付、相合ひ蔵破り等致候儀共相頭ハレ候ハ、嘉四郎へ可當付と平六申談し、牢中に於て密に小刀にて嘉四郎を突殺し、急死の形ニ取繕ひ押隠し居候段、役々糺方の上白状致し、他ニも不相掛事ニ候間、私領に於て仕置申付け度申出らるゝ趣之あり候ニ付、右の通身分仕置申付らる可く候、

於同所

牢前ニ

獄門

足輕鯨島源之進妻

乙

右者、前条之嘉四郎へ密通し居り、折々牢屋戸前を明け嘉四郎・平六を出し、右の者共より盜取候品の内貰取り、且足輕濱田庄五郎を前文兩人にて締殺し、又ハ自縊の形ニ取繕ひ候儀共相談致し候節、時々承り居候段、役々糺方の上白状致候ニ付、右同断申付度キ趣申出られ候ニ付、右の通身

分仕置申付らる可く候、

種子島野間村大川名頭

又十郎弟

市五郎

右、牢込申付有之候処、前条の通平六・嘉四郎より庄五郎を締殺す節の手傳致すべく、自然違背致候は、同様締殺す可く申候ニ付、是非なく其意ニ應じ候段糺方の上申出、大跡愚鈍の者にてかね々平六・嘉四郎より下人同然に扱ハレ、右の通稠敷キ申付ニ任せ凌ぎ難く其意ニ應じ、全く同意の者とは不相見候ニ付、是又同断申付け度キ趣申出られたるに付、科牢相當相見得候へ共、長々牢込申付有之候ニ付てハ、右の趣を以て出牢申付られ、親族所持道具の儀ハ構ひ無き様申し渡さる可く候、

十二月

(町田久徳
監物)

○廿八日夜、佐八郎時則妻與其小姓上妻只衛密通出

奔、乃使下村用右衛門・河野庄左衛門、足輕二人分東西而追捕之不得、又傭旗下足輕六人而遍搜索不知其所之、

○廿七日、三箇寺・廿人家・鍛冶賀歲暮獻上、如例、

○歲暮、規式、如例、

文化 十五 種子島家譜 久道 廿三代 三十四

- 文化十五年戊寅正月元日、規式、如例、
- 同日、國上村獻_三野老_一、
- 二日、覽_レ馬、名代種子島_三左衛門時孝_一・馬役田上市郎、
- 同日、國上村獻_三瀨物_一、現和村庄司浦獻_レ鯁、
- 同日、八箇寺獻上、如例、
- 同日、野間村大門名子六十郎宅火、燒_三宗門手札_一

- 二枚_一、人馬無_レ恙、事聞_三于官_一、
- 四日、上之郡庄屋・小觸進上、如例、
- 六日、初狩、組頭西村十郎次時_(タ)・渡邊源十郎直_(タ)・西村仲左衛門時_(タ)・夕狩場、名代家老時任丈左衛門時子、物奉行前田太兵衛宗周、用人西村四郎左衛門時貫、山奉行日高七郎左衛門・上妻新右衛門・羽生嘉右衛門・河内覺右衛門・羽生新十郎、西之表庄官進上、如例、
- 七日、中之郡・下之郡庄官進上、如例、
- 十一日、蓮勝寺進上、如例、
- 同日、甲冑之賀筵、如例、
- 同日、軍陳・温坐祈念、如例、
- 同日、的初、名代家老西村源五右衛門時照・用人平山二郎大夫、射手一番_{美座六七}・二番_{上妻惣之允}・三番_{日高兵之允}・八板_{平八}、
- 同日、奉_レ命北条右門守道代_レ吾登_二城_一、奉_二興國寺火消_一、
- 同日、贈_二佳札于本能寺_一・本興寺_一、

○十三日、太守公召北条右門守道、以側役野村主禮竊命、令去歲十一月所生于府城、公子贅婿吾女子嗣家、

○十五日、官命罪人平六等破牢之時、與此事、諸有司且監察庄五郎骸、横目上書、謝警衛、緩怠監察不密之罪、

○同日、命迎取嚮送于屋久嶋、罪人平六下獄嚴宜警衛、

○十九日、長野角二出奔從覺府邸、初使彼為假小姓近侍、以其行不正却之、后見失錢廿四貫文及諸貨二十四品、推詢盡角二所發覺、於是加梏囚普請方、使足輕守之、十九日夜初刻、行馬通門之傍通便、足輕德永金之允護持立側、角二仰天曰、快晴哉星斗有幾萬、金之允同仰守見焉、其間發馬通門逃去、金之允驚追之不及、數日搜索封國中不得、○廿五日、家老・横目上書謝罪人破牢及檢察彦右衛門骸不密之罪、事開于左、

○三〇 時任時子・上妻宗愛連署口上覺
口上覺

公儀流人
平六
右同
嘉四郎

右之者共子細有之牢込罷在候處、致牢拔於諸所致盜候儀、早竟私共兼而取締申附様大形之處より右之次第、不念無調法之段恐入奉存候、依而差扣奉伺候段御申可被下候、

刁正月
上妻七兵衛
時任丈左衛門
知覽才兵衛殿
行覽

○三一 西村時照・上妻宗愛連署口上覺
口上覺

公儀流人
嘉四郎

右者、子細有之牢込罷在候節致牢死候段申出候付、則見分申渡、弥別条無之段申出ニ付、右之成行申上候處、致変死たる見分行届不申、早竟兼而申付様大形之處より右之仕合、不念不調法之段恐入奉存候、依而差扣奉伺候、此段御申可被下候、以上、

正月

(宗愛)
上妻七兵衛

(時照)
西村源五右衛門

(行寛)
知覽才兵衛殿

○三二 種子島政賢・上妻宗愛連署口上

覚

口上覺

當所町足輕

濱田彦右衛門

右者、子細有之牢込罷在候節致牢死候段申出候付、則見分申渡、弥別条無之段申出付、右之成行申上候處、為致変死由見分行届不申、早竟申附様大形之處より右之仕合、不念無調法之段恐入奉存

候、依而差扣奉伺候、此段御申可被下候、以上、

刁正月

(宗愛)
上妻七兵衛

(政賢)
種子嶋五郎左衛門

(行寛)
知覽才兵衛殿

○三三 西村時興外十名連署口上覚

口上覚

種子嶋

町足輕

濱田彦右衛門

右、牢死之節締方御横目様方御見分之節、當所横

目西村七左衛門・西村十郎次、

公儀流人

嘉四郎

右同断御横目様御見分之節、當所横目美坐半兵衛

・岩川嘉兵衛、

右兩人牢死之節、則締方御横目様方御見分之折、

當所横目腰書之通立會申候處、変死ニ而有之候

由、右ニ付而者見分行届不申、猶又嘉四郎・平六

等訊有之牢込罷在候内、折々致牢拔、且又於諸所

盜等も仕儀、見分行届不申甚不念無調法之段恐入
奉存候、依之差扣奉伺候間、此段御申可被下候、
以上、

横目

種子嶋大五郎(時巻)

種子嶋三左衛門(時孝)

西村甚四郎(時基)

西村四郎左衛門(時寛)

渡邊源十郎(重)

西村甚五太夫(時貞)

西村七左衛門(時息)

美坐半兵衛(政明)

岩川嘉兵衛(政興)

羽生武兵衛(時興)

西村十郎次(時興)

○三四 武田新四郎・古市彦兵衛連署口

上覚

(三四の1)

口上覚

申上候様子者、公儀流人嘉四郎・平六牢舎而罷在
候處、牢拔仕於諸所盜等且博奕仕候を氣附不申、
御上御妨ニ相成候儀、早竟私共旁不念大形之處よ
り右之次第、番人之詮相立不申至極恐入奉存候、
依之差扣奉伺候間、此旨被 仰上被下度奉頼候、
以上、

正月

牢屋番人

古市彦兵衛

武田新四郎

御兵具所

御書役衆中

(三四の2)

口上書老通

牢屋番人

古市彦兵衛

武田新四郎

右別紙を以申出候通奉伺候間御披露仕候、以上、

正月

兵具方

上妻甚五郎

平山次郎太夫

日高源七郎

東市郎右衛門

西村次郎兵衛時之

子鳴次郎右衛門

濱田名字
彦右衛門

右御見分之節、締方衆山田次左衛門様、

公儀流人
嘉四郎

右牢死御見分之節、締方伊集院善兵衛様・芝與三
次様ニ而御坐候、

○檢點丁夫・病夫等一告一官、如レ例、

○以三公子入輿之事達ニ于種子島一、家老・用人・組
頭招ニ府下士于本源寺客殿ニ共相議、皆曰、島主
平氏之正統而二十三代血脈相襲、雖三公子ニ他姓
也不レ如請辭レ之、家老西村源五右衛門時熙・物
奉行美坐半兵衛時息・用人種子島三左衛門時孝・
諸奉行羽生嘉右衛門・平土緒方吉左衛門將下赴ニ
于覺府ニ訴レ之、時定府家老知覺才兵衛行寛傳レ

令曰、官有ニ再命ニ公子入輿之事已決、雖ニ出
府ニ無レ由ニ愁訴一、不能ニ奈之何一少焉、待レ時可
也、於レ是止レ行、

○二月八日、横目平山二郎太夫・種子島大五郎、兵
具奉行東市郎右衛門、足輕大瀬源兵衛・鮫島金左
衛門為レ捕ニ来罪人平六一赴ニ于屋久島一、

○九日、巖袈裟患ニ驚風一夭亡、翌十日葬ニ于正建
寺一、法諱春窓院殿妙稚日桂大童女、禁ニ殺生・
音樂・遊興ニ七日、作事五日、

○十七日、捕ニ平山村百姓市平一、加レ拷下ニ于種子
島一、罪下為ニ水一流ニ浪于覺府一、與ニ知時則妻出
奔之事ニ不レ告レ之也、

○廿日、以ニ知覺翁左衛門一為ニ納殿役人ニ役ニ覺府一、
○廿一日、榎本七平患ニ眼病一、之ニ出水ニ療ニ治之、
歸路於ニ郡山笹之段ニ變死人殺之詐事聞ニ于官一、

○廿八日、締方横目藤田五兵衛・伊知地蔵多来、
○廿九日、安ニ置春窓院殿神主于本源寺塔中南之
坊一、

○北条右門守道上書聞ニ時則妻出奔之事、開ニ于左、

○三五 北条守道口上覺

口上覺

種子嶋威人叔父

種子嶋左八郎

妻

右者、癩氣有之、親土持權之丞所江旧辨廿六日より養生方として差越居候處、同廿八日夜左八郎江附置候家来上妻只衛、左八郎より申付候筋ニ而迎いニ差越候ニ付、權之丞方より下人下女相附差返候處、中途より右下人等相返し、其後兩人共ニ行衛不不知、則より段々手尋方仕候得共、毛頭足ばへ等も相知不申、致欠落候儀ニ而も可有御坐哉、外ニ不審無御坐候間、別紙人相書相添此段御披露申上候、以上、

但上妻只衛成行之儀、別段筋ニ相付御披露申

上候、

二月

○三六 北条守道覺

覺

當年三拾歳

一勢中比、長面、色白、いも有、

一縮緬板ノ肌着袴ッ

一緋縮緬綿入袴ッ

一秩父紫形付綿入袴ッ

一嶋紬綿入袴ッ

一淺黄紋縮緬帶袴筋

一風呂敷包袴ッ

但内品ニ相知、

右之通御坐候、以上、

二月

北條右門(守道)

種子嶋威人親類
北條右門(守道)

種子嶋左八郎
妻

○三七 知覧行寛口上覺

(三七の一)

口上覺

種子嶋藏人家来

上妻只衛

當年廿六歲

一勢小、長面、色白、大髮、

一糸入嶋綿入吉ッ

一木綿拾羽織吉ッ

但茶染

一號紺帶吉筋

一刀大小

但拵不知

右者、藏人叔父種子嶋左八郎方江召付置候者御坐候處、旧臘廿八日朝より行衛不相知致尋方候處、

左八郎妻土持權之丞所江癩氣養生とシテ差越居、

然處同夜左八郎より申付候筋ニ而彼方江迎ニ遣候

付、權之丞方より下人下女等相付差返之折、右下

人共事者中途より相返し、其後左八郎妻共ニ行衛

不相知、段々尽手是迄尋方仕候得共、足はへ一切

相知不申、如何様致欠落候儀ニ而も可有御坐哉、

外ニ不審之稜無御坐候間、此段御披露御申上可被

下候、以上、

但左八郎妻成行之儀者、別段御披露申上候、

種子嶋藏人役人

二月

知覧才兵衛

(三七の二)

右之通申出趣、種子嶋藏人被承届、此段私より申

上候様被申聞候、以上、

二月

用頼代 染川伊平太印

○以三府庫困窮ニ禄每三二石一定賦外賦ニ米一升五合、故以書論ニ諸有司、事記于左、

○三八 申渡書

一去秋種子嶋中格別之凶歳ニ而出来上納、且又所帶

方取續難調金かり入之外無之段、鎖細ニ成行段々

出府之役々より具ニ致承知驚入仕合、出来上納之

儀者格別之儀、皆案内之通ニ候、大金之借入容易ニ可調哉、甚以心痛之至、親類衆江も申談、其手當肝要候間、早々致心配成行細々可承通候、乍此上一涯用儉約當難可相凌工面第一ニ候、尽吟味候上ながら一涯省略筋可致吟味候、當年柄ニ付而者諸士合力米も可差免之處、高石石ニ付壹升五合合力米可申渡吟味之趣申越、藏方難決之儀差見得候得共、一統之凶歲分而困窮之者ハ一人可及迷惑候、可成丈當年之儀者合力米差免筋於此許遂吟味候様申渡候得共、出米上納其外取續見當無之、役々ニも只束手罷在候段細々承達いたし、乍残念不及是非吟味之通申付候、常々用儉約、右跡災殃之節者可取救之處、却而不本意之至令心痛候、猶又種子嶋中取締之儀質素之方ニ立直り、又者花美之風俗ニ流候儀取計向等等閑之儀ニ而者難最通、一統致心服省略筋銘々心掛候様成立筋ニ取計様肝要之事ニ候、猶又年柄ニ付下々取續何様可有之哉、右之趣各心得候事無申迄も、彼是心遣存候間、右

之趣種子嶋江も可申越候、

ヲ二月

○按ニ察一向宗ニ告ニ于官、如レ例、

○三月一日、國老鎌田典膳政興(ツマ)口自傳ニ 太守公之

命于市田長門義宜ニ曰、普之進殿於ニ本丸ニ生育ニ

三年而后可レ入ニ與于種子島ニ也、

○同日、奉レ命登城、奉レ以ニ普之進殿ニ可レ為ニ

養子ニ之命上、事記ニ于左、

○三九 島津久備達書

種子嶋藏人江(久通)

(島津久光) 普之進様御事、養子被 仰出候ニ付、以来此殿

文字相用、御本丸江被成御坐候内者、依事御未

子之俣ニ而御礼扱之儀も可有之、其方江御引越之

上者、自何篇家格通御一世者殿文字相用候様被

仰出候条、此旨可被承置候、

三月

(島津久備) 安房

○四〇 島津久備達書

種子嶋久備藏人

右者、

普之進様御事養子被 仰出候、左候而御引越之

儀者追而可被 仰出候、

三月

(島津久備
安房)

○三日、使西村十郎次講法令之書、如例、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、西之表庄屋獻上、如例、

○四日、締方横目伊集院善兵衛・吉見直次郎歸、

○七日、下平山村百姓市平于獄、

○十日、以美坐五藤右衛門為高奉行本役、

○十二日、納三狩所獲之鹿皮于官、

○十五日、上書請定罪人破牢且殺庄五郎之時、與事番人及横目等之罪、開于左、

○四一 種子嶋久道伺書

一 逼塞十五日ツ、

西村七左衛門(時與)

西村十郎次(時息)

美坐半兵衛

岩河嘉兵衛(政明)

一 科錢壹貫文ツ、

牢屋番人
古市彦兵衛

右同
武田新四郎

右、屋久嶋預公儀流人無宿新家之平六事、種子嶋

預之内同流人嘉四郎申談、折牢を拔出、家來大

山彦四郎相合諸所土蔵を破り、又者嘉四郎并足輕

濱田彦五郎を於牢屋内打殺、病死之筋取繕置候一

件三付、先達而得御差圖候趣御坐候處、平六其外

之者共事於嶋手仕置可仕旨被仰付承知仕候、依之

其節相詰候嶋之役共事、別紙之通無調法之差扣

申出候三付、取扱向段先例相糺候處、右躰之儀

者無御坐候得共、本行之通逼塞等之科目申付候様

可仕哉、御内分奉得御差圖候、此等之趣御申可被

下候、

但役人并兵具奉行之儀者、向後可入念旨叱置候様

可仕候、尤別紙五通為見合差上候、

三月十五日

種子嶋藏人(久道)

○十六日、坂井村之足輕有留仁平太宅火、人馬・手札等無恙

○廿二日、以三上里村羽生木工之進一為二世郷士、以三九年勤仕于母孺人之僕也、

○廿五日、叱三牧木工左衛門・河口源右衛門、坐三疱瘡流行之日行三射術稱三其法狠受中米錢上也、

○四月朔日、平山二郎大夫・種子島大五郎捕罪人平六歸自屋久島、即下獄

○六日、卯之刻孺人生三男子、名三鐵熊、産弓北条十次時(附カ)、矢答知覽才兵衛行寛、

○八日、異國方御用人末川將監禁三私商三唐貨、示三糸荷船漂流之日處置之法、如例、

○十日、旱魃、使三僧徒祈雨、十三日得雨、

○同日、官使三家老西村源五右衛門・種子島五郎左衛門・時任丈左衛門・上妻七兵衛逼塞上各廿

日、横目西村七左衛門・西村十郎次・美坐半兵衛

・岩河嘉兵衛各十五日、兵具奉行上妻甚五郎・平

山二郎大夫・日高源七郎・東市郎右衛門・西村次

郎兵衛・子島次郎右衛門各廿日、坐三罪人破三牢

及死骸監察不密也、連及牢屋番人古市彦兵衛・

武田新四郎、使各入三錢壹貫文一贖罪、

○十五日、以三異國船來之候、國老鎌田典膳政興(マ)

・島津安房久備・川上右近久芳傳三長崎奉行之

令、如例、

○同日、以三前田十九郎・高崎孫九郎・美坐三十郎

・岩河喜太郎一為三番頭、

○廿二日、改三元文政一、

○廿四日、西街市人與十郎納三罰錢四貫文、去二

月称從三住吉港運三材于赤尾木港一風不順上、赴三

于甕島一賣買、故罪レ之也、

○廿五日、奉三官命、令三檢使横目渡邊源十郎・

種子島三左衛門、物頭日高源七郎・美坐善兵衛

磔中流人平六及嘉四郎之骸、大山彦四郎于能野

濱島首鮫島源之進妻、

○同日、赦野間村百姓市五郎、出牢、雖與平六等殺庄五郎之事、性愚而不辨菽麥、唯懼下背彼之言、則已亦見殺而已、故及茲、

○與高一石于下村珠兵衛、以下多年以納殿役人仕于孺人也、

○五月二日、免河口源右衛門禁錮、嘗有過命禁錮竊月代坐不敬、又令禁錮三十五日、今期充故免之、

○五日、與粽各二束于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○六日、覺府邸役夫坂井村之長四郎盜社人本田大和守祭具、官囚獄五十日、

○八日、見免去年六月北條右門上書所請之砂糖之事、開于左、

○四二 川上久芳達書

御張紙

北條右門より親類種子鳴藏人藏事困窮三付、三

鳴御買入砂糖當分脇方江御救被仰付置候、御年限等合候跡、引續是迄之御仕向通、年六ヶ年之間一ヶ年五拾萬斤程宛、御見合を以藏人方江御救被仰付被下置旨有之候、本文無據趣相聞得候三付、何篇安藝殿方より申次被仰付置候仕向通を以、右年數等合候跡、為御心付來成之年より五ヶ年程引續於鳴元拾貳萬五千斤御買重を以申次被仰付候、

五月
(川上久芳 右近)

○十五日、奉命謂太守公于御休息所奉

懇勸之命驚頭主水、為之相

○廿二日、國老傳(縣)懸官之命、告鑄二步判金以為天下通寶、

○廿四日、羽生平十郎寺入于妙昌寺三七日、嘗為船手下吏依簿中脱櫓一箇也、

○同日、叱遠藤喜兵衛、嘗為吏簿書不正故也、

○菱刈木工之助家來杉野清右衛門有罪見放來、

○召家老西村源五右衛門・物奉行羽生半兵衛・用

人種子島三左衛門・諸奉行羽生嘉右衛門・平土緒

方吉左衛門於覺府、親戚北条右門・種子島次郎

右衛門論之曰、議公子入與會諸士似結

黨、甚不可也、何不拜公命之辱哉、汝曹

歸島而宜教諭諸士、時照等意、今事已成、

雖爭應無益、只唯々而退、

○廿九日、家老上疎告長野角次出奔于官、事

開于左、

○四三 知覽行寬口上覺

口上覺

當年拾九歲

長野角次

容貌書略

右、種子嶋藏人家來而御坐候處、當正月比より

行衛相知不申、尽手尋方仕候得共、今以相知不申

候、右付而者如何様欠落為仕而も可有御坐哉、

別三不審之儀も無御坐候間、此段御披露被仰上被

下度奉頼候、

種子屋敷役人

五月廿九日

知覽才兵衛

○按察一向宗告于官、如例、

○六月三日、賀普之進殿入輿之事、家老・物奉

行・用人獻肴一折・酒樽一荷、諸奉行肴一折、

諸士青銅百足、本源寺青銅百足、慈遠寺・大會寺

各白銀三匁、又家老・物奉行・用人肴一折・酒

樽一荷、諸奉行肴一折、諸士青銅百足、本源寺青

銅百足、慈遠寺・大會寺各白銀三匁于孺人、又

賀鐵熊出生、家老・物奉行獻肴一折・樽酒一

荷盛五、同品于孺人、

○四日、定組士無嗣子者、雖郷士之子之父之族

從弟等而持三五石以上者、雖嫡子養之為中

嗣子法上、

○十四日、與米一石于日高杉右衛門、雖辭三近

習役_レ不_レ許與_レ之以助_下役_上、_レ覺府_上之費_上、

○上書聞_下行_上平六等刑_上事_上、開_上于左_上、

○ 四四 種子島久道覺

覺

一 磔

公儀流人無宿新家之

平六

公儀流人無宿備中之

一 死躰磔

嘉四郎

家来大山五左衛門嫡子

一 磔

足輕鯨島源之進妻

一 牢前之獄門

乙

右之者共嚴科之詔有之、於種子嶋手仕置之儀奉願

趣御坐候處、右之通仕置可申付旨被仰渡、其通_二

而去、月廿五日仕置為致候間、御届申上候、右_二

付平六所持道具并彦四郎・乙親族所持道具等、別

紙之通申出候間、片付方被仰渡度奉存候、且又役

目共咎目之儀も夫々申付、追々相濟候間、此段も

申上候、此旨御申可被下候、以上、

但野間村大門之市五郎科牢相當之處、長々牢込申付

置候間、右之趣を以出牢申付候、

六月

種子嶋藏人(久道)

○晦日、夏越之規式、如_レ例、

○七月七日、飾_二日深公鑑于廣間_一、當番家老拜_レ

之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣_二大會寺_一、十

三日、詣_二慈遠寺_一祭_二先祖・宗祖及戰死靈_一、十

四日、詣_二本源寺_一祭_二宗祖_一、十六日、於_二方丈_一

祭_二祖先及戰死靈_一、

○同日、川島嘉軒寺_二入日輪寺_一、為_レ吏簿書不_レ正

故也、

○按_二察鬼利支丹宗聞于官_一、如_レ例、

○八月一日、獻_二太刀・馬代銀_一、

○同日、與_二中紙於慈遠寺・大會寺_一、二ヶ寺亦獻_二

同品_一、

○十日、夜戌之刻以十一日為忌日鐵熊天亡、翌十一日葬_二于

正建寺_一、法諱蓮玉知幼童子、禁_二殺生音樂遊興_一

七日、作事五日、

○十三日、馬追、名代家老種子島五郎左衛門政賢、

物奉行上妻九郎左衛門宗義、用人平山二郎太夫武

正、馬役宮浦喜右衛門・前田次郎左衛門・羽生直

一郎・鮫島甚之允知幼蓮子之計未達故也、

○十五日、蓮勝寺進上、如例、

○以_二痰痢流行_一醫藥種幾盡、促_二飛船_一買_二藥于覺

府_一、五日而往来、故與_二米二斗於船長半之允及

水手_一、

○九月四日、與_二芭蕉布各壹端于阿世知新次郎・吉

留仁左衛門_一、賞_丙新次郎製_二鐵炮_一不_レ受_二賃米

錢_一、仁左衛門獻_下造_二廣間持佛堂_一之釘_上、且役_二

普請方_一之日不_レ受_二賃米錢_一也、

○六日、縮方横目松山治兵衛・大迫源之允来、

○八日、官以_二浚明院殿三十三回忌_一、赦_二流人納

官村古市良之助_一、

○九日、使_下渡邊源十郎直講_中法令書_上、如例、

○縮方横目藤田五兵衛・伊地知藏多歸、

○十月七日、與_二米二斗於飛船々頭善藏_一、六日而

往_二来于覺府_一故也、

○八日、以_二鮫島九郎次_一為_二定府近習兼祐筆_一、與_二

扶持高十五石_一、嘗役_二小姓_一有_二多年之功_一、當時

近習之徒都若輩而事頻繁、且近歲必當_二普之進殿

有_二入興_一、故加_二九郎次_一為_二定府_一、其余改_二期

年_一為_二七月交代_一、

○九日、名代上妻七兵衛宗愛詣_二本源寺_一、盛_下供_二

于宗祖日蓮_一之菓子_上、

○十一日、名代種子島五郎左衛門政賢詣_二於本源

寺_一、祭_二宗祖日蓮_一、

○十五日、奉_レ命北条右門代_二久徵_一登_下城_上、以_二

志岐休之進_一許_二叔父時則別樹_レ家之請_上、且命_二

代々小番_一、事開_レ左、

○ 四五 島津久備達書

種子嶋藏人(久進)

右、叔父種子嶋左八郎事、願之通別立被仰付、家

格代、小番被召入候、

十月

(島津久備)
安房

○廿三日夜、現和村淺川塩戸釜右衛門宅火、延及仲七・瀬戸七・與三右衛門・源七・小八・徳右衛門・休之進宅、人馬無恙、燒宗門手札二枚、徳右衛門、事聞于官、休之進

○廿六日、慈遠寺僧貞存坊寺入于西之村本因寺百日、昨廿五日松下仁右衛門妻・柳田善兵衛妻見從持佛堂烟起、速告之直衛之士消之、是日貞存坊捧香花不慎火而起自香箱者也、幸有神明之加護事雖不及大事、坐大不敬、及茲而與綿各一端于兩女、

○同日、慈遠寺僧自性坊逼塞一七日、以下已捧香花之職、謾託貞存坊事將及大事故也、

○廿九日、以平山傳一郎為兵具奉行、平山翁之進・西村熊之助番頭、

○與高五斗于石堂伴四郎、以為孺人之僕也、

○與三刀一腰于知覽才兵衛行寬、賞下五年役覺

邸、當事益多之時能辨之、辛勤大坂借債之事也、且今雖辭定府不許之、與書諭之、開于左、

○四六 種子島久道達書

行寬
知覽才兵衛

當秋初入部而召列下島いたし、定府之儀者可差免申渡置候得共、故障之儀有之下島延引いたし候處、是迄長詰申付候得者、母も久々對顏いたし度、其上妻多年難病相煩、終に不幸旁之趣を以暇申出、一々難黙止候得共、先比より度々暇申出候折、難題成大坂江引合之儀共候得者、治定いたす迄暇難差免申渡置候處、最初之儀も大形相決候得共、外内用無據儀も有之、分而其方は又能汲受働來、只今相迦候而者、別而不都合可相成、夫而已至極致心痛事候、餘人江難申付内用も候得者、何とそ大儀ながら今一往當分之通申付候、尤市田家并類中よりも同前被申事候、押々召留候儀無

聞訳様ニも存苦候得共、前文之趣汲受相勤呉候様
存候、右ニ付而者母江も得と申遣、此許江召呼候
様可申達候、

十月

(種子島久備)
藏人

○國老川上右近久芳・島津安房久備・新納内蔵久邦
傳令、禁商唐貨、事開于左、

○四七 新納久邦外二名連署達書写

内蔵殿より被仰渡候御書附之寫

一唐物拔荷沙汰之儀ニ付而者、從 公儀連、稠敷被
仰渡、其段者追々申渡候通候、然處厚き思召を以
御發賣之儀、先年以來及度、御願之趣被為在候得
共、涯々御取揚無之、乍漸去巳年薄紙・五色・羊
毛織・丹通・銀子・(マ)燕脂・花紺青之八種被成
御免候得共、御餘勢相成候品物無之、御領分 御
救助方も届兼候處より、又候此節三種御差加之儀
無餘儀趣を以御願立有之候處、(マ)蛛・(マ)萌沙・桂皮・

厚朴年々長崎會所江差廻、此涯ニ御賣捌之儀被仰
渡候趣誠ニ以不容易事共ニ候、右ニ付而者拔荷取
締向之儀者、猶以堅相守、就中今度御免之品々萬
一取違、外々より拔賣等取企候儀有之候而者、被
對 公邊御申訳も不被為在、依時宜御難汲も可被
為及御事候間、一切心得違無之様支配頭主人より
吃与申聞、諸郷・私領之儀者其所役々より可申聞
候、

右之通向々江不洩様可致通達候、

十月

(川上久芳)
右近
安房
(島津久備)
(新納久邦)
内蔵

○十一月三日、日州吉村之傳太郎船三枚船長久藏・
水手四人破船于現和村庄司浦、締方横目松山
治兵衛・吾横目種子島三左衛門・平山二郎太夫等
監察之、事聞于官、
○八日、以平山傳一郎為用人見習、

○十一日、以_二知覽才右衛門・西村仲太夫・河東弥兵衛_一為_二近習_一、

○十二日、阿高磯之休五郎有_レ罪納_二贖錢三貫文_一、禁_二旅行一年_一、

○十六日、平山村之市平禁_二旅行_一、去年為_二覺邸作事之夫_一、及_レ歸於_二山川_一上陸、竟不_レ乘_レ船、竊為_二覺府賈人森山船水手_一流_二浪于市街_一、應_二時則妻之囑_一賣_二其衣裳_一與_二知出奔之事_一不_レ告_レ之、雖_二其罪重_一有_レ恕如_レ此、

○同日、収_二道具番鮫島甚之進扶持高_一、嚮平山村之市平有_レ罪、自_二覺邸_一送_二種子島_一、船中設_レ牢囚之使_二甚之進守_レ之、甚之進私出_二市平於牢_一脱_レ梏、故及_レ茲、

○十九日、改_二妙稚大童女院号春窓院_一為_二春曉院_一、避_二公子之法諱_一也、

○廿日、阿世知宅兵衛以下_二三世為_二惣大工_一之功上、以_二扶持高五石_一為_二永代_一、

○同日、下西之表足輕鮫島源之進寺_二入于妙昌寺_一

三七日、坐_レ不_レ知_二其妻密_一通_二囚人_一為_二凶惡_一、藏_二所_一竊_レ偷_二衣帶於己家_一也、河野新右衛門妹贖錢二百文、坐_二密_一通_二彦四郎_一往_二來于獄舍_一受_二中衣帶_一、新右衛門妻坐_レ知_レ之而不_レ告、榎本次郎右衛門娘坐_レ自_二囚人_一受_二中衣帶_一、共叱_レ之、

○同日、柳田善次寺_二入于本成寺_一二七日、以_二平六等竊盜之日獄舍番人_一也、

○同日、託_二大山五右衛門及娘子親戚_一使_レ警_レ之、坐_レ不_レ能_レ教_二諭其子_一令_二為_二暴惡_一也、

○按_二察一向宗_一聞_二于官_一、如_レ例、

○十二月七日、没_二収道具番徳永金之允扶持高_一、於_二覺邸_一警_二固長野角次_一、不_レ能_レ捕_二被_レ梏者開_レ門奔去_一、大失_二其職_一、故罪_レ之也、

○十三日、上妻新七獻_二斗搗之餅_一、如_レ例、

○同日、納官村足輕春田萬助宅火、人馬・宗門手札無_レ恙、

○廿七日、三箇寺・廿人家・鍛_(ツル)治進上、如_レ例、

○上書請_レ改_レ字、事開_二于左_一、

○ 四八 種子島久道口上覺

口上覺

願名

美濃

私事先達格別之

思召を以、亡父同様何篇獨禮等被仰付難有仕合奉
存候、依之御差支無御坐候ハ、私一代右之通改
名仕度御坐候間、御免被仰付被下度奉願候、此旨
御申可被下候、以上、

十二月

種子嶋藏人久道

○歲暮、規式、如レ例、

文政二年 種子島家譜 廿三代 三十五
久道

- 文政二年己卯正月元日、規式、如例、
- 同日、國上村獻_二野老_一、
- 二日、覽_レ馬、名代美座三十郎時資・馬役八板藤角、
- 同日、國上村獻_二瀨物_一、現和村庄司浦獻_レ鯨、
- 同日、本源寺・慈遠寺・大會寺・妙久寺・妙法寺・妙泉寺・滿徳寺・大聖寺進上、如例、

- 四日、上之郡庄官・小觸進上、如例、
- 六日、初狩、組頭西村甚四郎・上妻惣右衛門・西村次郎兵衛、山奉行日高七郎右衛門・羽生嘉右衛門・河内覺右衛門・羽生新十郎、夕狩場、名代上妻七兵衛宗愛、西之表庄官進上、如例、
- 七日、中之郡・下之郡庄官進上、如例、
- 十一日、甲冑之賀筵、如例、
- 同日、本源寺軍陣・溫座祈禱、如例、
- 同日、在郷諸寺進上、如例、
- 同日、的始、名代種子嶋五郎左衛門政賢・用人渡邊源十郎直、射手一番_{美座六太郎}、二番_{鯨島半五}、三番_{日高惣四郎}、_{三板平右衛門}、
- 同日、蓮勝寺進上、如例、
- 同日、官被_レ命_二與國寺火消_一、
- 同月、點_二檢丁夫・病夫・有職者等_一告于官、如例、
- 二月八日、住吉浦之新太郎寺_二入于本法寺_一五箇月、住吉村郷士長野宇左衛門寺_二入于隆興寺_一五

箇月、同郷士上妻善左衛門有_レ故追_二放于古田村_一、新太郎等稱_下壞_二其家_一、村之例格_上倡_二庶人_一將_レ壞_レ之、庄官制_レ之不_レ聽、促_レ黨壞_レ之、故及_レ茲、

○同日、遠藤雲昌寺_二入于日輪寺_一、坐_下以_二組士_一忘_二身之分_一、與_二黨于村民_一壞_中善左衛門家_上也、

○同日、住吉村諸人納_二贖錢二十貫文_一、坐_三犯_レ法黨與壞_二善左衛門家_一也、

○同日、下石寺故釜司新次郎納_二炭十俵_一、坐_下塩戸十助者有_レ事移_二居于他村_一、新次郎倡_二諸民_一狠破_中壞十助家_上也、其餘塩戸中炭二十俵、坐_下結黨壞_二十助家_一破_レ瓦摧_レ材也、

○同日、納官村牧川郷士有留庄右衛門寺_二入于本善寺_一五箇月、稱_下去歲_レ疱瘡流行之日、郷士鎌田武平太・足輕牧瀬市太・徳永源右衛門犬神傷_レ人_上、將_レ追_二放之_一、村吏制_レ之不_レ聽、事竟及_二訟獄_一、使_二横目訊鞠_一敢無_二其證_一、故罪_レ之也、連及郷士

遠藤新太夫寺_二入于本蓮寺_一三箇月、郷士松下孝之進寺_二入于本隆寺_一三箇月、足輕徳永郷八寺_二入于清淨寺_一三箇月、松下勘太寺_二入于妙泰寺_一三箇月、百姓清藏・善之進収_レ炭各二十俵、牧川郷中贖錢二十貫文、

○美座杉右衛門寺_二入于善福寺_一五箇月、疱瘡流_二行于牧川_一之時、爲_二呪師_一到_二彼地_一、謂_二大神傷_レ惑_二里人_一、終及_二訟獄_一之故也、

○十四日、美座善兵衛僕幸之進盜_二上妻七兵衛_一下人羽織、故囚_レ牢百日、

○十六日、油久村遠藤_二右衛門宅火_一、燒_二宗門手札六枚_一、事聞_二于官_一、

○二十二日、官以_二函人下村太左衛門_一爲_二兵具方掛_一、事開_二于左_一、

○ 四九 藩申渡書写
寫

種子嶋藏人家来
下村太左衛門

右者、亡父代鹿嶋喜兵衛方より甲州稻留流鍬製作一流之極秘不殘致惣傳、當分折角出情(種)いたし、手涯等も宜敷、依之已來御兵具方掛り被仰付度吟味いたし申出候、長門殿より卯二月十九日伊集院備取次を以被仰渡候間、此段申渡候、

○二十三日、莖永村郷士日高平次寺入于本法寺一年、以百姓甚平者所畜老羸馬宛驚之餌、出海濱傍立標札題御用二字、牛馬固農家之至寶也、而今如此不仁之舉動、故及茲、且叱其父仁左衛門以下平日教子不嚴也、

○同日、同村百姓甚平爲湊塩戸樵夫二年、量已馬老羸將至死、措之海濱、甚不仁之行也、故罪之也、

○二十七日、官使吾臣踊之厚地釜右衛門納贖銀三十三匁、以尊崇一向宗也、

○按察一向宗聞于官、如例、

○三月三日、使西村甚四郎講法令書、如例、

○同日、與艾餅于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○同日、賀瀬引、西之表庄官獻上、如例、

○八日、招家老種子島五郎左衛門政賢・物奉行種子島平左衛門時甫・用人平山傳一郎武世・船奉行日高源右衛門爲武・高奉行八板庄右衛門・普請奉行前田良右衛門・山奉行羽生新十郎于覺府、於千秋館問家政、事關于左、

○五〇 家政ニ付諮問書

役人

一家督以後是迄追々申付候趣、御先代之通一統致心服居候様、見分之成行具ニ可申出候、

一 一統之風儀正敷相見得候哉、當時立置候法度重立候儀可申出候、

一 諸役々勤方致一致、互ニ相勵無怠致出勤之成行候哉、

一 役所者勿論諸座之儀も萬事洩目無之、委敷逐吟味治定いたす筈ニ候、輕き少事迎茂萬一不道理之儀

共有之候而者、一統不致得心、其上謾上道理不輕儀^ニ候故、少々之病氣迄者押而致出座、日用之儀迄も心中互^ニ不殘申述可遂吟味筈^ニ候、弥其通候哉、

一 諸役々之内ニも分而致精勤者ハ、此方之第一心得
ニ相成候事故、細々可申越筈^ニ候、弥其通致落着居候哉、是迄者其趣不相知何様候哉、

一 蜜事者勿論輕事とても座方用向之儀者、表向不發内最早世上江相洩も有之由聞及居候、何程心易間柄逆も、役々より為申間候儀者無之筈、甚不審敷存候、表立候用段之仕向何様いたし来候哉、

一 依事吟味區々ニ而者、及退屈候儀茂可有之候、右様之節者召延置得与互^ニ加思慮、後日又々幾度茂遂吟味、不致退屈様取計筈^ニ候、此方江伺越候吟味事^ニ茂間^ニ者届兼候儀も有之様取覧候、右躰委敷遂吟味候哉、

一 諸士学文武藝、心掛何様候哉、自身^ニ者身弱^ニ有之、乍思不任其意一統江者其方共より相進メ油斷

無之筈^ニ候、左候而取分致出情候者ハ、名前時々可申出事^ニ候、當時分而致出情候茂有之候哉、承置度候、

一 此方申渡候趣、未々迄具^ニ汲受候様叮嚀可取計、勿論上下共^ニ一々委敷通兼候而者、兎角不得心之基^ニ候故、諸役々右之趣意肝要之儀^ニ候、

一 隔遠海候得者、急速之儀此元江往返難調、差當候儀者、都而我等名代勤為致候故、皆々餘程碎心慮可致苦勞察入候、家督後最早間も有之事情得共、未不案内之儀而已^ニ而、届兼候儀も候哉と至極氣之毒存候、尤不行届儀者其方共より伺申越筈と致案氣居候、其通之落着^ニ而候哉、

一 重役之儀者、下々より專恐敬無之而者不叶事^ニ候、籠逆茂猥ケ間敷場所江者可致遠慮、勿論田舎杯之用向者用達等を以相済筈候、輕々敷無之様平生心得可有之哉、

一 一統困窮之時節^ニ而儉約之儀毎々申渡置候故、應身分成丈省略第一^ニ候、下々之儀者耕作一篇之産

業ニ而、餘程致苦勞一家々之柱礎ニ而候間、折角不勞様厭置、猶又下々之情を察し不致退屈様取計、互ニ作式相勵致出情候手段肝要ニ候、當時何様取計候哉、

一上下共ニ困窮之時節ニ而、輪番旅をも断申出候者多、畢竟困窮之砌近年難黙止課役申附事も有之、別而氣之毒千万此事ニ候、其方共者訴訟書案内之通ニ候、何様相心得居候哉、存念聞度候、

一元服目見等之格式無之由、是迄相済来候事ながら、是より格式相定め可置候間、得と取調方吟味之事、

一此節出府ニ相洩候諸役場請持之取締向之儀、無緩疎様可申渡候、猶又支配下之面々心得之儀、何様見聞いたし居候哉、可申出旨可申渡候、

物奉行

一難渋之蔵方ニ候得者、物奉行之儀者請持役場ニ而儉約之筋、且又出銀等之思慮いたす筈大儀至極ニ

候、是迄及吟味候上之事候得者、差當格別之出方も有之間敷、乍然往年之儀肝要之事候得者、自ら同役中存付候見込も候ハ、無心置可申出候、

一一統困窮之時節ニ候得共、年貢之儀無滞致取納候事候哉、

一先年勝手方吟味ニ而以前より諸人かり入米錢、此涯屹与可致催促申出、時節柄尤千万ニ候得共、稠敷為催促候而者心入厚者、蔵方難渋没受所帯限り致返納禿入者も可有之、左様共成立候而者、別而不本意ニ存差止置候、然共借用いたし居候者共之儀者、不致催促とても難渋之蔵方案内之筈候得者、人々之應所帯可致返納心得者有之筈ニ候、何様候哉、

一取拂役之儀者、物奉行見込を以可召仕筈ニ候、筆算之功不功、第一心入之善悪、又者勤方致出情候と不心掛之者と旁委鋪逐吟味、老若無構人柄次第ニ而、勤場見計可召仕儀肝要ニ候、役場之任吟味是迄賦通り申付事ニ候、仕向之心得何様候哉、

一料理役且扶持高何程候哉、當時取馴候者有少相見得、邂逅扶持高為取置事故、右様無之筈何様取計候哉、

用人

一用人之儀者、横目致兼務、上下之見聞專之筈ニ候、當時一統之風儀如何候哉、

一一統榮勞如何致見聞候哉、

一諸奉公人都而普代^證之面々ながら、奉公方ニ付而者心入之淺深第一之事、見聞之成行可申出候、

一役柄ニ付出會ケ間敷依場所者致勘弁筈ニ候、弥其通ニ候哉、尤心掛差廻見聞候哉、是迄之仕向可申出候、

一一統之見聞直ニ者届兼候儀も可有之、下役召仕致見聞事候哉、其仕向聞度候、

一諸郷并浦々江茂下目附召入置、時々見聞之成行承届候哉、

一藝道心掛候者、又者氣受沙汰等之儀、見聞之成行

時々申出事候哉、

一寺方之風儀ニ付聞得之趣有之候得共、諸役々致見聞候得者、法外之儀者有之間敷、殊ニ横目より寺奉行相兼候様申付置事故、聊間違無之筈ニ候、弥其通候哉、見聞之成行可申出候、

一諸士学文武藝為致出情心掛專ニ候、當分一統心掛之次第且引進め之仕向可申出候、

一法度向取締ニ付而者、近郷者自ら何篇頭安、遠方之儀者能々具ニ不行届候而者難頭、賞罰不弁候得者無勿躰事ニ候、其仕向何様いたし候哉、
一僉儀仕向之事、

船奉行

一船手之儀者、段々御上江相掛候儀茂可有之候故、專可入念、殊ニ町奉行與頭之加役申付置候者も候得者、町方者勿論諸士風儀ニ付而も、常ニ致見聞、不時遂吟味致取締事候哉、

一嶋中船数大中小何程候哉、

一 船頭・水主惣人数何程候哉、

一手船脇船ニ見くらへ候得者、殊之外見苦敷相見得候、格護方之故ニ而も候半哉、兼而之取扱之仕向何様いたし候哉、

一 船手之儀者常ニ入價有之場之由、追々聞及候、時節柄ニ付而者、往々為ニ相成候儀共情々可遂吟味^情苦ニ候、一助ニ相成候手筋も無之候哉、可申出候、

一 船并諸道具見締格護無手拔致下知苦ニ候、尤水主共之心得如何いたし候哉、

一手船造立之仕向いかゝいたす事候哉、且鍛冶・大工等之仕向出情之程、心得何様見聞いたし候哉、

普請奉行

一 普請方之儀、鍛冶・大工其外木挽等ニ至迄不時召仕苦ニ候、諸職人共ニ心得いかゝ致見聞候哉、

一 鍛冶・大工等依手能扶持重之儀、間々申出儀有之、尤之事候、向ニよりて大概之賦有之候哉、賦

苦合候得者夫成ニ候哉、互ニ相勵精々及働事候

哉、心入之淺深ニ依吟味第一ニ候、若も不正之儀とも候而者、別而いかゝニ候間、能々可入念何様見及候哉、

一 諸職人何程候哉、

但扶持高何程候哉、

一時節柄ニ付而者、屈兼候儀も可有之候得共、役場受持之所々不時ニ致見分、小破之内加修甫不及大破様取計候哉、且虫附之場所段々有之由、右除方之儀いかゝいたし候哉、

一 夫仕之儀者仕様專肝要之筈候故、是迄之仕来何様候哉、

一 小路々取締何様候哉、

高奉行

一 高所之儀、所帯之根本肝要成役場ニ而、田畑取締等之儀細々可申出候、

一 地面ニも夫々名目有之由、右員数其頭凡何程計候

哉、

一 題究之儀、年柄ニより不同者可有之候得共、年々、いかゞいたし候哉、且上見等之節者高奉行直ニ差越相究候哉、其仕来可申出候、

一 嶋中ニ所々荒地有之由、地面之儀者纒逆も大切成事候得者、無油断遂吟味、年々致普請等筈ニ候、何程位ツ、出来候哉、

一 依所ニ手を入候得者、一廉之地面出来いたす場所も有之様子ニ候、いよゝゝ其通之場所柄見聞いたし居候哉、

一 依年破損所有之普請等いたし候折、夫仕之仕向いかゞいたし候哉、

一 一年ニ幾度も致廻勤様子ニ候、其節之田畑之取扱勤向委敷聞度候、

一 惣躰田畑支配之仕向有之筈ニ候、夫々細々可申出候、

山奉行

一 山方之儀、漸々木絶ニ相成聞得有之、取締是迄之仕向何様候哉、

一 建山何程計候哉、第一急用之節近方へ無之而不叶事ニ候、麓近邊手當有之候哉、

一 御用木并自分用木何程候哉、

一 枿場何程候哉、植方之儀追々申付置候、此涯取仕立之場且當時実成枿場何程候哉、

一 枿取納匱略之聞得有之候、是迄仕向何様取計候哉、

一 枿場并漆枿場何程候哉、尤程比又者実成何様候哉、

一 杉場何程計候哉、且用立候木数過分有之哉、

一 頃日片腹松多く、并木も薄々相成候聞得有之候得共、其通ニ者無之筈候、取締之向聞度候、

一 狩山時分柄ニ相成候得者、自俣致向も有之様薄々相聞得候得共、其様ニ者無之筈ニ候、無據入用之節者、役所より吟味之上何分申渡筈候、猶又作追

願之儀も細々相糺、役所より差免筈候得者、聊緩

セ之儀無之嚴重可有之候、弥其通候哉、成行可申出候、

一呼時取締差越任向聞度候、

一追々木絶ニ付而者、吟味之上松植場等之取仕立方いたし候哉、

一嶋中高役杉さし付候仕向聞度候、

○命下随_レ典故_ニ守_ニ家政_ニ正_ニ風俗_ニ崇_ニ禮讓_ニ、敬_レ上_ニ隣_レ下_ニ正_ニ賞罰_ニ事_ニ節儉_ニ各守_ニ其職_ニ以償_ニ假貸_ニ、贖_中返所_レ賣_ニ于他_ニ之禄地_上、且釋_ニ重出米_ニ、事記_ニ于左_ニ、

○五一 種子島久道達書

去秋致下嶋得与可申趣有之候處、内存之訳有之致延引候ニ付、餘り事々敷様候得共、政事者不輕事故難默止、此度役々出府申付候、然者政務之儀者役人中無緩疎可令熟談、一統之格式御先代大概被準御國為被定置事故、聊不取違筋肝心之儀、第一

政道者法度嚴重相立、賞罰正敷無緩疎取捌、且又類例無之儀者猶以委敷吟味、聊も過不及無之様肝要ニ候、停止事餘り多端ニ而者法度不相立基ニ候故、大概之儀迄者可相省候間可逐吟味候、尤不依何事氣寄之儀者、此方江不殘心底可申聞、適氣附之儀有之候迎茂、時宜都合差扣候而者譜代旧臣之信実無之、不頼母鋪候、猶又年若之面々行跡律儀風俗正敷、学文武藝其外諸篇心掛候様可致取締、於藏方者年久敷令困窮不遁處より、傳來之持高過半他ニ預置、是而已殘念之至、晨夕不安心、上下苦心之上なから一入碎肺肝、追々取返候工面頼入候、等閑之心入ニ而面々不尽心慮時節到来不及是非と、一統疎之心意氣ニ而者事成就可致様無之、上下心を一ニして一向我物ニ引受共尽精力候ハ、其功格別可相分、將又領地之儀不抱他ニ場所ニ而候得者、貴賤之差別無之而者不叶事故、上下之分際相分候様可取計、役目者勿論末々至迄面々尽其職都而実儀可心掛、種々謀事専名聞之族有

之候而者、第一政道之妨ニ相成候故、能々付氣可致吟味候、尤取締役之儀も專正道之人柄可遂吟味、百姓之儀者一家根本故可成丈相厭、察其情不致退屈様可致吟味、諸役々爰元江詰候儀暫之間ニ而候得者、只今日之間を合迄之勤振ニ而者不可然、能々永久之釣合を考、不相易様他之應答迄も堅固ニ次渡、出入之者迄も正道之者相定便利可取計、且近年難黙止課役申付、甚以心外之至氣苦芳

三月

(種子島久道)
藏人

役人中江

○十四日、納_三狩所獲之鹿皮于山奉行所、
○十八日、國老菱刈安房令_二吉井源七郎_一見_レ傳_下明日可_二登城_一之命上、事開_二于左_一、

○五二 吉井源七郎口達書

明十九日四ツ時、御用之儀御座候間、被罷出候様

可相達旨 安房殿被仰聞候間、可被得其意、病氣等候ハ、名代可被差出候、

卯三月十八日

吉井源七郎

種子嶋藏人殿

○十九日、改_三藏人_一字_二美濃_一、事開_二于左_一、

○五三 島津久備申渡書

藏人事

(久道)
種子嶋美濃

右、名替之御願被申出、國名之儀者不被仰付事候得共、亡父同様獨禮等被仰付置候御取沢を以、願之通改名被仰付候、

右、可申渡候、

三月

(島津久備)
安房

○二十四日、締方横目畠山右源太・河村喜_三次_一来、

○四月八日、異國方御用人大窪源五傳_レ命、禁_三私

商_二唐貨_一、示_二糸荷船漂着之日處置之法_一、如_レ例、

○十五日、以_二異國船來之候_一、國老市田長門義宜

・島津安房久備・川上右近久芳傳_二長崎奉行之令_一、如_レ例、

○同日、使_下西村甚五太夫講_中所_二嚮吾令_一書於廣間_上、令_二士聞_レ之_一、

○與_二永代扶持高二斛于中間小川源太_一、以_二多年役_一于覺府邸_二也、

○閏四月十七日、於_二本源寺弓場_一射禮、家老西村

源五右衛門・種子島五郎左衛門・平山藤左衛門、

物奉行上妻九郎左衛門・美座平兵衛・種子島大九

郎・組頭西村十郎次・西村甚四郎・種子島大五郎

・日高源右衛門・西村仲左衛門、多胃府當束矢日

高惣七郎・大牟禮良七、書入束矢日高源右衛門、

金之的束矢美座六七、

○廿日、東町足輕柳田柳右衛門船_{水手}運_{三人}送米于覺

府、中途風浪惡於_二知覽松浦_一破船、爲_レ潮揚_二砂

上米九十餘俵、彼地浦役の場仲左衛門・田中式右衛門贈_レ書告_二于覺邸_一、

○締方横目大迫源之丞・松山治兵衛掃、

○五月五日、與_二粽子三箇寺_一、慈遠寺獻_二同品_一、

○同日、以_二平山傳一郎・東與四右衛門_一爲_二組頭_一、

○六日、下村善左衛門寺_二入于妙泉寺_一一七日、河

島嘉軒寺_二入于日輪寺_一三七七日、善左衛門爲_二普請

方下吏_一、嘉軒爲_二島間蠟澄下吏_一、共坐_二簿書不

正_レ也、

○十六日、莖永村百姓郷七女子縊死、今歲二月嫁_二

百姓甚之進_一、昨十五日夜窺_二夫之亡_一與_二平吉者_一

密通、甚之進知_レ之捕_二平吉叱_レ之賊_レ之、於_レ是

恥_レ之自縊、締方横目崑山右源太・河村喜三次及

吾横目監_二察_一之、即捕_二平吉下_レ獄、

○二十一日、以_二旱魃_一使_二僧徒誦_レ經禱_レ雨_一、

○同日、定_二元服及初目見之式_一、開_二于左_一、

○ 五四 西村時照外三名連署伺書

一元服初而御目見之御格、是より可被定置候間、取
しらへ吟味仕候様被 仰出趣奉畏、吟味之成行左

ニ奉言上候、

御役人組在役ニ不限、嫡子

御直元服初而之御目見進上、太刀目録・馬代銀三

匁を限り進上、

吟味之通折角輕目ニ式匁之方可然候、
右同ニ男諸奉行之格ニ被準、元服之御禮初而之

御目見進上物、征矢彗手、依願而者目録を以進

上、式匁を限り進上、

一諸奉行并無役之小頭家嫡子元服之御禮初而之

御目見進上物、征矢彗手、依願而者目録を以料物

式匁を限進上、

一右同三男四男之儀者諸士ニ被準、初而之

御目見迄被仰付度奉存候、

吟味之通料物式匁可然候、
一諸士之儀者ニ男三男迄も初而之

御目見迄被仰付、進上物火繩、依願而者目録を以

料物式匁を限り進上、

吟味之趣尤ニ候、一統家筋之儀ニ付而者無筋目も有之、新古之
右之通、御格御定被遊ニ而も可有御座哉、尤家
差別甚六ケ敷、夫故一統之家格御定之折茂、次第不同輕重之無
筋を以上下相撰、多少之進上物ニ而

差別、一統役人組同格ニ被相定有之候間、此節元服茂役人組庶
御直元服・御前(元服脱)・元服之御禮・御内證之元服与

流他家之無差別、同様之取計ニ而も可然候、
四段ニ吟味仕候ハ、小頭家又者諸士之内ニも

無據家筋之者も可有之、左候得者難渋ケ間敷申

出、却而御妨御面働之時宜ニも相成申間敷哉与

申談、右ケ條之通吟味仕候、

役人名代物奉行理髮ニ而可濟候、
一御下嶋之儀、繁々不被遊御事御座候間、年輩ニ罷

成元服初而之、御目見と願出申候節者、御免被仰

付、

御名代を以、御規式相濟候様被仰付度奉存候、

此通之取計ニ而も相調向茂可有之候哉、
一元服之儀ニ付而者、役人組并小頭家之内ニ茂過半

所帶向不束之人柄のミニ而、多者作式專ニ仕事ニ

御座候得者、内證向無據迷惑筋も可有御座与奉存

候故、元服願出候者迄ニ被仰付、願不申者之儀者

御有免被仰付度奉存候、

吟味之通、
一初而之、御目見、是等者格別之事ニ御座候間、元

服願出不申辻茂、御定之進上物を以、御目見之儀

者御免被 仰付事ニ奉存候、

一元服願出不申向者、最初より仁才願之俣ニ而、御

免被仰付度御作法ニ者相叶不申筈与奉存候得共、

種子嶋之儀一嶋之事ニ而、他之入交も無之場所

故、御内輪之御取訳を以、右御仕向ニ被仰付置度

事奉存候、

右者前方元服仕候向も有之候半、御文書方ニも不

相見得候哉、しらへ方申渡候処、尤種子嶋ニ左衛

門方以来ニ男迄 御直元服被仰付、并樽肴等厚進

上物被仰付、猶又御目錄頂戴被仰付候先例も御座

候得共、此節より御格御定被遊候ニ付而者、小身

者共勝ニ御座候故、右ニ被準候而者各迷惑筋ニ可

奉存、心安方元服、初而之 御目見等願出候向ニ

と、至極輕目之進上物逐吟味、右之通奉伺候、何

分 御賢慮次第奉存候間、此旨可被奉伺候、以

上、

(時任時子)
丈左衛門

卯
五月廿四日

(種子島設置)
五郎左衛門

(平山親好)
藤左衛門

(西村時忠)
源五右衛門

上妻七兵衛殿
(宗變)

○以ニ鮫島名賀一爲ニ物奉行見習一、與下高五斛及所

假ニ府庫ニ米錢上下從ニ先考ニ至レ今勤ニ仕左右一、

今歲請レ暇歸于種子島上也、

○以ニ日高七郎左衛門ニ爲ニ普請奉行一、

○按ニ察一向宗ニ聞于 官一、如レ例、

○晦日、以ニ平山傳二郎・平山二郎大夫ニ爲ニ用人一、

上妻新七高奉行、

○家老及諸有司各書ニ其職事之綱紀一、以對下嚮於ニ

千秋館ニ問ニ政務ニ之事上、委記ニ別楮一、

○六月八日、叱ニ鮫島孫右衛門・長野良太郎・中田

源次一、共乘ニ渡船ニ渡ニ鴨女川一、有ニ從レ後取レ索

駐レ之者一、叱不レ放、孫右衛門怒以ニ腰刀ニ断レ

之、大爲_二往來之累_一、故及_レ茲、

○十五日、以_二 太守公官位昇進_一、國老川上右近久芳傳_レ命、赦_レ吾臣大島流人越山休右衛門且嚮所_レ放_二于此地_一、來田布施之舊是枝氏五郎右衛門上、

○與_二米_一一斗于榎本新四郎、以_レ令_レ彫_二刻神位之文字_一也、

○晦日、賀_二夏越_一西之表庄官進上、如_レ例、

○七月七日、飾_二日深公鑑于廣間_一、家老拜_レ之、

○八日、名代種子島_二左衛門時孝詣_二大會寺_一、祭_二

先祖・宗祖及戰死之靈_一、

○九日、上書改_二字伊勢_一、事開_二于左_一避國老川上美濃也

○ 五五 種子島久道口上覽

口上覽

願名

大和

伊勢

右者、私事先達而厚思召を以獨礼被仰付、何邊亡

父同様被仰付候_二付、依願美濃与改名被仰付置候處、川上美濃殿同名_二付致遠慮度候間、御支無之候ハ、右兩名之内御見合を以名替被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

七月九日

種子嶋美濃久道

○十三日、名代種子島_二左衛門時孝詣_二慈遠寺_一祭_二

先祖・宗祖及戰死靈_一、十四日、詣_二本源寺_一祭_二

宗祖_一、十六日、詣_二本源寺_一祭_二祖先及戰死靈_一、

○十六日、以_二西村次郎兵衛・時任民之允_一為_二用人見習_一、宮浦喜右衛門山奉行、上妻藤十郎納南戶奉

行、

○十七日、以_二西村甚五太夫・平山傳一郎_一為_二講談

役_一、以_二羽生主右衛門・下村惣太郎_一為_二助役_一、

○十八日、長野喜山寺_二入于妙昌寺_一、三十七日、以_二覺

邸茶湯方簿書不_レ正也、

○十九日、馬追、名代時任丈左衛門時子物奉行・用、人失姓名

馬役長野良太郎・羽生藤太郎・八板藤角・河内十

郎、

○廿日、以羽生嘉右衛門・美座六太郎為近習役、

○按察鬼利支丹宗聞于官、如例、

○八月一日、與中紙各二束慈遠寺・大會寺、二箇寺亦獻同品、

○二日、横目土橋孝右衛門、同心貫島喜三次・隈元

直右衛門・白井孫之進・入佐鐵之助・鎌田藤五郎

從屋久島護送公儀流人寅吉・龜次郎來、家

老西村源五右衛門時照・種子島五郎左衛門政賢、

横目平山二郎大夫・時任民之允迎之、令兵具

奉行日高源七郎・美座十左衛門、内横目下村新五

郎・落合嘉左衛門、足輕等受罪人、

○四日、浴于櫻島黒髮温泉、

○十五日、蓮勝寺獻上、如例、

○同日、以平山一右衛門為船奉行、國上伴九郎馬役、

○同日、以西村甚四郎為慈遠寺寺奉行、渡邊

源十郎大會寺寺奉行、

○十八日、土橋氏及同心等歸、

○廿一日、締方横目吉利庄左衛門・篠原善七來、

○九月、家老・組頭觀山鹿流軍陣行伍之備于廣間庭、

○九日、使平山傳一郎武世講法令書于廣間、如例、

○十日・十三日・十四日、家老・物奉行・組頭觀

武藝、鎗師範種子島五郎左衛門・平山藤左衛

門、天真流日高孝兵衛・遠藤壯兵衛、示現流吉良

勝兵衛・宮浦半之允、山之内流居合日高孝兵衛、

十三日、水野流羽生嘉右衛門・柘原惣右衛門・鮫

島宗左衛門・上妻周左衛門、金子流鮫島貞伯、十

四日、性一流羽生主右衛門、無双流拳法足輕大瀬

源兵衛、諸式、如例、

○十六日、締方横目島山右源太・河村喜三次歸、

○二十日、家老・組頭見伊勢流禮法于本源寺、師範羽生伊兵衛、

○国老川上美濃久芳・市田長門義宜傳令、禁_レ為
惣髮、事開_二于左、

○五六 市田義宜・川上久芳連署申渡書

痛所等之申立_二而依願致惣髮候者、近年多人數_二
およひ、就中致醫道候者之類此頃一統程相成、自
然与物每吳様取仕立候者茂有之哉_二相聞得、不埒
之至_二候、依之以來差知候病者歟、又者隱居者迄
可被成御免候、尤是迄致惣髮候_レ迎茂、不容貌之者
ハ剃髮可被仰付儀可有之候之条、此旨向_レ江可申
渡候、

醫道又者繪師類_二而、當分致惣髮居候者之内、年
四拾已下名前可被申出候、尤差知候痛所等之者は
委敷相記、醫師證文相添、御當地者當月晦日限
り、諸郷私領之儀者来月十五日限可被申出旨、未
く支配頭又者主人、并諸郷私領者地頭領主_二江可申
渡候、

但家来等迄、其以下之儀者被申出_二不及候、

九月

(川上久芳)
美濃
(市田義宜)
長門

○官使_二榮久丸船長種子島之庄藏納_二贖錢四貫文、

坐_レ於_二大島_一水手善兵衛者私買_二砂糖三百斤、
載_レ之、庄藏為_二船長_一不_レ察_中知之_上也、

○十月二日、以_二足輕濱田勘兵衛_一為_二小船頭格、

以下_二重_一船奉行_二之令_一雖_二數役_一飛船船頭等、一不
拒_レ命能守_中其職_上也、

○七日、以_二種子島丈之助_一為_二南戶奉行_一、

○十一日・十三日、名代西村源五右衛門時照詣_二于
本源寺_一祭_二宗祖_一、

○十六日、以_二莖永村百姓平吉_一為_二西之表村庄官
僕_一、嘗密_二通甚之進妻_一事發、女慚_レ之縊死、故

其罪重、今準_二遠流_一賜_二西之表庄官_一、禁_レ往來_二
于故郷_一命_二嚴可_一仕役_一、

○十九日、奉_レ命末川將監代_二久徵_一登_二城_一、賜_二青
銅于吾足輕脇野彌平次_一、見_レ賞_二七月三日大風之

時保護 公之釣舟一且没入揚_中沈_二没于海底_一米及平木上、事開_三于左_一、

○五七七 市田義宜達書

青銅式千疋之内

種子嶋伊勢足輕

脇野弥平次

右者、當七月三日大風之節、波戸内江繫居候御丸木江大船打寄危相見得候處、右之者共馳續キ不及破船様取計、且御米積船及破船海庭_江相沈_ミ、御米五百五十俵餘取揚、又者松村良右衛門船及破船、右江積入居候平木等打散候處、是又取揚、右旁働宜ク奇特成心入_ニ付、為御褒美右之通被下候条、難有頂戴可為仕候、

但申渡青銅渡方之儀者、御勝手方江可相達候、

十月

(市田義宜)
長門

○國老島津安房傳_レ命、見許_ニ改_レ字之請_一、如_レ左、

○五八 島津久備申渡書寫

寫

美濃事

種子嶋伊勢

右、願通改名被 仰付候、

右、可申渡候、

十月

(島津久備)
安房

○十一月六日辰之刻、孺人生_ニ男子_一、産弓北條十次時昭、

○七日、肥後國天草郡高濱村源太郎船_ニ一枚帆、船頭權之助水手一人破_ニ船納官村長濱_一、與_ニ衣服米錢_一、使_ニ柳田直助護_ニ送于山川_一、

○十七日、行_ニ男子髮立之賀_一、字_ニ知千代_一、

○二十七日、與_ニ米二斗于能野丸船頭松下勘左衛門及水手_一、使_ニ此徒俄運_ニ送米于覺府_一、不_レ難_レ令速發_レ行、故賞_レ之也、

○酒匂太郎學_ニ鎗術于梅田九左衛門_一得_ニ中極意之傳_一、故褒_ニ詞_一、

○按「察一向宗」告于「官」、如「例」、

○縣官命「請」流罪「者」可「稱」居住上、「官傳」命開「于左」、

○五九 川上久芳申渡書

(五九の1)
願「遠嶋」之事

依願嶋方居住

右之通、此節名目被相替候旨被仰出候条、此旨向

江可申渡候、

十一月

(川上久芳)
美濃

(五九の2)
別紙之通、從「公儀」被仰渡候条、此旨與中・支配
中諸郷江不洩様可被申渡者也、

十二月廿七日

御家老座印

大身分觸役所

○十二月四日、莖永村百姓金六宅火、延及「勘左衛

門家」、俱宗門手札等無「恙」、

○二十六日、中之村大字都之銀右衛門宅火、宗門手
札等無「恙」、

○歲暮、規式、如「例」、

文政三種子嶋家譜

二十三代
久道

三十六

- 文政三年庚辰正月元日、諸式、如例、
- 同日、國上村猷野老、
- 二日、國上村猷瀨物、現和村猷鯨、
- 同日、覽馬于廣間庭上、名代種子島三左衛門時孝
・馬役河内十郎政始、
- 同日、八箇寺進上、如例、
- 四日、上之郡庄屋・小觸進上如舊、家老時任丈左

衛門時子、

- 六日、初狩、三組頭平山傳一郎武世・日高源右衛門爲武・種子島三左衛門時孝、山奉行上妻新右衛門・羽生嘉右衛門・河内覺右衛門・羽生新十郎、名代家老西村源五右衛門時熙、物奉行鮫島名賀、用人時任民之丞、於夕狩場西之表庄屋進上、如例、
- 七日、下之郡・中之郡庄屋献上、如例、
- 九日、三位公加賜青銅三千足于足輕脇野彌平次及數輩、客歲七月有大風、彌平次及若干輩以不懼風浪入海底、揚官米數百俵・平木數千束、且救公釣舟、賞各其功始賜二千足、公後詳聽其事大感悅、而再賜如斯、
- 十一日、爲甲冑賀筵、如例、
- 同日、本源寺軍陣・溫座祈念、如例、
- 同日、的始、射手一番美座庄左衛門、西村善次、二番河内覺兵衛、鮫島嘉右衛門、三番日高兵之丞、八板李之丞、名代家老時任丈左衛門時子、用人平山二郎太夫武正、

○同日、在郷諸寺進上如例、名代種子島三左衛門時
孝、

○同日、官命興國寺火消、

○同日、賀新年而贈書於洛陽本能寺・尼崎本興寺、

○同日、古田村蓮勝寺献上、如例、

○十五日、官赦菱刈木工之助臣杉野清左衛門、國老

川上美濃久芳・新納内蔵久邦傳命、如左、

(文書云)

○廿一日、中之村中村門名子次郎吉縊死於上里村、

聞事于官、

○褒詞下村太左衛門賞師覺府東次郎左衛門、學水野

流劍法、得其傳也、

○按察丁夫・病夫・有職者等而告于官、如例、

○二月四日、安納村足輕山口長太郎・山口仲兵衛宅

火、人馬・手札無恙、

○十二日、以上妻新右衛門爲普請奉行、西村太平次

山奉行、

○十六日、家老上妻七兵衛宗愛死、

○廿三日、下西之表郷土牧瀬權次郎宅火、人馬・手

札無恙、

○廿六日、池田浦孫吉發狂自殺、聞事于官、

○按察一向宗而告于官、如例、

○三月三日、使西村次郎兵衛讀法令書於廣間、

○同日、與草餅于三箇寺、慈遠寺献同品、

○同日、西之表庄屋献上、如例、

○四日、縮方横目有川新蔵米、

○七日、使八板藤角康直製甲冑、聞事于左西村四郎左衛門定

繩乳

○六〇 役所用人申渡書

御鎧壹領新製

八板藤角

右、此節御着用之御鎧御調二付、右之藤角二製

法可申付旨被仰出候、格別手間入之細工故、右

之趣細々可申渡候、以上、

○八日、命使羽生幾太郎道古與八板藤角共製甲冑、

○六一 役所用人申渡書

羽生幾太郎

右者、此度藤角ニ御鎧新製被仰付、御申請申出候ニ就てハ、格別手間入の細工の事ニ候へば、手傳無之てハ不叶向ニ相見え候、手能宜敷輩申出候様被仰渡候処、随分能く引受、鎧作法出精の旨藤角より申出候ニ付、奉達貴聴候處、御鎧製作の節手傳可申渡旨被仰出間、此段可申渡候、以上、

辰三月八日

御役所
御用人

○十六日、以美座三十郎爲納戸奉行、

○十七日、羽生勇甫寺入于西之表滿徳寺一七日、坐覺府茶湯方簿書不正也、

○同日、叱緒方覺右衛門、以覺府普請方簿書不正也、

○十九日、官以嘉千代君逝去、命禁殺生・鳴物・遊宴・作事、

○廿五日、褒詞上妻九郎左衛門宗義、以師覺府川崎大右衛門、學砲術棒火矢之術也、

○納三狩所獲鹿皮於山奉行所、

○四月二日、於本源寺弓場行射禮、家老西村源五右衛門、物奉行西村甚五兵衛・種子島大九郎・鮫島名賀、組頭西村七左衛門・西村次郎兵衛・西村十郎次・種子島大五郎・時任民之丞、

○四日、使家老・物奉行・用人・組頭見諸士武藝及足輕拳法于廣間庭<sup>三役及組頭
姓名不詳</sup>

○同日、締方横目伊東彦右衛門來、

○八日、異國方御用人大窪源五禁密商唐貨、且示糸荷船漂來之日處置法、如例、

○十五日、以異國船來之候、國老島津安房久備・川上美濃久芳傳長崎奉行令、如例、

○五月五日、與粽各二束于三箇寺、慈遠寺獻同品、

○十三日、以日高惣大夫為無役番頭、

○廿五日、以羽生六郎左衛門爲普請奉行、

○按察一向宗告官、如例、

○六月二日、現和村故羽生傳右衛門葺芋之茅屋火、

縮方横目篠原善七・吉利庄左衛門、吾横目・物頭
到彼地訊問其事、開于左、

(文書)

○縮方横目吉利庄左衛門・篠原善七歸、

○廿日、與米一苞于八板作右衛門、嘗縮方横目伊藤
喜左衛門宿作左衛門宅而病發、舉家看病甚厚、故
及之、

○廿一日、與米一苞于東街市人故平次妻、以縮方横
目病之日扶病數日辛勞也、

○廿三日、與木綿布各三端于門番莖永村徳太郎・所
帶夫中之村矢七、以能勤勞於公事也、

○同日、叱岩河與三左衛門、嘗爲船手下吏而簿書不
正故也、

○廿四日、使三箇寺僧徒祈雨於本源源寺家老・物奉行及
用人不詳姓名

○三十日、夏越如例、西之表庄屋進上、如例、

○七月七日、飾日深公鑑於廣間、而當番家老西村源
五右衛門時熙拜之、

○八日、賞祈孺人平産、與赤米一苞于三箇寺僧徒、

○同日、名代家老西村四郎左衛門時現、詣大會寺而
祭先祖・宗祖及戰死者靈、十三日、詣慈遠寺而祭
祖先・宗祖及戰死者靈、十四日、詣本源源寺而祭宗
祖、十六日、於方丈祭先祖及戰死者靈、

○十四日、以羽生仙右衛門能寧爲家老、鮫島名賀物
奉行、

○廿四日、増田村・野間村・油久村・坂井村・納官
村・安城村、訴風雨傷禾、

○廿五日、馬追、名代家老羽生仙右衛門能寧、物奉
行・用人・馬役不詳姓名、

○同日、以知覽才右衛門・羽生嘉右衛門・河内九郎
右衛門爲高奉行、

○廿九日、命自今後遷秩任職不可越等以乱其序、開

事于左、

(文書欠)

○按察鬼利支丹宗聞于官、如例、

○八月一日、與中紙各二束于大會寺・慈遠寺、大會寺・慈遠寺獻同品、

○四日、縮方横目加治木藤藏・篠原善七來、

○十三日、與伐明畑二斗取于篠川矢五右衛門、賞以彩工不受染彩之價、又修築島之時、為頭取而成揚巨石於海底之機功也、

○十五日、蓮勝寺進上、如例、

○廿五日、知千代患狂風而卒、法號知月幻生童子、

廿六日、葬知月幻生童子於本長精舎、禁殺生・鳴物・遊宴一七日、停普請・作事三日、

○吉良勝兵衛・井元出右衛門寺入七日、坐為覺府邸代官而簿書不正也、

○下村良碩寺入七日、坐為覺府邸茶湯役而簿書不正

也、

○叱下村善左衛門、坐為覺府邸作事方下吏之日作簿不正也、

○縮方横目有川新藏・伊東彦右衛門歸、

○九月朔日、命欲服所賜父祖之衣服、則上書可請命、開于左、

(文書欠)

○九日、使時任右源次講法令書于廣間、

○十月朔日、莖永村日高仁左衛門寺入于日輪寺三七日、坐勤仕不正也、

○十九日、以長野良太郎武清為兵具奉行、羽生新十郎普請奉行、羽生主右衛門山奉行、

○同日、以平山二郎太夫武正為組頭、

○廿一日、與米三石・錢二十貫文于上妻藤四郎妻、以為知千代乳母而多年勤仕、今請暇歸島也、

○十一月二日、以疫病流行、命三箇寺僧徒祈平安、

與札及乘盛於嶋中、

○三日、以嚮所與平瀨平右衛門之扶持高一石取為永代、賞呈腰刀也、

○七日、御船奉行土持權之允傳令、命詳書記、去年六月我地水手破船於土佐國之始終、以可呈之、

(文書)

○十五日刻、前田吉次郎元服、獻太刀・馬代、改字

新五兵衛、與的矢、加冠名代平山藤左衛門親好、

理髮家老西村源五右衛門時照、物奉行上妻九郎左衛門宗義侍席、

○廿一日、叱日高七郎太夫、坐嘗浴于山川温泉竊信他婦女歸也、

○按察一向宗告官、如例、

○十二月十日・十一日、修本光院殿日瑞大居士十七回忌於本源寺、初日八講祖師堂真讀、當日頓寫說道本源寺日理、名代種子嶋大九郎時雍、孺人名代

岩河喜太郎時行、母孺人^{清孝}院、名代河内九郎右衛門

時英、八郎次時中名代西村與三兵衛、左登名代種

子島權左衛門、良照院・穗野・多美名代種子島藤

太郎、左太郎・庄次郎名代河島源四郎、法事奉行

西村十郎次・平山傳一郎武世、靈膳奉行長野良太

郎・西村權右衛門、諸式如例、

○十三日、奏於土佐國彌平次・勇八等破船之事、開于左、

(文書)

○廿七日、三箇寺及廿人家・鍛冶献上、如例、

○歲暮、規式、如例、

文政四年 種子島家譜 廿三代 三十七
久道

- 文政四年辛巳正月元日、國上村獻_二野老_一、
- 二日、覽馬、名代西村四郎左衛門時實・馬役前田次郎左衛門、
- 同日、國上村獻_二瀬物_一、現和村庄司浦獻_レ、
- 同日、八箇寺獻上、如_レ例、
- 四日、上之郡庄官・小觸獻上、如_レ例、
- 六日、初狩、組頭西村與_三兵衛_一・西村七左衛門・

- 平山二郎大夫、山奉行官浦喜右衛門・羽生主右衛門・河内覺右衛門・西村太平次、夕狩場、名代種子島五郎左衛門政賢・物奉行上妻九郎左衛門宗義・用人渡邊源十郎直、西之表庄官獻上、如_レ例、
- 七日、中之郡・下之郡庄官進上、如_レ例、
- 同日、以_レ使_三八板藤角製_二吾甲冑_一、令_三前田太兵衛_一・西村四郎左衛門監_レ之、
- 十一日、甲冑之賀筵、如_レ例、
- 同日、本源寺軍陣・溫座祈念、如_レ例、
- 同日、的始、名代平山藤左衛門親好・用人西村十郎次、射手一番_{美座六太郎}、二番_{飯島市兵衛}、三番_{高日下村善太郎}
- 惣七郎
板李左衛門
- 同日、在郷諸寺獻上、如_レ例、
- 同日、蓮勝寺獻_二神酒_一・粟盛、
- 同日、贈_二佳札于兩本山_一、
- 同日、官被_レ命_二興國寺火消_一、
- 十六日、官命每_三給地高一石_一定賦外賦_二銀二分_一、事開_二于左_一、

○ 六二 新納久邦外三名連署達書

去子之年、川々御普請御用金被為蒙仰、御所帶方極御難渡之折柄、三都御借入又者諸人御借上金を以乍漸御上納相濟候處、右返弁之御見當無之候ニ付、再往奉願候趣有之、去ル子年より去辰年迄五ヶ年引續重出米被仰付、本入有之候得共、過分之金高ニも有之、其上田地虫入ニ而所務引入未御返金都而不相濟、重出米年限之儀も去年迄ニ而答合候ニ付、細密尽吟味候得共、詮立候程之儀無之、尤御上納金之儀者專御高頭ニ相掛候儀故、給地よりも差出候儀當然之事候間、又々當巳之年より来々未之年迄三ヶ年引續、是迄之通重出米被仰付御上納金御借入之向江御返金有之度、左候而諸郷重出米之内五合丈壹ヶ年後居候間、右五合之分者来申之年迄引續、是又同断被仰付度、且又定式御用金之儀も連々大坂表不練合ニ付、去年御役々被差越銀主中江及示談、御趣法向等被相替、以来御上

下料者勿論定式之出銀之儀も、御金割通無滞差出候様御請申出、永年之御規定迄茂被立直候処、砂糖其外諸御仕登之品直段格外之下落ニ而、江戶御練合を始京大坂諸御拂等四萬三千四百兩餘之及不足、此涯右之御取補無之候而者、前件御規定度相崩、銀主中江之約諾致相違、此以後何様之差支可致到来程も難計候、右御取補方之儀別段精々取しらへ有之候得共、通り詰御取縮有之、此上打續重出米被仰付候上者、外ニ殊立候御出方も無之候ニ付不得止事諸人乍迷惑給地高壹石所銀貳分ツ、當年より来申年迄四ヶ年一統出銀被仰付、御産物料不足御取補有之度奉願趣有之候處、當時一統困窮之折柄、別而御氣之毒被 思召上候得共、無餘儀仕宜合ニ而、都而願之通被仰付候旨被仰出候条、上納方ニ付而者以前之振合通可相心得也、

右之通、表方江致通達奥掛御勝手方江可相達候、

正月

(川上久卷)
美濃

(町田久徳) 監物
(島津久備) 安房
(新納久邦) 内蔵

○命_下以_二凶歲_一之故省_二費用_一事_二儉約_一、宜備_二救_一
下民_一之用_上、事開_レ于左、

○六三 申渡書

去秋田地不熟_二付格別之凶歲之段聞及、甚以令心痛候、此元取續者勿論、種子鳴人民救方之儀も無手拔樣精_レ可遂吟味候、此元折柄取締方_二尽吟味候得共、當時勢甚繁榮_二而不遁付合等茂有之、不慮之入價過分有之、作略心之俣難届召仕之女兩人一往致減少、猶又側用人交代、近習役・普請奉行當夏詰減候而者、外役より兼務_二而可然哉、夫_レ之役場相減候而者、彼是不如意も可有之候得共、格別之凶歲_二付、外_二作略之手段_一茂差當無之故、委細遂吟味、此上吟味之筋も候ハ、早_レ可申出

候、

巳正月

役人中

物奉行中

○六四 申渡書

家督以來彼是之故障_二付、初入部致延引、當年者格別凶歲_二而候得共、當秋者左も有之間敷候間、是非可致下嶋、時節柄之事故、諸篇可致作略、其内式_二相掛儀者不及入價樣可遂吟味、才兵衛此節母為見廻暫時之暇願出差下候間、下嶋一件具_二申付置候間、吟味之成行此元江出府之節委敷聞通、其上於此元遂吟味可罷下候、當時之世風甚繁榮_二而、難黙止付合當時入價も過分有之候間、致下嶋候ハ、都而蔵方之都合も可被宜存候、旁委敷可遂吟味候、

正月

役人中

- 以_二鮫嶋九郎次_一爲_二用人_一、
- 與_二高一斜于日高與作_一、爲_二吾僕_一勤仕、今雖_レ請_レ暇不_レ許、豫與_レ之以助_レ費以來多年近待之輩及暇之日因與高也、
- 與_二上下各一領于羽生六郎左衛門・岡留平七_一、六郎左衛門有_二正_一古田村風俗_一之勢上、平七數十年不_レ怠_二直衛_一、故賞_レ之也、
- 點_二檢丁夫・病夫・有職者_一聞_二于官_一、如_レ例、
- 二月二日、市來長兵衛寺_二入于妙昌寺_一三七日、坐_下爲_二覺邸普請方下吏_一簿書不上正也、
- 七日、現和村横目鮫島善太右衛門・榎本惣兵衛・羽生平太左衛門寺_二入于妙昌寺_一各三箇月、作見舞才川仁平太・小山田平吉寺_二入于清浄寺_一各三箇月、去秋以_二田地不熟_一随_レ例豫定賦請_二檢地_一、有司檢_二校_一之、其賦大違幾至_二定賦_一、故罪_レ之也、
- 八日、以_二高崎孫九郎_一爲_二南戶奉行_一、美座庄左衛門馬役、

- 同日、喪_下詞美座庄左衛門、就_二園田與藤次_一學_二兵學_一、受_中其傳_上、
- 十日、締方横目市來十郎右衛門・伊集院清之助來、
- 十一日、以_二濱田勘兵衛_一爲_二世々小船頭_一、以_下爲_二船頭_一器_上也、
- 同日、以_二美座六兵衛・日高杉右衛門_一爲_二番頭_一、
- 同日、命_レ學_二武藝_一者雖_レ得_二其傳_一不_レ許_二私爲_レ師、即今爲_レ師者書_下某年得_二某之傳_一從_二何年_一爲_レ師之事上、以聞_レ之、事記于左、
- 六五 申渡書
- 一学文武藝致出精候様申渡置候処、心掛候面、師家より申出見届候、面々奇特之心入_二候、扱藝道者專不拘名聞信実致修行儀肝要_二候、師範家茂夫、由緒有之者師家江相立、たとへ皆傳いたし候逆も、則表向師範家江相立候儀、向後者不相成候、尤逢免許居候事故、内々之指南方ともハ可致事候

得共、表向之師範家之儀得与吟味之上可相定候、
致皆傳居候者都而師範家ニ相立候ハ、一統之師
範家過分ニ相成、都而混雜之基ニ候、猶又流儀ニ
付多流ニ入門不相成事ニ候、是等者師範家者能存
居筈ニ候、必不取違様可申渡候、當分師範家相立
届候面、何之時代師家江相立候哉、委敷可申越
候、

○廿日、家老・組頭覽^ニ武藝、鎗術鏡智流師範平
山二郎太夫・種子島大五郎、天真流劍術日高孝兵
衛・遠藤壮兵衛、示現流劍術吉良勝兵衛・宮浦半
右衛門、廿一日、性一流劍術羽生主右衛門、水野
流居合羽生嘉右衛門・鮫島宗左衛門・柁原惣右衛
門・上妻周左衛門・下村太左衛門、金子流拳法鮫
島貞伯門弟、無双流棒拳法大瀬源之進足

○武術師範之族、書^ニ爲^レ師之由來^ニ呈^レ之、事開^ニ于
左、

○ 六六 羽生嘉右衛門口上覺

口上覺

師範いつ之時代より相立候哉申出候様被仰渡越承
知仕候、當宮浦半右衛門曾祖父半右衛門と申たる
者、於鹿兒嶋武井源太左衛門より水之流居合劍術
逢免許師範相立為申由、半右衛門極老ニ相成指南
難調訳を以、長野初右衛門江門弟迄附屬仕相讓申
候處、初右衛門ニも極老ニ相成指南相調不申、前
田平兵衛江相讓、當良右衛門迄相續指南仕候處、
良右衛門事目見得不申訳を以指南御断申上候、私
事祖父羽生中右衛門武井源太左衛門より逢免許、
亡父郡兵衛事初右衛門より逢免許申候由緒を以、
良右衛門より免許指南相讓、門弟迄茂私方江附屬
仕、一昨年より師範相立申候、此旨御しらへニ付
申上候、以上、

羽生嘉右衛門

○ 六七 上妻藤十郎口上覚

覚

今度諸流由緒委敷申出候様被仰渡承知仕候、

一 赤井流大筒小筒并火術之儀、祖父七兵衛寛政十二

年申三月川崎家より傳授仕候、

一 日置流射術之儀、祖父七兵衛寛政六年寅六月東郷

家より傳授仕候、

一 鎌倉流馬乘之儀、祖父七兵衛明和五年子三月川上

家より傳授仕候、

右之通御しらへニ付申出候、以上、

上妻藤十郎

巳二月

○ 六八 遠藤壯兵衛口上覚

口上

一 師範家いつ之時代相立候哉委敷可申出旨被仰渡奉

承知候、依之左之通、

一 明和乙酉八年、天真流劍術之巻并竹之内流組打之

傳書、日高文左衛門實本より亡父壯兵衛傳授仕、

夫より段々門人御座候、

一 寛政十一年己未二月、竹之内流鑑組打、亡父壯兵

衛より私相傳仕申候、

一 同十二年庚申九月、天真流劍術之巻并大圓鏡智心

鏡傳、加藤権兵衛様より私相傳仕申候、

一 文化三年丙寅三月、天真乾坤之巻、御同人様より

私相傳仕申候、

右之通相傳ニ而、亡父代より門人段々有之、至

私打續門人御座候而、稽古吟味仕申候、始終之

次第如是御座候、以上、

遠藤壯兵衛

御取次方

御書役衆中

○ 六九 鮫島宗左衛門口上覚

口上覚

私方水之流師範仕候時代委敷申出候様承知仕候ニ

付、左之通、

一曾祖父宗武

右、正徳四年甲午三月、宮浦半右衛門善武より傳

授仕、享保二年丁酉二月より師範相立申候、

一父宗勇

右、明和七年庚寅十二月、岩川作左衛門時員より

傳授仕、寛政六年甲寅八月より師範相立申候、

但宗勇父早世仕、宗勇幼少者ニ而いまた稽古方

相調不申折柄、宗武も相果申候、其以後岩川

作左衛門江傳授仕置申候ニ付、宗勇儀者時員

より傳授仕為申儀ニ御座候、

右之通相傳り申候ニ付、私儀者父宗勇より相傳

仕申候而、當分迄師範仕来申候、以上、

鮫嶋宗左衛門

御取次座

御書役衆中

○七〇 上妻藤右衛門口上覺

覺

稻留流小筒

右指南方仕候様、寛政十年午八月種子嶋家より免

許仕申候、御しらへニ付此旨申上候、以上、

上妻藤右衛門

○七一 羽生平之進口上覺

口上覺

申上候、此節 御墨付を以被 仰出趣ニ付、弓法

師範何之比より仕候哉申出候様被仰渡奉承知候、

然者亡祖父喜兵衛事、寛延四年未十月弓法為稽古

東郷家江入門被仰付、寶曆五年亥五月預傳授、丑

四月扶持高三石所被成下指南被仰付候、夫より亡

父七郎次并私ニも同様指南仕候様被仰渡、是迄取

續指南方相勤申候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、

以上、

羽生平之進

御取次衆中

○ 七二 上妻周左衛門口上覺

口上覺

此節御證文を以被 仰出趣ニ付、成行左條ニ申上候、

私事天明七年未正月水之流緒方曾兵衛より預惣傳授、其より門人有之、指南方をも仕居申候處、其後御下嶋之折御用人座より御用有之罷出候處、其方事水之流惣傳(候カ)□而門人も有之指南方いたし居候由、然者此節 御覽ニ付而者、門人召列可罷出様被 仰渡、夫より以來取續門人御坐候ニ付、指南方をも仕、 御覽并 御見分之度、罷出申事御座候、

右之趣御札ニ付申出候、以上、

上妻周左衛門

○ 七三 種子島政賢口上覺

口上覺

此節武藝諸流師範由緒申上候様被仰渡、左ニ奉言上候、

一 明和五年子正月より、本心鏡智流鎗術稽古方仕申候内、指南平山拓右衛門より鍵表三段傳授仕候、私十四歳ニ而御座候、

一 安永元年辰十月、亡種子嶋十郎太夫様亡平山藤左衛門同伴ニ而、本師梅田九左衛門様江參上稽古之儀、久芳公より御頼之旨趣右兩人より演説有之候、其節私十八歳、

一 安永二年巳十月、中極意曲尺合傳授仕申候、私十九歳、

一 安永七年戌九月、種子嶋内指南免状授り申候、久芳公より御扶持高式石頂戴仕、拓右衛門同断指南仕候様 御證文を以被仰渡申候、其節私式拾四歳ニ而御座候、當巳之年迄四十四年ニ相成申候、

一 寛政二年戌二月、久照公より御扶持高三石頂戴

仕申候、傳書年数等段、傳授之砌ニ而御座候、其節私三十六歳、

一文化二年丑十一月、當梅田丸左衛門様より本心鏡智流惣傳仕申候、久照公よりは迄御扶持高五石所相傳、御扶持高ニ被仰付申候、其節私五拾壹歳、

一文化十年酉五月、當御番頭より梅田先生方江稽古出精之門弟名前申出候様被仰渡候節、別紙を以私儀身分違之者ニ御座候得共、数十年無懈怠稽古之申出ニ相成申候、久照公被為達 御聴申候處、御鎗忝本頂戴仕申候、

右之通 御代、被為加 御憐愍、御恩沢ニ而稽古并指南仕家内を養ひ申候儀、冥加至極難有仕合奉存候、此段御申頼存候、以上、

種子嶋五郎左衛門(改實)

御取次衆中

○ 七四 日高源七郎口上覺

口上覺

此節何年間之比より指南仕候哉申出候様被仰渡奉畏候、然者私方之儀亡祖父日高藤右衛門事加藤權兵衛清風様江入門仕、寛延三年午二月竹之内流腰之廻り預御傳授、宝曆二年申五月天真流劍術・竹之内流組打御傳授被下候、左様御座候而、其後同五年亥之五月より入門人誓紙等相見得申候、依而此旨言上仕候、以上、

日高源七郎

○ 七五 宮浦半右衛門口上覺

口上覺

申上候様子者、流儀師範何之比より相勉候哉之旨被 仰出趣承知仕、左ニ申上候、

私事 御先君様御代示現流為稽古東郷家江入門之儀奉願候處、御用頼藤嶋孝右衛門殿を以東郷家江御頼筋被 仰入、稽古仕取次被差免申候處より、

流儀懇望之人江者、内輪ニ而一兩年教方仕居申候處、大歛院様御下屋敷へ被遊御座候折ニ而、内輪ニ而稽古仕候段被 聞召上、奉備 御覽候様被仰出趣奉承知候、寛政九年巳九月廿九日御廣間於御庭諸流同日奉備 御覽候處、其節より表向師範相勤候様被 仰渡、早速師家江茂右之届申越、是迄取次師範仕来申候、此旨被 仰上可被下儀奉頼候、以上、

宮浦半右衛門

御取次座

御書役衆中

○ 七六 梶原源左衛門口上覚

口上覚

水野流劍術居合

右、寶曆十三年末八月、岩川作左衛門より親岩右衛門皆傳仕、天明元丑年より師範仕申候、私事家傳ニ而是迄師範仕来申候、是等之段書付を以申出

候様被仰渡、如此御座候、以上、

梶原源左衛門

御取次座

御書役衆中

○ 七七 種子島時雍口上覚

口上覚

此節師家被召立候時代申上候様被仰渡承知仕候、私方之儀、安永七年 久芳様御代親郷兵衛北條十左衛門様より御免許被仰付、其節詰御役人祖父郷兵衛ニ而御座候ニ付、御物奉行西村五次右衛門江右之趣申出置候處、免状差出候様被仰渡、差上候得者師範可仕旨御口達を以承知仕居候、然者郷兵衛ニ茂最早極老ニ罷成申候ニ付、私江引渡居申候故、此段申上候、以上、

種子島(時雍)大九郎

御取次衆中

○ 七八 平山親好口上覺

口上覺

武藝諸流人々家江傳候年間御しらへニ付奉承知候、私方江相傳候鎗術之次第、美座七郎右衛門時甫并祖父藤左衛門、種子嶋權四郎時興様奉師稽古仕候處、久馮公より寛延二年己巳六月種子嶋諸士師範可仕旨被 仰出、系圖ニ相見得申候、夫より亡父拓右衛門と申時分、御本家先梅田九左衛門様御方江罷出、宝曆十三年癸亥十月中極意御傳授、夫より亡父私ニ至り御本家より段々御傳授被仰付、今ニ取次仕居罷在申候、此等之段御しらへニ付書記差出申候、以上、

平山藤左衛門^(親好)

○ 七九 羽生主右衛門口上覺

口上覺

此節御證文を以細々被仰出、就中當分師範家之面々何時代より其株相立候哉、委細可申出旨具ニ謹

而奉承知候、元來不才之私列、其株居申候得共、

家傳ニ而者無之、私より預傳授申候ニ付、已來左

ニ奉言上候、

一寛政九年丁巳七月、坂元廉四郎殿方江入門仕度存申候而御願申上候處、難有蒙 御免、當時御用頼村瀬利左衛門殿を以、右之趣被仰入被遊被下、其後則入門仕申候處、御藏方より右ニ付進物被成下候、

一享和二年壬戌正月廿八日、當坂元廉四郎殿より性一流劍術中傳授被成、取次被差免申候、未熟之私類ニ陳謝仕申候得共、師命難遁不得止事承知仕上、誓紙起證文互ニ相受取申候、然處廉四郎殿より書付を以御役人方へ相付、右之趣被奉達 尊聴度届申出御座候、當時詰御役人牧庄左衛門殿ニ而御座候、

一文化五年戊辰三月十八日、性一流奥儀預傳授申候、然者承候者此節ニ至り悉致皆傳候間、向後ハ誓紙血判状差遣ニ不及、且又引渡等之儀盡了次第

可取計との事ニ御座候、

羽生主右衛門

御取次衆中

○ 八〇 吉良勝兵衛口上覚

寛政十一年午二月廿一日、伊集院家へ稽古ニ罷出、十二年申八月取次被申付承知仕居申候ニ付、前より御照覽之節も門弟中頭取仕罷出来申候、以上、

御取次座

吉良勝兵衛

御書役衆中

○ 八一 下村太左衛門口上覚

口上覚

申上候様子者、私方水野流抜刀劍術指南仕候儀、委細申出候様被仰渡候ニ付左之通、

一 水野流抜刀之儀者、寛政三亥之年上妻鉄右衛門よ

り相傳仕居申候處、追々門弟御座候而指南仕来申候、

一文政二卯年、水野流本師東次郎左衛門様方江入門仕致稽古申候處、目錄表段々相洩候、年数御座候而無残所傳授仕、巻物相添御引渡ニ而御座候、一其節東家より被仰聞趣、於種子嶋本家流儀致稽古度望人有之候ハ、致師範候様書付を以被仰付、別而當分門弟多指南仕居申候、此段申出候、以上、

御取次座

下村太左衛門

御書役衆中

○ 八二 鮫島貞伯門弟中口上覚

口上覚

武藝諸流申出候様被仰渡委細承知仕候、付而者亡鮫嶋貞伯金子流之儀者、享和癸亥閏正月廿八日、

坂元廉四郎殿より右貞伯へ傳書相渡候と相見

得申候、稽古之儀者、右之年より貞伯方江入門之人御座候而、稽古仕申候、其外委細之儀者我々存知不申、依而此等之趣宜被仰上被下度奉頼候、以上、

亡
鮫嶋貞伯

門弟中

御取次座

御書役衆中

○ 八三 西村時貫口上覚

西村四郎左衛門

時尚

右、從

栖林久基公并権四郎時興様御直相傳被 仰付候、

西村友左衛門

時武

右、久基公御相傳之平山休兵衛兼當、久基公并時興様御相傳之西村四郎左衛門時尚、兩人より

皆傳仕申候、

西村源左衛門

時風

右、平山休兵衛兼當・岩川作左衛門時似・西村四郎左衛門時尚・同苗官左衛門時武ニ相付稽古仕、時武より皆傳仕候、

右、御傳法之山鹿流兵学傳授之由緒御しらへニ付申上候、私事者源左衛門より去亥春皆傳仕申候、依而此段申上候、以上、

西村四郎左衛門^(時貫)

御取次衆中

○ 八四 羽生六郎左衛門口上覚

口上覚

申上候、私方故実指南方之儀者、享和二年戌暮伊勢家江入門仕、其後鹿兒嶋出府之每度稽古仕、又候去文化五年辰春故実為稽古方出府、右在旅中段之御傳授猶又御印可指南取次受御免許申候事御

座候、然者其御 日瑞様御證文ニ而仰出之趣難有
承知仕候者、種子嶋へ故実傳授之者無之、然處此
節從伊勢家指南取次方受免許候ニ付而者、至而御
仕合被 思召上候故、無間斷永代取續御嶋中門人
相廣り候筋出精仕候様ニとの儀、誠ニ以至極恐入
奉畏居申候、然者追々門人相廣り指南方仕、又々
去文化十四年丑夏鹿兒嶋話合之節、不相替稽古罷
出申候處、相残居申候御傳法産弓鳴弦其外之法式
物并極意箴矢からミ迄御相傳被 仰付、猶又追々
門人等も相重ミ、指南方仕来申事御座候、此節私
方故実指南之子細奉言上候様被 仰渡趣承知仕、
右之通御座候、以上、

御取次衆中

羽生六郎左衛門

○於_ニ覺府邸_ニ家老・物奉行・用人・取次役舊着_ニ肩
衣袴_一、頃日廢_ニ是事_一、故命_四自_レ今復_レ旧須_ニ服_ニ
肩衣袴_一、

○按_ニ察_一一向宗_ニ聞_ニ于_ニ官_一、如_レ例、

○締方横目加治木藤藏・篠原善七焔

○三月三日、講_ニ法令書_一、如_レ例、

○同日、與_ニ艾餅_ニ于_ニ三箇寺_一、慈遠寺獻_ニ同品_一、

○同日、賀_ニ瀬引_一、西之表庄官獻上、如_レ例、

○四日、免_ニ古田村未進米八十石_一、先_レ是庶民怠_レ

農欠_レ稅、於_レ是撰_ニ庄官_一定_ニ高奉行_一、正_レ俗勸_レ

農、今其風稍變、務_レ農納_レ稅、不待_ニ府庫之

助_一、繕_ニ田地之壞_一修_ニ溝洫_一、故免_レ之、以益勸_ニ

農業_一、

○六日、納_ニ狩所獲之鹿皮一枚_一于_ニ官_一、

○十一日、住吉村之與平次船_二枚帆_一、水手_二將_レ赴_ニ覺

府_一、昨十日開_レ港、中途風浪惡、於_ニ顯娃大川洋

中_一破_レ船、乘_ニ橋舟_一欲_レ上_レ岸、去_ニ岸邊_一可_ニ三

十間_一、巨濤覆_レ之、與平次・喜三者上_ニ大河浦之

東_レ笹原之鼻_一、女洲浦之彌平次者溺死、十八日

得_ニ彌平次骸_一于_ニ塩屋浦_一、即葬_ニ于_ニ知覽西福寺_一、

顯娃浦役小山伊右衛門・上野六次郎、知覽浦役的

場仲左衛門・鮫嶋仲兵衛、贈書告于覺府邸、

○十八日、笹河彌五右衛門寺入于本因寺二箇月、坐犯_下法伐_二古田山翳前之山_一爲_中墾田_上也、

連及古田村山役渡邊市之進寺入于妙泰寺一七日、

○同日、古田村横目渡邊新左衛門・庄官鮫島仲兵衛寺入于淨光寺一五七日、坐_下不_レ告_二于山役_一猥與_レ伐_レ山拳書于笹河_中也、

○廿四日、叱_二山縣平四郎_一、犯_レ法商_二牛皮_一故也、

○褒_二詞羽生直一郎_一、賞_下就_二伊勢氏_一學_レ禮受_中其傳_上也、

○出_レ令定_二家老及諸有司之禮服行列事_一、開_二于左_一、

○八五 申渡書

種子嶋之儀、前方者夫々諸式致全備爲居咎候處、遠海之処他之見聞も無之、漸々相流每物作略勝_二相成、作法爲取失儀も有之、萬端之諸式初入部致

候節、細々可申渡存含居候處、故障之儀ニ付下嶋

茂是迄及延引、當暮ハ下嶋之筋致治定置候間、其節委敷可申渡候、其内主水殿江も致相談取窮候ケ

条前以申渡置候、三役之儀者格別之重役ニ而候間、平人と相替り輕重之分別無之而不叶儀候間、

前方ハ其取別爲有之由候得共、作略のミニ而當分者平人同様之姿、甚以如何之至、右躰上下之差別無之處より每物不束ニ成立、自然与上之威光も薄

く相成、政道も難立、當時節柄諸向取締之砌、花美ニ取計候様との趣意ニ而者決而無之、第一上下

貴賤之弁別有之事ニ候、式作法屹与相立候筋之旨趣ニ而候、仮令三役之常服次肩衣致着候ニ付而も

必立派ニ取仕立候ニ不及、只式を合候迄ニ而、木綿又者芭蕉類ニ而至極處末ニ調可然候、

年頭供定左之通

一 若黨式人 役人

一 手鍵

一 草履取

一 若黨忝人		物奉行
一 手鍵		
一 草履取		
一 若黨忝人		用人
一 草履取忝人		
三月三日	五月五日	七月七日
八月朔日	九月九日	
一 若黨忝人		役人
一 手鍵		
一 草履取		
一 若黨忝人		物奉行
一 草履取		
一 若黨忝人		用人
一 草履取		
一 平日小者忝人ツ、		物奉行以上可召列、用人之儀
者勝手次第、		
一 三役平服次肩衣、		
一年頭無役之役人組・諸奉行役人組二男小者忝人、		

一 役人三男・平士小者勝手次第、	
一 三役年礼役人組其外諸役人迄、	其余者口上書又使
札三而可相濟事、	
一 奥醫師	
一 表醫師	
右、	是迄為定儀も無之候間、側醫師定數五人・表
醫師五人と相定、	誓紙等可申付候間、人数等可致
吟味候、	
一 諸郷役目之者共、	麓役方へ差越候節、祝儀事ニ
付差越候節者自然上下可致着、	常之見廻者袴可致
着候、	
一 三役之儀者用達定置、	役柄不相當之用向者用達名
前を以可相弁候、	
一 三役并役人組妻女者、	差別無之候而不相濟候故、
不相當無之様可遂吟味候、	
一 夫相果以後、	妻女髪を切候儀者通例之儀、以後髪
結方菱折ニ致候儀者、	役人組以下平士迄、其余下
二者不相成候、	

右、種子嶋江可申越候、

○以森十郎右衛門爲用人、

○四月七日、國老新納内藏傳命、告三月四日世

子國丸君元服奉稱字、又三郎諱忠方、事開于左、

○八六 新納久邦達書

若殿様御事、先月四日

太守様 御加冠、御家御傳來之通御元服之 御式

有之、御名又三郎様と御改、御実名忠方様と奉

稱、御作法萬端御先格之通首尾能被為濟候段御到

來候、依之御一門方・諸大身分・月次御礼罷出候

面々、明後九日四ツ時登城、御三殿様 若殿

様へ御祝儀、於席々謁 御家老可被申上候、

四月七日

(新納久邦内藏)

○八日、異國方御用人大窪源吾禁私商唐貨、

示糸荷船漂流之日處置之法、如例、

○九日、國上村庄屋河内覺左衛門・作見舞中村儀左

衛門寺入于妙昌寺、五七日、横目黒木與三左衛

門・落合十太寺入于日輪寺、五七日、坐賦貢

税有不正之事也、

○十日、國老新納内藏久邦傳命、令避世子之

諱、事開于左、

○八七 新納久邦達書

又三郎様御実名 忠方様と奉称候二付、右御実名

之字且又唱同様之文字等者早速可相改候、

右之通表方江致通達、奥掛御勝手方へも可相達

候、

四月

(新納久邦内藏)

○十五日、以異國船來之候、國老新納内藏久邦

・島津安房久備傳長崎奉行之命、如例、

○廿六日、種子島熊千代元服、加冠名代家老知覽才

兵衛行寬、理髮家老前田太兵衛宗周、改_二字_一郷十郎、獻_二太刀一腰馬代銀_一、賜_二盃酒及的矢一手_一、

○踊郷士木佐貫_三左衛門_二男源右衛門有_レ罪見_レ放來、

○官使_三水手金七納_二罰錢四百文_一、坐_下不_レ持_二信牌_一爲_二權現丸水手_一之_中大島_上也、

○褒_下詞_下鮫島五郎兵衛、就_二折田家_一學_二書禮_一受_中其傳_上、

○五月五日、與_三粽各_二一束于_三箇寺_一、慈遠寺獻_レ同品、

○十八日、末川將監久滿上書請_下孺人隨_二久徵_一赴_中于種子島_上、國老町田監物久視傳_レ命見_レ許_レ之、事開_于左_一、

○ 八八 末川久満口上覚

口上覚

種子嶋伊勢家督後初而私領種子嶋江罷越度御暇之

願申上候處、願之通被仰付候間、當秋海上平和之時節罷下_二苦御座候_一、右_二付於隣殿_一も同列種子嶋江被罷下度被存候、尤先祖代より家督後初而私領江差越候節者、家内一同被差越仕来_二而_一、伊勢より五代之祖彈正江御入興之御方_二茂_一、御越有之先例も御座候間、旁以於隣殿_二も被罷下度被存候_一付、右之趣申出候様於隣殿より致承知、此段申上候、以上、

五月十八日

末川將監(久満)

本文、巳八月十五日、月番御用人嶋津要人御取次を以、御家老監物殿より御口達を以、願之通御暇被下候旨、用頼染川氏承知、

○廿日、官令_下水手甚助・與市兵衛納_中贖錢_上、坐_下去年夏到_二德之嶋_一船中私有_下載_二砂糖_一者_上、不_甲察_二知之_一也、

○廿二日、島間浦之庄吉妻_中之村百_上自縊、村吏不_レ告_レ之、世人傳称夫妻諍論殺_レ之、召_二村吏_一問_レ之

其言不分明、於是締方橫目市來十郎右衛門・

伊集院清之助、吾横目渡邊源十郎・平山傳一郎到彼地、訊鞠親戚及近隣之徒、竟得自縊之實、即事聞于官、

○按察一向宗告于官、如例、

○晦日、長野喜山寺入三七日、坐之為下於島間製蠟下吏、簿書不正也、

○六月廿九日、賀夏越、西之表庄屋献上、如例、

○七月一日、吉良勝兵衛寺入七日、坐簿書不正也、

○七日、飾日深公鑑于廣間、家老種子島五郎左衛門政賢拜之、

○八日、名代種子島三左衛門時孝詣於大會寺、十三日、詣慈遠寺、各祭先祖・宗祖・戰死靈、十四日、詣本源寺祭宗祖、十六日、

於本源寺方丈祭祖先及戰死靈、

○九日、國老傳懸官之命、令下以新改鑄金

銀、持古金銀者速呈之宜、易所新鑄者、

○十二日、猶原周兵衛・八板木工之進寺入三七日、羽生平十郎寺入三七日、三浦藤兵衛寺入一七日、猶原・八板為覺邸代官、羽生為作夏方下吏、三浦為普請方下吏、坐各其簿書不正也、

○廿日、與米二斗于笹河彌五右衛門、以初作下運送材之筏上、其用有大便利也、

○以美座平兵衛時息為物奉行、

○監察耶蘇宗告于官、如例、

○晦日、大風大傷禾、

○八月朔日、與中紙各二束于慈遠寺・大會寺、二箇寺亦獻同品、

○五日、野間村足輕柳田孫左衛門繫牢百五十日、借同村百姓利十郎錢、一日、利十郎至孫左衛門宅責償之、孫左衛門怒之、取手斧振之、以鋸牽斷其耳、且打擲、雖為輕卒之身、暴行堪惡、故罪之也、利十郎坐與孫左衛門、證論妨上納炭二俵、

- 同日、住吉村六左衛門繫_レ牢百五十日、借_レ錢于
牧川之牧瀬市次郎、市次郎來責_レ之、六左衛門
怒惡聲叱咤、擲_レ之至昏倒、故罪其暴行也、
其子六藏坐_レ在其席、不_レ制_レ止諍論、納_レ炭十俵、
市次郎坐_レ以_レ帶刀之身、失_レ威儀、所_レ為_レ賤者、暴
慢_レ叱_レ之、
- 十二日、所_レ賜_レ于中之村庄屋_レ之流人龜次郎、
坐_レ竊盜_レ下_レ獄、事聞_レ于官、
- 十三日、以_レ凶歲_レ止_レ馬追之式、遣_レ馬役_レ執_レ唯
及_レ三歲_レ駒_上、
- 十五日、蓮勝寺獻_レ神酒・齋盛、如例、
- 十九日、小川新左衛門寺_三入_レ于本因寺_二五七日、
武田源之進寺_三入_レ于本善寺_二五七日、以_レ有_レ其行
不_レ正之說_二也、
- 廿四日、締方横目_〇玉小八・篠原善七來、
○下村良碩寺入_三三七日、坐_レ簿書不_レ正也、
- 西之村田地十三賦_{以五斛}爲_レ賦不_レ入_レ賦田七十九區、平
山村百五十一賦不_レ入_レ賦田六百八十九區、莖永

- 村八十八賦不_レ入_レ賦田五百六十區、上里村六賦
不_レ入_レ賦田五十四區、中之村田地_{數失其}、島間村五
賦不_レ入_レ賦田四十九區、坂井村四賦不_レ入_レ賦田
六十七區、安城村七賦不_レ入_レ賦田三十二區、納
官村六賦不_レ入_レ賦田三十區、國上村二十六區、
野間村二十四區為_レ大風蝗虫_二所_レ傷、隨_レ其損_レ
減_レ賦有_レ差、
- 九月三日、島間村河東運右衛門・鮫嶋庄之進・柳
田半右衛門各免_レ横目_一寺入_一一七日、河東貞兵衛
免_レ保正_一寺入_一二七日、坐_レ處_レ置_レ庄吉妻縊死之事_一
不_レ正、連及庄吉伯父庄九郎納_レ罰錢一貫文、
叱_レ落合嘉左衛門・森十郎右衛門、
- 九日、使_レ西村十郎次講_レ法令書、如例、
- 廿六日、中之村百姓金六為_レ安城村川脇塩戸僕、
其子金之允國上村湊塩戸僕、父子共凶戾姦惡、
當_レ娘縊死_一謂_レ庄吉殺_レ之、強貪_レ取米一斛錢十貫
文、於是訊鞫中_レ下_レ獄、今定_レ罪及_レ茲、
- 締方横目市來十郎右衛門・伊集院清之助歸、

○國老川田信濃佐摸命除_二士・足輕_一、點_二檢百姓
・社人・出家・寺門前・浦人等之戸口_一、限_二來
年四月_一可_レ呈_レ之、

○褒_二詞長野良太郎・遠藤忠之允_一、長野就_二坂口
家_一學_レ劍、遠藤就_二加藤家_一學_レ劍、共受_レ其傳_一故
也、

○褒_二詞柳田貞吉_一、不_レ受_レ賃米錢_一製_二鐵炮之鏽_一故
也、

○十月二日、種子島千松・種子嶋龜太郎・渡邊熊太
郎・野間太郎次初謁見_也頃新命冠禮、彼輩直元服之家格
也然年頗長無由行冠禮、故準

直元服_之獻_二太刀・馬代_一、名代家老時任丈左衛門
時子・家老羽生仙右衛門能寧・物奉行種子嶋大九
郎時雍・用人種子嶋大五郎・奏者時任右源次、各
與_二的矢一手_一、

○同日、八板龜袈裟・上妻九郎次・子嶋長次・上妻
源吉・河内次郎・羽生紋九郎、獻_レ矢謁見、

○同日、猶原直次郎・河東專藏・上妻幾次・日高新
次郎・西村宇平太・柳田直次郎・名越百袈裟・河

野庄太郎・桑山貞次郎・上妻藤次郎・八板平次・
八板小次郎・武田豊次郎・下村次郎・國上龜袈裟
・最上孫千代・宮浦辰次郎、獻_二火繩_一初謁見、

○七日、古市甚次郎・吉平庄次初謁見獻_二火繩_一、
名代家老羽生仙右衛門能寧・家老種子嶋大九郎時
雍・用人平山傳一郎武世・奏者時任右源次、

○八日、現和村鈿綱_二故妻鮫嶋與平次女坐_三姪乱而
有_二不正之行_一、爲_二西之村百姓婢_一、連及鈿綱_二
寺_一入于日輪寺_二三七日_一、

○十八日、未之刻、久徵夫婦及母孺人歸_二自覺府_一、
家老知覽才兵衛行寬・用人鮫嶋九郎次・船奉行平
山_一右衛門・南戶奉行長野良太郎・納殿役人知覽
翁左衛門・醫師吉良見龍・牧瀬玄雄・遠藤杏庵從
來、又御廣敷番之頭梅北新兵衛・御廣敷醫師西玄
哥以_二公命_一隨_二孺人_一來、

○十九日、久徵夫婦及母孺人拜_二持佛堂_一詣_二三箇
寺_一、歸而於_二奥座_一見_二家老_一・物奉行・用人_一與_二
盃酒_一、

○同日、國老告立花左近將監母夫人之喪、停樂三日、

○廿日、見組頭及家老組・諸奉行・諸士於廣間組頭

・家老組獨禮、諸奉行以二人、諸士四人

○廿三日、使家老・物奉行・用人妻候安否、

○廿四日、獻肴一折賀普之進殿誕辰、即賜金子百疋、

○廿五日、使平山傳一郎講大學于廣間、畢而

觀武藝、一番本心鏡智流鎗術師範平山次郎太

夫・種子島大五郎、次天真流劍術師範日高源七郎

・遠藤壯兵衛、次示現流師範吉良勝兵衛・宮浦半

之允、廿六日、竹之内流組討腰之廻師範日高源七

郎・遠藤壯兵衛、性一流子島龍藏羽生主右衛門、心以旅中代之

影流師範長野良太郎、水之流師範羽生嘉右衛門・

梶原惣右衛門・鮫島宗左衛門・長野良太郎・下村

善太郎父要二在寬府、故代之、無双流師足輕大瀬源兵衛、終而

與酒盃于師範之族于流蓋弟子、大瀬者兵具奉

行與酒盃、

○廿七日、詣伊勢宮、

○廿九日、詣日典之墓、

○以孺人妊娠北條右門上書、請見示平産之日

獻上等處置之事、開于左、

○八九 北条守道伺書

(八九の1) 於隣殿妊娠、男子又者女子出生有之候ハ、御届可

申哉、右二付七夜祝之節

御三殿様 御前様 若殿様其外御子様方江種子嶋

伊勢并於隣殿より進上物之儀、何分被仰付被下度

奉存候、此旨奉得御差圖候、以上、

十月 北條右門守道

(八九の2) 張紙

本文御平産御届之儀者、用頼を以御側御用人江相附可被申上候、進上物之儀者別段申渡通二

候、

十月

(島津久備) 安房

○褒_下詞長山喜兵衛、就_二坂元家_一學_二拳法_一受_中其傳_上、且命_下為_二鮫島貞伯養子之相_一令_中彼拳法習熟_上、

○十一月四日、止_下歸嶋之明日入_二平山家・西村家_一之式_上、古来自_二覺府_一歸嶋之翌日以_レ入_二西村家_一為_レ式、安永元年西村官左衛門有_レ罪籍没流_二于鬼界島_一、故日喜公歸島之翌日入_二平山藤左衛門頭友家_一、后西村四郎左衛門時現為_二官左衛門父四郎左衛門時尚後嗣_一建_レ家、故上書請_レ復_レ舊、平山藤左衛門亦請_レ之、於_レ是與_二親戚_一相議止_二此式_一、事關_二于左_一、

○九〇 申渡書

一御先代より、御下嶋翌日西村四郎左衛門宅江被為_二入來候處_一、西村家断絶以來久芳様思召を以、平山藤左衛門宅江被為_二入來候_一、其後四郎左衛門へ家跡相續被仰付、此節初入部_二付双方より書物為差出

由_二而伺越_二付、類中江茂相談之上、翌日差越候儀延引_二而、兩家江差越候迎外役人組より格別相替儀_二而も無之、久芳様御代諸家御定有之役人組同格為被定置事故、心得違有之間敷候、猶又文書_二茂委敷可記置候、

巳十一月

役人中

○同日、随_二先例_一為_レ巡_二察_一一島風俗、久徴夫婦及母孺人啓_レ行、先詣_二妙泉寺_一、到_二住吉村_一詣_二本成寺_一・住吉明神_一、五日、到_二野間村_一詣_二日輪寺_一、六日、到_二坂井村_一詣_二淨光寺_一、七日、詣_二熊野權現_一、到_二平山村_一詣_二善福寺_一、八日、過_二上里村_一詣_二善林寺_一到_二莖永村_一、九日・十日、在_二莖永村_一詣_二遠妙寺_一、十一日、詣_二宝滿宮_一、十二日、到_二中之村_一詣_二本善寺及真所八幡宮_一、十三日、到_二西之村_一詣_二本因寺_一、十四日、獵_二于西之村山_一、十五日、到_二島間村_一詣_二本妙寺_一、十六日、狩_二于坂井山_一、到_二油久村_一詣_二本隆寺_一、

十七日、到増田村詣清浄寺、十八日、狩納官山宿濱津脇、十九日・廿日、狩、廿一日、歸城、

○同日、捧祝文于一島神社祈孺人平産、

○九日、以時任右源次為用人兼組頭、美座三

十郎組頭、岩川喜太郎(納)南戸奉行、

○十五日、普之進殿初着袴賀之、久徵夫婦獻二

種子普之進殿、同品于 太守公、 公亦賜二

肴代各百疋于久徵夫婦、普之進殿賜同品、

○廿三日、油久村阿高磯之勘九郎宅火、人馬・宗門

手札無恙、

○國老嶋津安房久備傳命禁殺牛馬、開于左、

○九一 島津久備申渡書

牛馬を殺候儀、従前々御大禁之事候處、於嶋々者牛馬を殺食用等いたし候者聞々有之哉被聞召通、不可然儀思召候、於琉球祭礼等殺來候分者左も可有之候得共、猥ニ食用等殺候儀、向後

屹与不相成旨訳而申渡、猶又渡海役々より時々申聞、乍其上於相背者御仕置可被仰付候、右之通被仰出候牛馬殺御大禁之儀、於嶋々も承知之事而取違者無之筈候得共、向後屹与 御制禁を相守候様嶋役々共より分而可致取締旨、渡海之役々より稠敷申渡、此上違背之者も候ハ、被行嚴科、役々者勿論詰役迄茂可及沙汰候条、此上諸嶋江可申越旨申渡、詰役々江も申越、可承向へも可申渡候、
十一月
(島津久備)
安房

○諸縣郡高城百姓源右衛門以竊尊崇一向宗、罪甲見放來、

○按察一向宗告于官、如例、

○十二月一日、随先例三組之士欲為武樂賀中家督、若輩等相議曰、今也奉正貴賤宜守其分之命、然以組士住市街中者無異商人、豈與粉粧于面為歌舞妓者同列而為樂哉、竟就組頭言之、組頭達家老、家

老達焉曰、余亦熟思之、幾五年、而未能決、

到本府之日與親戚宜議之、於今緩之可也、家老告之庶士、庶士曰、以臣等之言勞君之心志、甚堪恐懼、請以旧例爲樂、願許觀之、令曰、觀與不觀不足論、定貴賤之分者豈爾等之所計也乎、終不成樂、

○五日、以河東專左衛門爲馬役、勝手方如旧、

○同日、竹之川塩屋火、人馬等無恙、

○十一日、入三時任丈左衛門時子家、與上下一領、孺人與三帶時子妻、時子亦獻太刀・馬代、

○十三日、上妻新七獻斗搗之餅、如例、

○十六日、入知覽才兵衛行寬家、獻賜如例、

○十七日・十八日、觀于西町俳優於城内、

○十九日、觀上西之表・中西之表・下西之表野樂于本源寺、

○廿日夜寅刻、孺人産女子、産弓時任丈左衛門

時子、字久美初暫稱阿久利

○同日、公儀流人寅吉死、事聞于官、

○廿七日、三箇寺・二十人・鍛冶進上、如例、

○廿八日、島間村牛野塩戸藤右衛門妻縊死、締方横目篠原善七・兒玉小八、吾横目渡邊源十郎・平山傳一郎監察死骸、事聞于官、

○國老市田長門義宜命頃日呈于官書中多記月不記日、向來須記三月日、

○孺人賀三歲暮獻肴各一折于太守公・前太守公・大信公及太守公夫人・世子又三郎君・英姬君、久徵夫婦獻破魔弓一飾・肴一折于普之進殿、

○歲暮、規式、如例、